

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

平成 3 0 年 6 月

東 北 大 学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	9
	第3章 教育方法	28
	第4章 成績評価及び修了認定	46
	第5章 教育内容等の改善措置	68
	第6章 入学者選抜等	74
	第7章 学生の支援体制	99
	第8章 教員組織	112
	第9章 管理運営等	131
	第10章 施設、設備及び図書館等	139
	第11章 自己点検及び評価等	145

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

(2) 所在地

宮城県仙台市青葉区片平2 丁目1-1

(3) 学生数及び教員数（平成30年5月1日現在）

学生数： 75人

教員数： 26人（うち実務家教員 5人）

2 特徴

(1) 東北大学大学院法学研究科・法学部の沿革と理念

東北大学大学院法学研究科・法学部は、大正11（1922）年に設立された、東北帝国大学法文学部を前身とし、昭和22（1947）年に新制大学に切り替わった後、昭和24（1949）年に法学部、昭和28（1953）年には大学院法学研究科がそれぞれ発足した。

建学当初より、「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神をもとに、研究の成果を人類社会が直面する諸課題の解決に役立て、指導の人材を育成することによって、平和で公正な人類社会を実現することをその使命としてきた本学にあって、大学院法学研究科・法学部も、数多くの優秀な人材を社会に送り出してきた。

そして、平成12（2000）年4月、東北大学大学院法学研究科は、大学院重点化に際して、従来の公法学・私法学・基礎法学・政治学という伝統的な4専攻を、「総合法制専攻」、「公共法政策専攻」、「トランスナショナル法政策専攻」の専攻へと再編した。これまで多数の法曹を輩出してきた大学院・学部における教育を見直し、法曹をはじめとする広義の法律専門家の養成を目的とする「総合法制専攻」を中核とし、法科大学院を先取りする形で、学部・大学院を通じた法学教育の充実を目指す「選択的6年制構想」は、司法制度改革の動きの

中、平成16（2004）年4月、東北大学法科大学院の開設に結実した。

(2) 法科大学院の教育理念と教育体制

東北大学法科大学院は、その教育の理念として、「優れた法曹」の養成を掲げている。その理念を実現するため、次のような教育体制を整備している。

① 段階的・反復的教育による理論的基礎の確実な修得

「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確にかつ創造的に対処するためには、法の理論に関する深い理解が必要である。実務に必要な学識を修得させるため、法律基本科目である、第1年次基本科目、第2年次基本科目、基幹科目（第2年次）、及び応用基幹科目（第3年次）では、基本7法を、その体系に即して、段階的に繰り返し学ぶことにより、理論的基礎を確実に定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させ、緻密で的確な議論を論理的に展開する能力を涵養している。

② 多彩な教員による多様な科目の提供

東北大学法科大学院の教員団を構成する研究者教員・実務家教員の多彩さを反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する授業科目が充実している。このような科目の履修を通じて、学生がその視野を広げ、先端的な分野への関心を喚起し、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作り上げることを可能としている。

③ 学習環境・学習支援体制の充実

24時間利用可能な自習室（固定席）や充実した図書室など、良好な学習環境が整備され、修了生にも、「法務学修生」の制度により、在学中と変わらぬ良質の学習環境が提供されている。教員・修了生（弁護士、司法修習生及び司法試験に合格した大学院博士課程学生）によるオフィス・アワー制度は、在学生・修了生がともに利用可能であり、教育理念を実現するための学習支援体制も充実している。

Ⅱ 目的

本法科大学院は、司法制度を支える人的基盤の拡充のため、「高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。」という、『司法制度改革審議会意見書』（平成13年6月12日）の理念に基づき、その設立以来、「優れた法曹」を養成することを、教育の理念及び目標として掲げている。

そして、本法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者が「優れた法曹」であると考えます。すなわち、①現行法体系全体の構造を正確に理解していること、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、④緻密で的確な論理展開ができること、⑤他人とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持っていること、⑥知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していること、である。

上記のような資質と能力を備えた者であれば、将来、その者が就く職種や受任・担当する仕事の内容にかかわらず、人々から頼りがいのある法曹として評価され、社会に貢献することができるとともに、社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、法的需要の一層の高度化・複雑化に伴う、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化にも、柔軟かつ適切に対応することができると考えられる。

このような「優れた法曹」を養成するため、本法科大学院では、その教育において、まず、学生が、理論的基礎を確実に身につけることを重視する。法曹にとって、実務についての知識とともに、法理論に対する確実な理解がきわめて重要である。とりわけ、現行法体系全体の構造を正確に理解していることは欠かせない。理論的基礎の修得が不十分であれば、実務についての知識は上滑りのものとなり、新しく生起する問題に的確にまた創造的に対処することは困難となろう。このような理論的基礎の教育は、優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員を中心に、実務家教員とも綿密な連携を図りつつ、2年次の基幹科目を中核として、各学年に配置された法律基本科目において体系的・段階的に行われる。

他方、法曹実務教育についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、学生の法曹の仕事に対する関心を育み、実務家として必要な一定の知識を修得させることを重視する。優れた実務法曹を養成するためには、法科大学院において、1年間とされた司法修習との連携を意識しながら、法曹実務について一定の教育を行うことが不可欠である。その任に当たるのは、当該分野に関する豊富な実務経験を積んだ実務家教員である。

そして、理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を多用することを基本とする。これによって、理論や実務についての理解を効率的に深めるとともに、法曹にとって重要なコミュニケーション能力を向上させることが目指される。そこでは、教員と学生、学生同士の交流が活発となることから、学生が、教員（とりわけ実務家教員）の経験に触れることや、討議に参加することによって、法曹倫理等の実務基礎科目による成果とも相俟って、法曹としての心構えや責務について、自覚を深めることが期待されることとなる。

さらに、本法科大学院は、基本的法分野の理論的基礎及び実務法曹としての基本的な知識の確実な修得を目指し、「優れた法曹」を養成するための教育を基本に据えるため、広範にわたる法曹の仕事のうち、特にどれかを重視して、それに強い法曹を養成するという方針はとらない。しかしながら、それは、応用的な分野に関する教育の軽視を意味するものではない。これらの分野を専門とする、多彩な研究者教員・実務家教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する科目を充実させていることは、本法科大学院の特徴の一つであり、このような科目の履修を通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることが可能となっている。

このような理念に基づき、人々の要請に応える「優れた法曹」を養成することが、本法科大学院の目的である。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

本法科大学院は、司法制度を支える人的基盤の拡充のため、「高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。」という、『司法制度改革審議会意見書』（平成13年6月12日）の理念に基づき、その設立以来、「優れた法曹」を養成することを、教育の理念及び目標として掲げている。

そして、本法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者が「優れた法曹」であると考えている。すなわち、①現行法体系全体の構造を正確に理解していること、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、④緻密で的確な論理展開ができること、⑤他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持っていること、⑥知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していること、である。

上記のような資質と能力を備えた者であれば、将来、その者が就く職種や受任・担当する仕事の内容にかかわらず、国民から頼りがいのある法曹として評価され、社会に貢献することができるとともに、社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、法的需要のいっそうの高度化・複雑化に伴う、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化にも、柔軟かつ適切に対応することができると考えられる。

このように、本法科大学院の掲げる教育の理念及び目標は、「多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成する」という法科大学院制度の目的に適合したものである。【解釈指針 1-1-1-1】

そして、本法科大学院は、その教育の理念及び目標を、法科大学院のウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項において公表するとともに、学生便覧にも明示している。

これにより、本法科大学院の教育の理念及び目標は、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されている。【解釈指針 1-1-1-2】

表 1-1-1-1 (1)

○「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

「優れた法曹」の養成

社会の中で、法曹は、多様な役割を果たすことが期待されています。一口に法曹といっても、裁判官・検察官・弁護士はそれぞれに異なる責務を担っています。また、同じ職種

でも、専門分野によって職務の内容は大きく異なります。

東北大学法科大学院では、どのような職種や専門分野においても、次に掲げる6つの資質と能力が、人々から信頼される法曹として社会で活躍するための基盤となると考え、すべての授業科目を通じて、これらの資質と能力を備えた「優れた法曹」を養成することを目指します。

- (1) 現行法体系全体の構造を正確に理解している。
- (2) 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる。
- (3) 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる。
- (4) 緻密で的確な論理展開をすることができる。
- (5) 他者とコミュニケーションをするための高い能力(理解力・表現力・説得力)をもつ。
- (6) 知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。

(出典：2019年度東北大学法科大学院パンフレットP2、東北大学法科大学院ウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/about/philosophy/>)

表1-1-1-(2)

○アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。

社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）は、社会人としての経験又は法学以外の優れた知見を備えた者のうち、上記のような資質などを有する者を学生として受け入れます。

学部3年次生特別選抜（既修）は、優れた成績を取めた学部3年次生のうち、上記のような資質などを有する者を学生として受け入れます。

(出典：2019年度東北大学法科大学院パンフレットP2、平成31（2019）年度東北大学法科大学院学生募集要項P1)

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P36、P46

東北大学法科大学院規程 第1条の2参照

東北大学法科大学院履修案内

1 東北大学法科大学院の教育理念参照

基準 1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

1 教育課程の編成と教育活動の実践

本法科大学院は、上記教育の理念及び目標を達成するため、適切にその教育課程を編成し、ウェブサイト、パンフレットや学生便覧により、その趣旨を学生に明示している。

○「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

基準 1-1-1 表 1-1-1- (1) 参照

○アドミッション・ポリシー

基準 1-1-1 表 1-1-1- (2) 参照

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P46

東北大学法科大学院履修案内

1 東北大学法科大学院の教育理念参照

○別添資料G

2019年度東北大学法科大学院パンフレットP5～P6

教育のプロセス参照

「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確にかつ創造的に対処するためには、法の理論に対する深い理解が必要である。法律基本科目である、第1年次基本科目（必修科目）、第2年次基本科目（必修科目）、基幹科目（第2年次・必修科目）、及び応用基幹科目（第3年次・選択科目）では、基本7法を、その体系に即して、段階的に繰り返し学ぶことにより、理論的基礎を定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させ、緻密で的確な議論を論理的に展開する能力を涵養している。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P59～P61

平成30年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

巻末 平成30年度東北大学法科大学院時間割表

そして、将来、主体的かつ創造的に実務に関わることを可能とするため、実務基礎科目を配置して、実務のルール背後にある理論について深い理解を得ることを目指している。

また、多彩な研究者教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野について充実した選択科目（基礎法・隣接科目、展開・先端科目）を提供し、その履修を通じて、学生が視野を広げ、先端的な分野への関心を喚起し、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作り上げる機会を提供している。

さらに、必修科目の授業では、少人数クラスを編成した上で、徹底した双方向・多方向による密度の高い授業を実践することにより、理論や実務についての理解を効果的に深めるとともに、他者とコミュニケーションするための能力を向上させている。

最後に、高い倫理観を有する法曹を養成するため、「法曹倫理」をはじめとする実務基

礎科目を配置するほか、入学オリエンテーションの際に、実務家教員の講演を実施し、その後も、法曹を講師とする連続講演会を開催することや、エクスターンシップを全員が履修できる体制を整えることを通じて、法曹への関心と目的意識を高め、その公共的使命を自覚できる機会を設けている。

○別添資料1-1

平成30年度オリエンテーション資料（式次第及び配付物一覧）

（出典：オリエンテーション配付資料）

○別添資料1-2

平成29年度連続講演会等の概要

（出典：事務資料）

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P59～P61

平成30年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

2 教育の理念及び目標の達成状況

以下のとおり、教育の理念及び目標は、上記の法科大学院教育を通じて、達成されているといえることができる。

本法科大学院に入学した学生は、日々の学修に熱心に取り組んでおり、学業成績は概ね良好である。ただし、成績不良により原級留置となる者が毎年度一定数存在しており、特に第1年次生については進級率が低い。これは、成績評価が厳格に行われていることの表れでもあるが、平成28年度の第1年次生の進級率が21.4%にとどまったことについては、これを深刻に受け止め、平成29年度には、同年度の第1年次生（原級留置者を含む）を対象に、前期の早い段階で修了生弁護士によるオフィス・アワーを受講するよう強く勧め、授業の予習・復習の方法を身に付けさせる等の対策を執った（第5章「基準5-1-1に係る状況」参照）。その結果、平成29年度の第1年次生の進級率は50%まで回復した。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P41、P48～P49

東北大学法科大学院履修内規 第3条、第5条参照

東北大学法科大学院履修案内 6 成績参照

○別添資料I

平成29（2017）年度授業科目別成績分布データ

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

表1-1-2-（1）

○個別講評の実施

・L1科目及び基幹科目の不合格者（成績の単位加重平均値が65点未満である者を含む）に対して、担当教員は、本人の申出により、当該年度内に個別講評の機会を設け、学習上の指導を行うものとする。

（出典：東北大学法科大学院教員のための手引き）

○別添資料1-3

オフィス・アワー実績表（平成29年度）

(出典：事務資料)

○別添資料1－4

標準修業年限修了率

(出典：事務資料)

○別添資料G

2019年度東北大学法科大学院パンフレットP23

修了年度別司法試験合格状況、各年の司法試験結果と合格者の進路

○別添資料1－5

法科大学院修了者就職先（年度別・職種）

司法試験に合格した者は、司法修習を経て、法曹としての道に進んでいる。大半の者は弁護士となるが、判事補や検事として任官する者も一定数いる。また、身につけた専門的な法律知識等を活かせる職域として、官公庁や企業を選ぶ者も存在する。【解釈指針1－1－2－1】

別添資料Gの各年の司法試験結果及び修了年度別司法試験合格状況より、司法試験の合格状況は、【解釈指針1－1－2－2】の（1）及び（2）のいずれにも該当しない。

なお、修了後司法試験に合格した者の割合は、平成21年度修了者86名中56名、平成22年度修了者98名中50名、平成23年度修了者89名中43名、平成24年度修了者71名中36名、平成25年度修了者50名中32名（ただし平成26年～29年の4年間の合格者）であり、合計394名中217名（55.1％）である（【解釈指針1－1－2－3】）。

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院の教育の理念及び目標を達成するため、以下のような特長を有する方針・制度を採用している。

(1) 段階的・継続的教育課程の整備と未修者教育における成果

①第1年次から第3年次にかけて、同じ問題について、繰り返し学ぶことが、法律学の学修において非常に重要だという認識に基づき、段階的教育を重視し、平成23年度には、第3年次に応用基幹科目（法律基本科目）を設けた。

②在学中に、途切れることなく各基本法分野に触れる機会を確保することの重要性に鑑み、第2年次の必修科目については、多くの科目を通年開講とし、継続的教育課程の実現に努めている。

(2) 実務基礎科目の充実と高い倫理観の涵養

高い倫理観を有する法曹を養成するため、学生に対し、法曹倫理、エクスターンシップ（全員が履修可）等の科目を提供するほか、入学直後から、教育上、様々な機会をとらえて、法曹への関心と目的意識を高め、その公共的使命を自覚できる機会を設けている。

(3) 厳格な成績評価と学習支援体制の整備

教育課程の有効性を担保するため、GPA制度を含む厳しい進級制を採用しており、学生たちも相当程度の緊張感をもって学習に臨んでいる。

他方で、オフィス・アワー制度や原級留置者に対する個別指導を通じて、学生の学修相談・進路相談にきめ細かく対応するとともに、修了生弁護士（司法修習生および司法試験に合格した大学院博士課程学生を含む）によるオフィス・アワー制度を設け、学習支援の拡充を図っている。

2. 課題等

近年第1年次生の進級率が低下していることは深刻な課題と受け止めており、入学試験における競争倍率確保による入学者の質の確保、FD懇談会等を通じた教員間の情報共有、修了生（弁護士、司法修習生および司法試験に合格した大学院博士課程院生）によるオフィス・アワーを通じた指導体制の構築等により成果を上げつつあるが、これらの取組みを一層強化していくことが今後の課題である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

ジェネラリストの養成を教育目的とし、そのような観点から授業科目の編成を行っている法学部に対し、本法科大学院では、「優れた法曹」の養成を目的とし、優れた法曹が備えるべき能力及び姿勢を明確化したディプロマ・ポリシーを定めている。そして、学生がディプロマ・ポリシーで示した目標を達成できるよう、教育課程の編成・実施の指針として、カリキュラム・ポリシーを定め、これに従い、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることを目的とした段階的教育課程を整備している。まず、法曹として活動する上で不可欠の基盤をなす専門的な法知識及び法理論を確実に修得させるために、第1年次では「第1年次基本科目」（憲法、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を、第2年次では「第2年次基本科目」（行政法）及び「基幹科目」（基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑法、基幹刑事訴訟法）を、それぞれ必修科目として提供している。

「第1年次基本科目」は、理論的基礎に関わる出発点として位置づけられるため、法学部における教育内容との共通性ないし連続性が一定程度認められるものの、その教授内容及び学生に要求する到達度については、本法科大学院に法学既修者として入学することを希望する者が、入学試験の段階で習得していることを期待されているものと等しくなるように配慮されている。従来は、第1年次科目として基本7科目が配置されていたが、法学未修者の中には、1年間で基本7科目すべての基本的知識や能力の獲得が容易でない者も少なくないため、平成29年度からは、法学未修者の学修の負担を適正化するため、第1年次科目から行政法を削除し、第1年次において、まずは基本6法に関する基礎的知識と能力を確実に修得させることとし、かつ、第2年次基本科目として行政法（2単位）を設け、第2年次の基幹行政法の前に配置した。

第2年次で提供される「基幹科目」は、実務法曹の養成という観点をより強く意識した教育内容となっており、実務上現れる事案に適切な解決を与える能力を養うことを目的として、事案分析を伴う事例式の学習や判例の多角的分析等を行うことで応用力を培う内容の科目として編成されている。平成28年度からは、各分野について応用力を確実に修得させ、成績評価を厳格に行うために、それまでの基幹民事法、基幹刑事法、基幹公法を細

分化し、基幹民法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑法、基幹刑事訴訟法、基幹憲法、基幹行政法とした。

さらに、第3年次で提供される「応用基幹科目」では、基本科目及び基幹科目において修得された知識や思考力を前提として、法理論への理解をさらに深化させ、事例分析力や法解釈能力をさらに向上させるための教育が行われている。本法科大学院では、これら「第1年次基本科目」・「第2年次基本科目」・「基幹科目」・「応用基幹科目」を通じて、理論的教育と実務的教育との架橋が、段階的かつ継続的に行われているといえる。

また、第2年次と第3年次では、第1年次科目や基幹科目を通じて培われた理論的基盤と有機的に結びついた法律実務教育科目として「実務基礎科目」が提供されている。この「実務基礎科目」では、司法研修所における司法修習を効率的かつ効果的に受けるために必要な基礎的な知識や技能（要件事実・事実認定に関する基礎教育や基礎的な法文書作成等）が教授されるが、特に、必修科目として開講されている「法曹倫理」では、弁護士としての倫理のみならず、裁判官及び検察官に要求される倫理についても、経験豊富な実務家教員によって幅広く教授され、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観の涵養が図られている。

加えて、第2年次と第3年次で提供されている「基礎法・隣接科目」や「展開・先端科目」では、先端的・学術的・現代的・国際的な諸問題に関する学生の視野を拡げ、法律基本科目の履修を通じて習得した法知識や能力をもとに、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることを主眼とした理論的かつ実践的な教育が展開されている。

○「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

【基準1-1-1】 表1-1-1-（1）参照

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P45

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

○別添資料G

2019年度東北大学法科大学院パンフレット

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P59～P61

平成30年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP63

法曹倫理授業概要参照

なお、本法科大学院では、科目の性質に応じて、双方向又は多方向的な討論、事例研究その他適切な手段を用い、上記の授業科目の履修を通じて、学生が、将来、法曹として社会に生起する様々な法律問題に主体的に取り組み、それに対して的確かつ創造的に対処する能力を修得できるように配慮している。

このように本法科大学院の教育課程は、段階的教育課程による実務法曹の養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論教育と実践教育を完結して行えるように編成されているといえる。【解釈指針2-1-1-1】

上記のような段階的な学修を可能とする教育課程の編成は、早期卒業者、飛び入学者、社会人や他学部出身者であっても、法曹としての必要な質と能力を修得することを可能にするものといえるが、本法科大学院では、多様なバックグラウンドを備えた学生が多く在

籍していることに照らし（入学者のうち他学部・社会人出身者の割合は、平成28年度では25%、平成29年度では22.72%、平成30年度では3.44%である。）、平成26年度から、未修者に対する学修支援科目として法律基礎演習及び法学の基礎を設け、円滑な学修の開始が可能となるよう配慮している。平成29年度からは、修了生弁護士によるオフィス・アワーを拡充し、第1年次生全員に対して学習方法の指導を行うなどの方法により、法学未修者に対する学習の支援を強化している。また、教員によるオフィス・アワー制度は、学修支援という機能だけでなく、多様なバックグラウンドを有する学生の自習をサポートし、理論的基礎の確実な定着を支援するという機能も有している。さらに、社会人や他学部出身者が各自の事情に合わせて計画的に法学の基礎を習得することを可能とするよう、平成29年度より、長期履修制度を設け、長期履修者に対するアドバイザー制度を設けている。【解釈指針2-1-1-4】

法学既修者として入学を希望する早期卒業者、飛び入学者については、特別選抜入試を実施し、その出願要件として法律基本科目の一定程度の習得を求めるとともに、入学後の法科大学院教育への円滑な接続を支援するために、個別の面談制度を設けている。【解釈指針2-1-1-2】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP1～P13

○別紙様式2

学生数の状況

○別添資料2-1

修了生弁護士オフィス・アワー体験受講についてのご案内

○別添資料2-2

東北大学法科大学院規程新旧対照表

（出典：H29.2.16法科大学院運営委員会資料）

○別添資料2-3

長期履修制度について

（出典：事務資料）

○別添資料F

平成31年度法科大学院学生募集要項

○別添資料2-4

2017年度合格者に対する入学前指導

（出典：H29.7.19法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料2-5

特別選抜合格者への入学前指導

（出典：事務資料）

以上のように、本法科大学院の教育課程は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されているといえる。なお、本法科大学院では、転入学を認めていないため、【解釈指針2-1-1-3】には該当しない。

基準2－1－2

各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

（基準2－1－2に係る状況）

本法科大学院では、すべての授業科目において、到達目標を設定し、シラバスに記載するほか、授業中に学生に対する周知を行っており、記載及び学生への周知について、教務委員会が確認を行っている。法律基本科目においては、授業の初回に、共通的な到達目標と関連づけて、各授業科目の到達目標を説明している。

○別添資料2－6

平成29年度授業における「共通的な到達目標」周知状況（憲法）

平成29年度授業における「共通的な到達目標」周知状況（民法Ⅱ）

レジュメ（憲法）

（出典：事務資料）

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

本法科大学院では、「第1年次導入科目」、「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」、「基幹科目」、「応用基幹科目」、「実務基礎科目」、「基礎法・隣接科目」及び「展開・先端科目」という科目群を設け、それぞれにつき必要な授業科目を開講している。

基準2-1-3の各科目群のうち、法律基本科目は「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」、「基幹科目」及び「応用基幹科目」に、法律実務基礎科目は「実務基礎科目」に、基礎法学・隣接科目は「基礎法・隣接科目」に、そして、展開・先端科目は「展開・先端科目」に、それぞれ対応する。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P37

東北大学法科大学院規程 第5条第2項参照

○別紙様式1

開設授業科目一覧

「第1年次導入科目」としては、基準2-1-3の科目群に該当しない科目として、法学未修者に対して、法律基本科目の学習の前提となる導入的な内容を扱う法律基礎演習が開講されている。【解釈指針2-1-3-1】

法律基本科目については、「第1年次基本科目」として、憲法、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法が、「第2年次基本科目」として、行政法が、また、「基幹科目」として、基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑法及び基幹刑事訴訟法が、「応用基幹科目」として、応用憲法、応用行政法、応用民法、応用刑法、応用商法、応用民事訴訟法及び応用刑事訴訟法が開講されている。「基幹科目」は、従前、基幹民事法、基幹刑事法、基幹公法という総合的・融合的科目として編成されていたが、平成28年度からは、各分野について応用力を確実に修得させ、成績評価を厳格に行うために、基幹民法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑法、基幹刑事訴訟法、基幹憲法、基幹行政法に細分化した。

第1年次の必修科目として提供される「第1年次基本科目」と第2年次の必修科目として提供される「第2年次基本科目」、「基幹科目」が、法曹としての実務に共通して必要とされる、基本的な教育内容となっているのに対し、第3年次の選択科目として提供され

る「応用基幹科目」は、第3年次の学生の理論的興味・関心に応えうる応用的な教育内容となっているが、いずれも、将来の法曹としての実務に共通して必要される基本分野を対象とする授業科目となっている。【解釈指針2-1-3-2】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP1～P62

第1年次導入科目、第1年次基本科目、第2年次基本科目、基幹科目、応用基幹科目授業概要参照

法律実務基礎科目については、「実務基礎科目」として、法曹倫理、民事要件事実基礎、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判、リーガル・リサーチ、民事法発展演習、刑事実務基礎演習、刑事実務演習が開講されている。

これらの授業科目は、法律基本科目の必修科目として提供されている「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」及び「基幹科目」において修得した知識や思考力を前提に、理論との有機的結びつきを強く意識した法律実務教育として、豊富な実務経験を有する専任教員及び兼任教員（非常勤講師）によって担当されており、法律実務に携わる者に対する導入講義として、ふさわしい教育内容となっている。【解釈指針2-1-3-3】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP63～P85

実務基礎科目授業概要参照

基礎法学・隣接科目については、「基礎法・隣接科目」として、法学の基礎、日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ、実務法理学Ⅱ、実務外国法、現代アメリカの法と社会、法と経済学、外国法文献研究Ⅰ、外国法文献研究Ⅱ及び外国法文献研究Ⅲが開講されている（一部隔年開講）。

これらの授業科目は、社会に生起する様々な問題を素材として、外国法との比較を行い、また、哲学、歴史学、社会学、経済学、政治学等の様々な隣接学問領域との関係を踏まえつつ、法現象の持つ意義を教授することを通じて、人間や社会の在り方に関する学生の思索を深め、法に対する理解の視野を拓げることに寄与するものであり、将来の法曹を養成する法科大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている。【解釈指針2-1-3-4】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP86～P100

基礎法・隣接科目授業概要参照

展開・先端科目については、「展開・先端科目」として、環境法Ⅰ、環境法Ⅱ、租税法基礎、実務租税法、医事法、金融商品取引法、金融法、経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、企業法務演習、民事執行・保全法、倒産法、応用倒産法、実務労働法Ⅰ、実務労働法Ⅱ、社会保障法、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法発展、実務知的財産法、少年法・刑事政策、国際法発展、国際法発展演習、トランスナショナル情報法、実務国際私法Ⅰ、実務国際私法Ⅱ、地方自治法、ジェンダーと法演習、子どもと法演習及びリサーチ・ペーパーが開講されている（一部隔年開講）。

これらの授業科目は、それぞれ、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させることと同時に、法学の高度化・複雑化・専門

化に対応する広い視野と実務的専門性を涵養することを目的としている。また、教育内容に関しては、理論と実務の架橋の観点も強く意識されており、研究者教員と実務家教員とが共同で授業を担当している科目も存在し、関連分野に関わる理論と実務の高度な融合が積極的に図られている。【解釈指針2－1－3－5】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP101～P156

展開・先端科目授業概要参照

基準2－1－4：重点基準

基準2－1－3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準2－1－4に係る状況）

本法科大学院において開設されている授業科目の単位数は、法律基本科目に当たる授業科目（「第1年次基本科目」・「第2年次基本科目」・「基幹科目」・「応用基幹科目」）が72単位、法律実務基礎科目に当たる授業科目（「実務基礎科目」）が30単位、基礎法学・隣接科目に当たる授業科目（「基礎法・隣接科目」）が19単位から21単位、展開・先端科目に当たる授業科目（「展開・先端科目」）が56単位から60単位であり（基礎法・隣接科目及び展開・先端科目の一部の授業科目は隔年開講であるため、年度によって、単位数が若干変動する）、基準2－1－3の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているといえる。

また、法律基本科目にあたる授業のうち、第1年次に提供される「第1年次基本科目」（計28単位）及び第2年次に提供される「第2年次基本科目」（2単位）「基幹科目」（計28単位）が必修科目に分類され、法律実務基礎科目にあたる第2年次・第3年次に提供される「実務基礎科目」のうち、法曹倫理、民事要件事実基礎、民事・行政裁判演習及び刑事裁判演習が必修科目に分類され、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判が選択必修（4単位以上）に分類されている（それ以外の実務基礎科目は選択科目に分類されている）。

本法科大学院では、「優れた法曹の養成」というディプロマ・ポリシーに具体化されている本法科大学院の教育理念の下で、どのような職種（裁判官、検察官、弁護士）においても、また、どのような専門分野においても等しく求められる資質・能力の修得を目的とする授業科目を必修科目とし、法曹として要求される技能及び責任等の修得を目的とする科目を選択必修科目としている。また、学生が将来の専門分野を選び取るための基礎を提供するという観点から、多彩な選択科目を設定している。

法律基本科目にあたる授業科目については、第1年次に「第1年次基本科目」が、第2年次に「第2年次基本科目」と「基幹科目」が、第3年次に「応用基幹科目」がそれぞれ配当され、法律実務基礎科目にあたる授業科目については、第1年次・第2年次に法情報検索の基礎となるリーガル・リサーチが、原則として第2年次に法曹倫理、民事要件事実基礎が、第2年次・第3年次にリーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、民事法発展演習、刑事実務基礎演習、刑事実務演習が、第3年次に民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、模擬裁判がそれぞれ配当されている。また、基礎法学・隣接科目に当たる授業科目（「基礎法・隣接科目」）及び展開・先端科目に当たる授業科目（「展開・先端科目」）は、法学の基礎を除き、第2年次・第3年次に配当されており（リサーチ・ペーパーのみ第3年次配当である）、これらの他に、第1年次に「第1年次導入科目」が置かれている。いずれも、各授業の内容に応じて、適切な年次に配当され、段階的履修に資するように配置されている。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P43～44

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

○別紙様式1

開設授業科目一覧

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP1～P156

○「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

【基準1-1-1】 表1-1-1-(1)参照

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

（1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

10単位

（2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32単位

（3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12単位

（基準2-1-5に係る状況）

本法科大学院では、法律基本科目については、公法系科目が、憲法（4単位）、行政法（2単位）、基幹憲法（2単位）、基幹行政法（4単位）の計12単位が、民事法系科目が、民法Ⅰ（4単位）、民法Ⅱ（4単位）、民法Ⅲ（2単位）、民法Ⅳ（2単位）、商法（4単位）、民事訴訟法（2単位）、基幹民法（6単位）、基幹商法（4単位）、基幹民事訴訟法（4単位）の計32単位が、刑事法系科目が、刑法（4単位）、刑事訴訟法（2単位）、基幹刑法（4単位）、基幹刑事訴訟法（4単位）の計14単位が、必修科目として開設されている（法律基本科目で、選択必修科目として開設されているものはない。）。標準単位数を超えて必修科目として開設されているのは、必修総単位数の上限である8単位に満たない4単位（公法系科目2単位と刑事系科目2単位）にとどまっている。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P43～P44

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

○別紙様式1

開設授業科目一覧

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP1～P50

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-3 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目 ((1) に掲げる内容の授業科目を除く。) のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として法曹倫理(2単位、第2年次・第3年次配当)が、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として民事要件事実基礎(2単位、第2年次配当)及び民事・行政裁判演習(3単位、第3年次配当：このうち2単位相当が民事訴訟実務の学修にあてられている。)が、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として刑事裁判演習(3単位、第3年次配当)が必修科目として開設されている。

(2) これら必修科目のほか、模擬裁判(2単位、第3年次配当)、ローヤリング(2単位、第2年次・第3年次配当)、リーガル・クリニック(2単位、第2年次・第3年次配当)、エクスターンシップ(2単位、第2年次・第3年次配当)が開講され、これらの科目の中から4単位以上を選択必修することとされている。また、必修科目として開設されている上述の民事・行政裁判演習では1単位相当が、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容となっている。

(3) 基準(1)アに該当する授業科目は、法曹倫理という授業科目名で独立の授業科目として開設されており、弁護士、裁判官、検察官の各実務家教員の共同担当により、法曹三者のすべてを考慮した教育が行われている【解釈指針2-1-6-2】。また、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップにおいても、法曹としての責任感や倫理観の涵養に留意した教育が行われているほか、民事・行政裁判演習や刑事裁判演習においても、法曹倫理に関する事項への言及が適宜なされている。

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP63～P85

実務基礎科目授業概要参照

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P43～P44

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

○別添資料2-7

佐藤裕一教授作成の「ローヤリング教材」

○別添資料2-8

官澤里美教授作成の「エクスターンシップ事前指導教材」

(4) 法情報調査については、新入生に対する入学時のオリエンテーションの際に、ネットワーク利用及び教育情報システム(TKC)について説明を行った上で、新入生を第1年次生と第2年次生とに分け、判例データベース等の使用方法等に関する法情報調査の説明会を実施し、欠席した学生に対しては、別途に資料を配布して説明を行う方法により、す

すべての学生に対して指導を行っている【解釈指針2-1-6-3】。このほか、実務基礎科目としてリーガル・リサーチ（2単位、第1年次・第2年次配当、選択科目）を開講している。

○別添資料1-1
平成30年度オリエンテーション資料（式次第及び配付物一覧）
○別添資料2-9
平成30年度入学者受付名簿
○別添資料2-10
法情報調査説明会の開催について
平成30年度法情報調査説明会レジュメ
平成30年度法科大学院学生証交付名簿（法情報調査説明会の出欠記録を兼ねるもの）
○別添資料D
平成30年度法科大学院シラバスP76～P77
リーガル・リサーチ授業概要参照

法文書作成については、必修の実務基礎科目として開講される民事要件事実基礎（2単位、第2年次配当）及び民事・行政裁判演習（3単位、第3年次配当）において、実務家教員による指導が行われており、すべての学生に対して指導がなされている【解釈指針2-1-6-3】。このほか、選択必修の実務基礎科目として開講される、リーガル・クリニック、ローヤリング及びエクスターンシップ（いずれも2単位）においても、弁護士である実務家教員による法文書作成に関する指導が適宜行われている。

○別添資料D
平成30年度法科大学院シラバスP65、P67、P70～P74
民事要件事実基礎、民事・行政裁判演習、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ授業概要参照
○別紙様式3
教員一覧
○別添資料2-11
伊東講師作成の民事・行政裁判演習レジュメ

本法科大学院では、法律実務基礎科目にあたる「実務基礎科目」は、リーガル・リサーチを除き実務家教員が担当しているが、授業内容、授業担当教員の決定等を所掌する教務委員会は、専任の研究者教員と実務家教員とによって構成されていることから、実務基礎科目の授業内容を定める際に、実務家教員と研究者教員とが協力しているといえる。また、実務基礎科目も教員授業参観制度（後述基準5-1-1参照）の対象となっていること、研究者教員が担当するリーガル・リサーチにおいては、専任の実務家教員にオムニバスで参加を依頼し、共同して授業を行っていること、模擬裁判においては、研究者教員も模擬公判期日を傍聴し、講義最終回の講評において意見を述べる等の形で授業に関与していることなどから、法律実務基礎科目の授業の実施において、研究者教員と実務家教員の協力が図られているといえる。【解釈指針2-1-6-1】

なお、法律実務基礎科目について、その内容が同科目類型に相応しい内容となっていることについては、教務委員会によるシラバスの点検によって確認を行っている。

○別添資料6－2

2018年度法科大学院各種委員会等構成・分担

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

○別紙様式3

教員一覧

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP63～P85実務基礎科目授業概要参照

基準 2-1-7

基準 2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目を確保すべく、「基礎法・隣接科目」として、法学の基礎、日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ、実務法理学Ⅱ、実務外国法、現代アメリカの法と社会、法と経済学、外国法文献研究Ⅰ、外国法文献研究Ⅱ及び外国法文献研究Ⅲ（計 11 科目、法学の基礎（1 単位）を除きいずれも 2 単位）が開講されており、これらから 4 単位以上の修得することが修了要件とされている。

○別添資料 D

平成 30 年度法科大学院シラバス P 86～P 100

基礎法・隣接科目授業概要参照

○別添資料 B

平成 30 年度法科大学院学生便覧 P 39

東北大学法科大学院規程 第 16 条参照

○別添資料 B

平成 30 年度法科大学院学生便覧 P 43～P 44

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

基準2-1-8

基準2-1-3（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

（基準2-1-8に係る状況）

展開・先端科目については、「展開・先端科目」として、環境法Ⅰ、環境法Ⅱ、租税法基礎、実務租税法、医事法、金融商品取引法、金融法、経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、企業法務演習、民事執行・保全法、倒産法、応用倒産法、実務労働法Ⅰ、実務労働法Ⅱ、社会保障法、知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱ、知的財産法発展、実務知的財産法、少年法・刑事政策、国際法発展、国際法発展演習、トランスナショナル情報法、実務国際私法Ⅰ、実務国際私法Ⅱ、地方自治法、ジェンダーと法演習、子どもと法演習及びリサーチ・ペーパー（計30科目、いずれも2単位）が開講されており、多様な内容の教育が行われているが、これらは「優れた法曹」の養成という本法科大学院の教育理念に照らして、学生が将来多様な専門的な分野で活躍するための素地を形成するために十分なものである。【解釈指針2-1-8-1】また、展開・先端科目については、修了要件として、上記の授業科目の中から16単位以上を修得することが求められている。なお、司法試験選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系））に対応する授業科目については、当該法分野において必要とされる基礎的な知識の修得を可能とするため、知的財産法については6単位（司法試験非対応科目「実務知的財産法」を除く）、それ以外の科目については4単位が開講されている。

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP101～P156

展開・先端科目授業概要参照

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第16条参照

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧 P43～P44

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

（基準2-1-9に係る状況）

本法科大学院では、毎年度、東北大学法科大学院授業日程（学年暦）に従って授業を行っており、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を超えている。授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目については、15時間の授業（定期試験を含む）を行うことで1単位としている（リサーチ・ペーパーは、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であることから、必要な学修を考慮して、2単位を授与することとしている。）。

休講となった授業については、対応する回数の補講を行っているが、適切な回数の補講が行われるよう、「教員の手引き」についての説明会等において各教員に周知している。休講及び補講実施の状況については、別添資料2-12のとおり、事務的に一元的に把握したうえ、教務委員会が確認を行っている。

各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上特別の必要があると認められる場合は、夏季授業期間等に、集中して授業を行うこととしている。

以上に鑑みれば、本法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切である。

表2-1-9-（1）

○平成30（2018）年度東北大学法科大学院授業日程

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月 3日（火）
個別履修指導	4月 4日（水）
前期授業	4月 9日（月）～ 7月23日（月） 7月26日（木）～ 7月30日（月）
試験準備期間	7月24日（火）・7月25日（水）・ 7月31日（火）
前期試験期間	8月 1日（水）～ 8月 8日（水）
夏季休業	8月13日（月）～ 8月17日（金）
夏季授業	8月 9日（木）～ 8月10日（木） 8月20日（月）～ 9月28日（金）
後期授業Ⅰ	10月 1日（月）～12月21日（金）
後期補講期間 （月曜日授業の補講日とする）	12月25日（火）
冬季休業	12月26日（水）～ 1月 3日（木）
後期授業Ⅱ	1月 4日（金）～ 1月28日（月）
試験準備期間	1月29日（火）・1月30日（水）
後期試験期間	1月31日（木）～ 2月 7日（木）

※4月 4日（水）：東北大学入学式
3月27日（水）：東北大学学位記授与式
（出典：平成30年度法科大学院学生便覧 P157）

○別添資料B

平成30年法科大学院学生便覧P12

東北大学大学院通則 第28条の5参照

○別添資料2－12

平成29年度休講・補講状況一覧

（出典：事務資料）

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP159～P161

平成30年度東北大学法科大学院時間割表

○別添資料2－13

平成30年度夏季集中講義時間割

（出典：H30.3.16法科大学院運営委員会資料）

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院の特長として、「優れた法曹」の養成という教育理念を踏まえて、教育内容を体系的・重層的に構築するとともに（段階的教育課程）、実務基礎科目において、実務家教員（裁判官教員・検察官教員・弁護士教員）を中心として、民事訴訟実務、刑事訴訟実務のみならず行政訴訟実務の基礎に関する十分な教育を提供し、法曹に求められる責任感及び倫理観の涵養を図っている点を挙げることができる。

また、法律基本科目を担当する研究者教員の多くが法学部の教育も担っていることから、法学部での法律基礎教育と法曹養成目的での法理論教育との架橋が図られている点、学修支援科目として法律基礎演習及び法学の基礎を導入し、修了生オフィス・アワーを拡充することによって法学未修者に対する導入教育を充実している点、未修者の第1年次の学修の適正化のために行政法を第2年次へ配置変更し、第2年次基幹科目の細分化によって成績評価を厳格化し、法情報調査教育を充実するなどカリキュラムの改善を行っている点、「展開・先端科目」の1つとして「リサーチ・ペーパー」を設け、法科大学院修了後、大学の教員になることを目指す学生に対して、より深い理論的学修の機会を提供している点、エクスターンシップの受入先を充実させ、学生が実務に触れる機会を確保するように努めている点も本法科大学院の特長である。

2. 課題等

本法科大学院の教育内容面での課題として、教育課程として法律基本科目と法学部での基礎教育との関連づけをより一層明確化すること、「実務基礎科目」及び「展開・先端科目」に関する時間割の適切な調整を挙げることができる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

本法科大学院では、特に、必修科目（「第1年次基本科目」〔第1年次配当〕、「第2年次基本科目」「基幹科目」〔第2年次配当〕、「実務基礎科目」の一部〔第2年次・第3年次配当〕）においては、法的思考能力・分析能力を涵養する上で、教員と学生及び学生同士の双方向的又は多方向的な討論を中心とした授業方法が有効であると考え、少人数教育の徹底を図っている。まず、「第1年次基本科目」については、法学を全く学んだことがない未修者に提供される科目であることに鑑み、1クラス20人を標準とし、きめ細やかな未修者教育に適した規模としている。第2年次及び第3年次に配当されている必修科目においても、同一科目につき、1クラス50人を標準としているが、次の表の通り、実際にはそれより少人数での教育を徹底している。なお、必修科目以外の授業科目においては、一の授業科目について同時に授業を行う学生数の規模に標準を設けていないが、1クラスの学生数は、履修者の多い科目でも35人以下となっており、双方向的又は多方向的教育を行うに適した規模となっている。【解釈指針3-1-1-1】

表 3- 1- 1- (1)

平成30年度 東北大学法科大学院 履修登録者数一覧

科目群	科目名	人数	科目群	科目名	人数
導入科目 第1年次目次	法律基礎演習	3	基礎法・隣接科目	法学の基礎	3
				日本法曹史演習	1
第1年次基本科目	憲法	8		実務法理学Ⅰ	15
	民法Ⅰ	6		実務法理学Ⅱ	2
	民法Ⅱ	8		実務外国法	1
	民法Ⅲ	8		現代アメリカの法と社会	3
	民法Ⅳ	6		法と経済学	7
	刑法	7		外国法文献研究Ⅰ（英米法）	0
	商法	8		外国法文献研究Ⅱ（ドイツ法）	0
	民事訴訟法	7		外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	0
	刑事訴訟法	7			
	基本科目 第2年次目次	行政法	32	展開・先端科目	環境法Ⅰ
基幹科目	基幹憲法	37	環境法Ⅱ		10
	基幹行政法	35	租税法基礎		5
	基幹民法	34	実務租税法		5
	基幹刑法	38	医事法		32
	基幹商法	39	金融商品取引法		5
	基幹民事訴訟法	34	経済法Ⅰ		16
	基幹刑事訴訟法	38	経済法Ⅱ		14
	応用基幹科目	応用憲法	8		企業法務演習
応用行政法		17	民事執行・保全法		28
応用民法		18	倒産法		6
応用刑法		3	応用倒産法		0
応用商法		20	実務労働法Ⅰ		15
応用民事訴訟法		1	実務労働法Ⅱ		16
応用刑事訴訟法		1	社会保障法		19
実務基礎科目		法曹倫理	30		知的財産法Ⅰ
	民事要件事実基礎	31	知的財産法Ⅱ		4
	民事・行政裁判演習	25	知的財産法発展		4
	刑事裁判演習	25	実務知的財産法		4
	リーガル・クリニック	10	少年法・刑事政策		30
	ローヤリングA	21	国際法発展		0
	ローヤリングB		国際法発展演習		0
	エクスターンシップ	28	トランスナショナル情報法		26
	模擬裁判	0	実務国際私法Ⅰ		2
	リーガル・リサーチ	6	実務国際私法Ⅱ		2
	民事法発展演習（信濃・本條）	4	地方自治法		4
			ジェンダーと法演習		5
			子どもと法演習		13
			リサーチ・ペーパー		0

	民事法発展演習（佐藤（裕））	3	
	民事法発展演習（石井）	12	
	刑事実務基礎演習	5	

本法科大学院では、必修科目（第1年次基本科目、第2年次基本科目、基幹科目、実務基礎科目の一部）の単位を修得できなかった者は、単位を修得できなかった授業科目の授業を再履修しなければならない。また、原級留置となった学生は、前年度に履修した第1年次基本科目、第2年次基本科目又は基幹科目のうち、その成績が65点未満である授業科目については、当該授業科目を再履修しなければならない。また、成績が65点以上の成績であっても当該授業科目の再履修をすることができる。さらに、上記科目以外の授業科目について単位を修得できなかった者は、当該科目を再履修することができる。上記履修登録者数には、こうした当該授業科目を再履修している学生が含まれている。【解釈指針3-1-1-2（1）】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧 P41～P42

東北大学法科大学院履修内規 第3条、第5条参照

本法科大学院では、他専攻の学生が履修できる授業科目として、公共政策大学院（公共法政策専攻）との共通授業科目及び研究大学院（法政理論研究専攻）との共通授業科目が設けられているが、他研究科の学生が履修できる授業科目、科目等履修生の制度は設けていない。上記履修登録者数には、当該科目を履修する他専攻の学生が含まれている。【解釈指針3-1-1-2（2）】

公共政策大学院との共通授業科目は、法科大学院及び公共政策大学院の学生に対して、両専門職大学院の有機的な連携の下、専門性の高い科目を提供するために置かれたものである。平成30年度の公共政策大学院との共通授業科目は、地方自治法、法と経済学、実務労働法Ⅰ、実務労働法Ⅱ、社会保障法、経済法Ⅰ、経済法Ⅱ、トランスナショナル情報法、ジェンダーと法演習、環境法Ⅱである。これらの授業科目はいずれも法と公共政策とが密接に関わる内容を有しており、当該授業科目の性質等に照らし、公共政策大学院の学生の履修が適切な科目といえる。

○別添資料3-1

平成30年度公共政策大学院授業科目一覧

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

巻末 平成30年度東北大学法科大学院時間割表

研究大学院との共通授業科目は、実務と理論研究の有機的な連携を図り、国際性と専門性の高い科目を提供するために置かれたものである。平成30年度は、外国法文献研究Ⅰ（英米法）、外国法文献研究Ⅲ（フランス法）が共通授業科目とされている。これらは、比較法研究の基礎的能力を涵養するための科目であり、研究大学院の学生の履修が適切な科目といえる。

○別添資料3-2

平成30（2018）年度研究大学院開設授業科目

なお、いずれの共通授業科目においても、下記に見るように、他専攻学生の履修者数は、概ね、各科目につき数人程度である。【解釈指針3-1-1-3】

○他専攻との共通授業科目 履修登録者数（平成29年度）（平成30年度）

表3-1-1-（2）

以上のように、本法科大学院では、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されている。

表3-1-1-（2）

○他専攻との共通授業科目 履修登録者数（平成29年度）

科目群	科目名	L 1	L 2	L 3	公共政策大学 院登録者数	研究大学院 登録者数	合計
接 基 科 礎 目 法 ・ 隣	法と経済学	0	18	2	1	-	21
	外国法文献研究Ⅰ（英米法）	0	1	1	-	1	3
	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	0	0	0	-	1	1
展 開 ・ 先 端 科 目	環境法Ⅱ	0	5	10	1	-	16
	経済法Ⅰ	0	3	8	0	-	11
	経済法Ⅱ	0	1	5	0	-	6
	実務労働法Ⅰ	0	2	6	0	-	8
	実務労働法Ⅱ	0	0	4	0	-	4
	社会保障法	0	5	10	0	-	15
	トランスナショナル情報法	0	4	15	0	-	19
	ジェンダーと法演習	0	1	6	0	-	7
	金融法	0	3	1	3	-	7

（出典：事務資料）

○他専攻との共通授業科目 履修登録者数（平成30年度）

科目群	科目名	L 1	L 2	L 3	公共政策大学 院登録者数	研究大学院 登録者数	合計
科目 基礎 法・ 隣接	法と経済学	0	6	1	0	-	7
	外国法文献研究Ⅰ（英米法）	0	0	0	-	0	0
	外国法文献研究Ⅲ（フランス法）	0	0	0	-	1	1
展開・ 先端 科目	環境法Ⅱ	0	1	9	2	-	12
	経済法Ⅰ	0	0	16	1	-	17
	経済法Ⅱ	0	0	14	※	-	14
	実務労働法Ⅰ	0	0	15	0	-	15
	実務労働法Ⅱ	0	0	16	※	-	16
	社会保障法	0	3	16	※	-	19
	トランスナショナル情報法	0	5	21	※	-	26
	ジェンダーと法演習	0	1	4	※	-	5
	地方自治法	0	0	4	※	-	4

※公共政策大学院の後期科目履修簿登録は10月上旬に行う。

（出典：事務資料）

基準3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準3-1-2に係る状況）

本法科大学院は、法的思考能力・分析能力の育成を効果的に行うため、法律基本科目のうち、「第1年次基本科目」（必修科目）については1クラス20人を標準とし、「第2年次基本科目」「基幹科目」（必修科目）については、1クラス50人を標準としている。また、「応用基幹科目」（選択科目）については、各科目において履修登録者数の上限を定めており、学生数が50人を超えることはない。

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス P51～62

応用基幹科目講義要綱 <その他>の記載参照

○別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引き P42～43

第3年次に開設する法律基本科目について

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

法律基本科目に該当する「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」、「基幹科目」及び「応用基幹科目」の授業科目における、過去2年間の履修登録者数は以下のとおりである。

いずれの科目においても、学生数は40人以下であり、双方向的・多方向的な少人数教育の実施に適した規模となっている。したがって、【解釈指針3-1-2-1】には該当しない。【解釈指針3-1-2-1】

表3-1-2-(1)

○平成29・30年度第1年次基本科目、第2年次基本科目、基幹科目、応用基幹科目
履修者数一覧

平成29年度一覧

科目群	科目名	受講者数
第1年次基本科目 (L1必修)	憲法	19
	民法Ⅰ	18
	民法Ⅱ	17
	民法Ⅲ	13
	民法Ⅳ	13
	(民法Ⅲ) (※1)	3
	刑法	19
	商法	19
	民事訴訟法	19
	刑事訴訟法	17
(L2必修) 第2年次基本科目	行政法	6
(L2必修) 基幹科目	基幹憲法	34
	基幹行政法	34
	(実務公法) (※2)	0
	基幹民法	35
	基幹商法	38
	基幹民事訴訟法	33
	実務民事法 (※2)	0
	基幹刑法	39
	基幹刑事訴訟法	40
	(実務刑事法) (※2)	0
(L3必修) 応用基幹科目	応用憲法	1
	応用行政法	12
	応用民法	5
	応用刑法	7
	応用商法	11
	応用民事訴訟法	4

平成30年度一覧

科目群	科目名	受講者数
第1年次基本科目 (L1必修)	憲法	8
	民法Ⅰ	6
	民法Ⅱ	8
	民法Ⅲ	8
	民法Ⅳ	6
	刑法	7
	商法	8
	民事訴訟法	7
	刑事訴訟法	7
(L2必修) 第2年次基本科目	行政法	32
(L2必修) 基幹科目	基幹憲法	37
	基幹行政法	35
	基幹民法	34
	基幹商法	39
	基幹民事訴訟法	34
	基幹刑法	38
	基幹刑事訴訟法	38
(L3必修) 応用基幹科目	応用憲法	8
	応用行政法	17
	応用民法	18
	応用刑法	3
	応用商法	20
	応用民事訴訟法	1
	応用刑事訴訟法	1

*1：平成28年度入学者は、「民法Ⅲ」（4単位）を「民法Ⅲ」（2単位）「民法Ⅳ」として開講する。

*2：平成27年度既修入学者及び平成26年度以前入学者は、「基幹憲法」「基幹行政法」を「実務公法」として、「基幹民法」「基幹商法」「基幹民事訴訟法」を「実務民事法」として、「基幹刑法」「基幹刑事訴訟法」を「実務刑事法」として、開講する。

出典：（事務資料）

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院では、各授業科目において、法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得させるため、段階的教育課程を採用している。すなわち、「第1年次基本科目」(第1年次配当)、「第2年次基本科目」「基幹科目」(第2年次配当)では、上記の法知識と能力を確実に修得させるため、判例の分析に重点を置いて、その理論的基礎と実務的合理性に関する教育を行っている。また、「実務基礎科目」(第2年次・第3年次配当)では、これらの科目を通じて培われた理論的知識や法的思考能力・問題解決能力を前提にして、これらと有機的に結びついた法律実務教育を提供している。加えて、「応用基幹科目」(第3年次配当)においては、法理論への理解をさらに深化させ、事例分析力や法解釈能力を向上させるための教育を提供している。

また、「基礎法・隣接科目」及び「展開・先端科目」においては、周辺の法分野に関する専門的法知識の修得、及び問題解決能力の向上を図るため、理論的、実務的に高度の専門性を有する教育を行っている。【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】

また、具体的事例や新たな事例に的確に対応することができる能力を育成するために、必修科目として開設されている授業科目(「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」、「基幹科目」及び一部の「実務基礎科目」)においては、少人数のクラスで判例や実務慣行に内在する論理の分析を通じて、実定法に関する理解を深化させる授業を提供している一方、「基礎法・隣接科目」及び「展開・先端科目」においては、比較法や隣接諸科学の知見をも参考にしつつ、わが国の実定法に関する理解等を批判的に検討し、さらに、新たな視点や分析方法の可能性を拓く授業を提供している。なお、少人数の演習的な授業を行う「応用基幹科目」においては、徹底した少人数教育に事例研究、双方向・多方向の授業を行うことで、上記の能力の涵養を図っている。【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

専門的な法知識の確実な修得と、具体的な事例や新たな事例への的確な対応能力を育成するため、本法科大学院では、各科目の性質に応じた適切な方法をとっている。

すなわち、各授業科目、とりわけ法律基本科目においては、基準3-1-1及び基準3-1-2で述べたように、1クラスの学生数を少人数にとどめ、双方向的又は多方向的な教育を実施している。

また、各授業科目では、その授業科目の性質に応じて、適切な教材を使った授業を実施している。たとえば、「実務基礎科目」では、それぞれの授業科目の特質に沿った適切な教材（刑事系の実務科目では記録教材等、ローヤリングにおいてはレジュメと具体的な資料等）が用いられている。また、実定法に関する授業科目においては、教科書として指定されているケースブックや、担当教員が独自に作成した資料等が用いられている。【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

なお、「第1年次基本科目」においては、対象者が法学の未修者であることに鑑み、学習のテーマや学習の習熟度を見極めながら、教員による解説と双方向的・多方向的な討論形式とが適切に組み合わせられた授業方法が採られている。また、法学未修者が第1年次基本科目の学習を円滑に行うための学修支援科目として、「法律基礎演習」と「法学の基礎」を開講している。【解釈指針3-2-1-4】

以上のような教育を行う本法科大学院では、もっぱら試験での解答作成方法を技術的に指南したり、理解を伴わない知識の機械的暗記を強いたりする教育は行われていない。

【解釈指針3-2-1-5】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P59～P61

平成30年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

○別添資料3-4

配付レジュメの例 成瀬教授「基幹刑法レジュメ」

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP16～P33

第1年次基本科目講義要綱

本法科大学院では、学生から、授業等の受講にあたり、法令遵守及び守秘義務に関する誓約書を徴し、また、東北大学法科大学院履修内規第8条に、守秘義務に関する明文の規定を設けている。エクスターンシップの履修に際しては、法令遵守及び守秘義務に関する誓約書を別途徴するとともに、4月の総合履修指導や担当教員による事前指導の際、及び、当該研修場所での研修の際に、法令遵守義務違反や守秘義務違反の行為の発生を未然に防止するよう指導監督が行われている。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P42

東北大学法科大学院履修内規 第8条参照

表3-2-1-(1)

○誓約書（年度当初に全員に提出させたもの）

誓約書

東北大学大学院法学研究科長

権 島 博 志 殿

東北大学法科大学院長

中 原 茂 樹 殿

平成 30年 月 日

住所 _____

学籍番号 B8JM _____

氏名（学生） _____ 印

私は、貴法科大学院の課程における授業等を受講するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 大学院、担当教員及び関係者からの指導に従うこと。
- 2 法令を遵守するのみならず、社会人としてのマナーにも注意して行動すること。
- 3 授業、教材等で知った秘密、プライバシー等を授業終了後も含めて一切他に漏洩しないこと。

また、貴法科大学院の課程における授業等を履修するにあたり、各種法令等に違反し、または、上記事項を遵守しなかったときは、東北大学の行う処分（停学、退学等）に服します。また、法令違反または上記事項の不遵守により、私が東北大学、担当教員、その他第三者に対して損害賠償責任及び求償責任を負うに至ったときは、誠実に、損害賠償債務を履行することを誓約いたします。

以上を誓約するため、本書面を差し入れます。

以 上

表3-2-1-(2)

○エクスターンシップ誓約書

誓約書

東北大学法科大学院

院長 中 原 茂 樹 殿

エクスターンシップ担当教員

殿

殿

平成 29年 月 日

住所

氏名（学生・自署） _____ 印

住所

氏名（連帯保証人・自署） _____ 印

私（学生）は、貴大学院のエクスターンシップを受講するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 大学院、担当教員及び関係者からの指導に従うこと。
- 2 法令を遵守するのみならず、社会人としてのマナーにも注意して行動すること。
- 3 エクスターンシップの授業中及び授業に関連して知ったプライバシー等の第三者の情報に関する一切の秘密をエクスターンシップ終了後も含めて一切他に漏洩しないこと。

エクスターンシップを履修するにあたり、各種法令等に違反し、または、上記事項を遵守しなかったときは、東北大学の行う処分（停学、退学等）に服します。また、法令違反または上記事項の不遵守により、私が東北大学、担当教員、その他第三者に対して損害賠償責任を負うに至ったときは、連帯保証人と連帯して、誠実に、損害賠償債務を履行することを誓約いたします。

以上を誓約するため、本書面を差し入れます。

以 上

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP73～P74

エクスターンシップ講義概要

なお、リーガル・クリニックにおいては、現実の紛争を扱った法律相談は行っておらず、弁護士教員の作成した事例を素材として模擬法律相談を内容とした授業が行われているため、エクスターンシップのような措置はとられていない。【解釈指針3-2-1-6（1）】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP70

リーガル・クリニック授業概要参照

エクスターンシップについては、法科大学院の専任教員もしくは兼任教員である弁護士教員と研修先の弁護士教員（実務指導者）とが緊密な連絡をとりつつ適切に指導・監督している。さらに、専任教員もしくは兼任教員である弁護士教員が、エクスターンシップについての事前指導、事後指導を行うことを通じて、単位認定についても責任を負う体制となっている。

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP73～P74

エクスターンシップ授業概要参照

○別添資料3-5

エクスターンシップ受入先、実施状況一覧

○別添資料3-6

エクスターンシップ事前指導講義レジュメ

また、東北大学法科大学院履修内規において、研修先からの報酬受領の禁止に関する明文の規定が設けられており、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を一切受け取っていない。【解釈指針3-2-1-6（2）】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P42

東北大学法科大学院履修内規 第7条参照

本法科大学院では、学生が事前事後の学習を効果的に行うため、履修科目として登録できる単位数の上限を、第1年次32単位、第2年次36単位、第3年次44単位と定めるとともに、授業科目を時間割上適切に配置することにより、学生が十分な自習時間を確保することができるよう配慮している。【解釈指針3-2-1-7（1）】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P37

東北大学法科大学院規程 第6条参照

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

巻末 平成30年度東北大学法科大学院時間割表

法律基本科目のうち、「第1年次基本科目」、「第2年次基本科目」においては、定評のある基本書・判例教材などが教科書・参考書として指定され、「基幹科目」においては、それぞれの科目の特質に即し、法科大学院での教育を念頭に置いた教科書・判例教材などが教科書・参考書として指定されている。また、実務基礎科目では、記録教材などが適切に用いられている。そのほか、それぞれの授業内容に即したレジュメや資料が作成・配布され、学生の学修を補助している。【解釈指針3-2-1-7（2）】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

各授業科目講義要綱

担当教員は、授業に関する資料がある場合、授業の際に直接、又は専門職大学院助教室又は専門職大学院係を通じてこれを配布し、レジュメや予習事項については、TKC教育研究支援システム又は専門職大学院助教室を通じて、事前に学生に周知している。また、予習又は復習に関する教員の指示も、同様の方法で、適切に行われている。【解釈指針3-2-1-7（3）（4）】

さらに、授業時間外の自習が可能となるよう、法科大学院のある建物（エクステンション教育研究棟）内に、学生自習室（3～4階）、ゼミ室（4階）、パソコンを備えた情報処理コーナー室（3階）、データベース及び図書を備えた法政実務図書室（1階）が設けられ、これらはいずれも基準10-1-1に適合している。【解釈指針3-2-1-7（5）】

○別添資料B

平成30年度学生便覧P87～P96、P104～P105

エクステンション教育研究棟内の施設等の利用について、法政実務図書室（片平）利用案内、エクステンション教育研究棟平面図（1～2階）、エクステンション教育研究棟平面図（3～5階）

表3-2-1-(3)

OTKC教育研究支援システム

東北大学法科大学院				
TOP MENU				専門職大学院助教室
学生からの質問	編集	参照	全体のお知らせ	ロー・ライブラリー
ログアウト				HELP
お知らせ一覧				[TOP MENU]
●現在、掲載されているお知らせの一覧です。件名をクリックすると、お知らせの確認ができます。 ○キーワードによる検索が可能です。 1 / 1 << 戻る次へ >> 【件数:55件】				
検索条件	お知らせ区分: すべて	掲載状態: 掲載中	検索	
行	お知らせ区分	件名	掲載者	掲載日
1		知的財産法Ⅱ(後期)・知的財産法発展(後期)の履修登録について NEW	専門職大学院係	2018/04/10
2		4月21日(土)の「実務国際私法Ⅰ」時間割変更について NEW	専門職大学院係	2018/04/10
3		【4月9日更新】4月の修了生オフィス・アワーのお知らせ NEW	専門職大学院係	2018/04/09
4		【L3】刑事裁判演習の教材配布 NEW	専門職大学院助教室	2018/04/09
5		「リーガルクリニック」の受講者決定について NEW	専門職大学院係	2018/04/09
6		公益財団法人千智法曹教育研究会学生の募集について NEW	専門職大学院係	2018/04/09
7		【L3応用行政法】4月12日予習課題 NEW	中原 茂樹	2018/04/06
8		4月の修了生オフィス・アワーのお知らせ NEW	専門職大学院係	2018/04/06
9		平成30年度日本学生支援機構大学院奨学生の募集について NEW	専門職大学院係	2018/04/06
10		応用基幹科目の受講者決定(2次募集)について NEW	専門職大学院係	2018/04/06
11		履修登録について NEW	専門職大学院係	2018/04/05
12		平成30年度前期分授業料の納入について NEW	専門職大学院係	2018/04/05
13		L3応用憲法の予習課題 NEW	中村 晴生	2018/04/05

東北大学法科大学院				
TOP MENU				専門職大学院助教室
学生からの質問	編集	参照	全体のお知らせ	ロー・ライブラリー
ログアウト				HELP
カリキュラム > 科目:リーガル・リサーチ				[科目一覧へ]
●カリキュラムの一覧です。タイトルをクリックすると、授業詳細ページの確認ができます。 最終更新日:2017/07/21				
行	授業日	タイトル	閲覧状況確認	更新日
1	2017/04/07	サインズ	確認	2017/04/07
2	2017/04/14	リーガル・リサーチの基礎知識	確認	2017/04/14
3	2017/04/21	文献の所在検索、入手方法	確認	2017/04/21
4	2017/04/28	法令・立法資料の探し方	確認	2017/04/28
5	2017/05/12	実務家教員による講演(信濃裁判官)	確認	2017/05/12
6	2017/05/19	判例の探し方	確認	2017/05/19
7	2017/05/26	評釈・学説の探し方、データベース資料の利用方法	確認	2017/05/26
8	2017/06/02	民法分野の調査と課題	確認	2017/06/08
9	2017/06/08	公法分野の調査と課題	確認	2017/06/08
10	2017/06/16	実例1(民事法)	確認	2017/06/08
11	2017/06/23	実例2(公法)	確認	2017/06/23

(出典:TKC教育研究支援システムウェブサイト)

集中講義については、その履修に際して、学生が予習・復習のために必要な時間を十分に確保できるよう、授業時間割の設定において、一日の授業時間数の上限を定めている。

加えて、担当教員は、授業開始の1週間前までに予習事項の案内をなすべきこととし、また、授業終了から1週間を経た後でなければ試験を行わないこととしている。なお、集中講義の時間割の設定に当たっては、同一の授業科目の履修が短期に集中しないよう、また学生が複数の授業科目を同時期に履修することがないように、あらかじめ調整を行うとともに、教務委員会が最終的なチェックを行っている。【解釈指針3-2-1-8】

表3-2-1-(4)

○集中講義担当教員への連絡文書

大学 先生

いつも大変お世話になっております。

東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係です。

来年度の「 」は、集中講義として開講いただける旨伺っておりますが、開講日程についてもお知らせいただきたく存じます。

つきましては、別添「集中講義希望日程調べ」に御記入の上、2月23日（金）まで御返信くださいますようお願いいたします。

お送りいただきました日程については、取りまとめの上、決定しましたら改めて御連絡いたします。

なお、御希望の日程によっては、日程を調整させていただく場合がございます。あらかじめお含み置きいただきますとともに、調整の際の参考にあいたたく、第3希望までの御記入に御協力を御願いたします。

また、開講日程をお決めいただくに当たり、下記点に御留意ください。

- 1 標準的な授業時間は、1日に3限を限度としております。
2 単位の講義の場合、15回の授業回数が必要ですので、5日間が標準となります。
ただし、御都合等により4日間しか日程が組めない場合には、別途御相談ください。
- 2 予習時間の確保のため、授業で用いる教材等がございましたら、授業開始の約1週間前までを目処にお知らせください。
- 3 復習時間の確保のため、試験は授業終了後から約1週間後に、日程を調整の上実施いたしますが、その際、試験日にお越しいただく必要はございません。
なお、試験の実施につきましては、別途照会させていただきます。

以上、お忙しいところ大変恐縮でございますが、
なにとぞよろしくお願いいたします。

(出典：法科大学院事務担当から集中講義担当教員へのメール文書)

○別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引き P10

(3) 授業の実施及び成績評価

・・・・・・・・

- ・集中講義の方式で実施された授業科目の試験は、授業終了から1週間を経た後でなければ行うことができない。

表3-2-1-(5)

○平成29年度集中講義開講科目、時期、履修状況

授業科目	担当教員	日 程	備 考
環境法 II	大塚	9/4(月)～5(火)、9/19(火)～20日(水)	
実務租税法	瀧本	9/11(月)～15(金)	
金融法	本多	8/9(水)～10(木)、8/23(水)～25日(金)	
模擬裁判	武内 廣瀬 翠川	8/28(月)、9/7(木)～10(日)	
エクスターンシップ	官澤 坂田	8/22(金)	事前指導
		9/4(月)～9/8(金)、9/11(月)～9/15(金)	
		9/26(金)	事後指導

○別添資料3-7

平成29年度集中講義日程・時間割

平成30年度集中講義日程・時間割

(出典：学生への掲示文書)

○別添資料3-8

平成29年度法科大学院集中講義試験日程

(出典：学生への掲示文書)

(2) 本法科大学院では、基準2-1-2にしたがって、全ての授業科目で到達目標を設定しているが、その内容は、各授業科目について、シラバスの中で「目的」、「達成度」という形で明記して学生に示すとともに、初回授業において到達目標の内容を学生に説明している。とりわけ、法科大学院共通的到達目標が存在する科目については、共通的到達目標と関連付けて当該授業科目の到達目標を設定・説明し、これに沿って授業を進行すると

ともに、授業で直接取り上げない事項がある場合には、自習すべき内容につき具体的な学習指導を実施していることを確認している。

○別添資料3－9

授業における「共通的な到達目標」の周知状況について

○別添資料2－6

平成29年度授業における「共通的な到達目標」周知状況（憲法）

平成29年度授業における「共通的な到達目標」周知状況（民法Ⅱ）

レジュメ（憲法）

（3）1年間の授業の計画、各科目の授業内容、方法、成績評価の基準と方法については、シラバスのなかに「目的」、「達成度」、「授業内容・方法」、「授業時間外学習」、「教科書・教材」、「参考書」、「成績評価の方法」及び「その他」という各科目共通の項目を設け、開講科目一覧、授業時間割と合わせて年度のはじめに学生に周知している。

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP15～P156

各授業科目講義要綱

（4）本法科大学院では、TKC教育研究支援システムが導入され、各授業科目の予習・復習課題の掲示に利用されているほか、同システムを通じて、授業の補足を行ったり、自習内容を案内したり、学生からの質問に応じたりすることを可能とするなど、学生が授業時間外において充実した学習を行うことができるよう配慮している。また、日常的な学修支援の一環として、教員によるオフィス・アワーと修了生弁護士によるオフィス・アワーを設けている。さらに、年度初めの修了生弁護士によるオフィス・アワーを拡充して、未修者1年次の学生を対象に授業の予習・復習の仕方を共同して実践してみる等法学の基本的な勉強の仕方を身につける修了生勉強会を開催している。【解釈指針3－2－1－4】

【解釈指針3－2－1－7】

○TKC教育研究支援システム

表3－2－1－（3）参照

○別添資料7－4

教員オフィス・アワー制度について

○別添資料7－5

修了生オフィス・アワー制度について

○別添資料5－3

第1回FD懇談会資料

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

(1) 本法科大学院では、授業時間外の事前・事後の学習時間が十分に確保されるよう、履修科目として登録できる科目数の上限を、第1年次は32単位、第2年次は36単位としている(最大履修登録単位数)。ただし、エクスターンシップ(2単位)については、第2年次の上限36単位に含めないこととしている。これは、エクスターンシップの重要性に鑑みて、履修を希望する学生に可能な限り対応できるよう、柔軟な開講を可能にすることを目的として、「教育上特に必要がある場合において、運営委員会が別段の定めをした」(東北大学法科大学院規程第6条ただし書)ことによる。【解釈指針3-3-1-2】

なお、これら最大履修登録単位数には、前期授業、夏季授業、後期授業の期間におけるすべての授業科目の単位数が含まれる。【解釈指針3-3-1-1】

(2) 本法科大学院では、最終年次における選択科目の履修可能性を拡大するため、最終年次における最大履修登録単位数を44単位としている。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P37

東北大学法科大学院規程 第6条参照

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P47～P48

東北大学法科大学院履修案内 【4 履修登録】参照

なお、原級留置となった場合の再履修科目の単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数は、基準3-3-1(1)(2)に定める履修登録可能な単位数に含まれる。【解釈指針3-3-1-4】

○別添資料3－10

平成30年度総合履修指導配付資料【L1生】P1【授業科目及び履修制限について】

平成30年度総合履修指導配付資料【L2生】P1【授業科目及び履修制限について】

平成30年度総合履修指導配付資料【L3生】P1【授業科目及び履修制限について】

(出典：平成30年4月3日総合履修指導配布資料)

本法科大学院では、一定の事情がある場合に入学手続き時に願い出て許可した場合には、第1年次基本科目を2年間かけて計画的に学ぶ長期履修制度を採用している。【解釈指針3－3－1－5（1）】を満たす計画のみを許可することにより、単位数の上限を越えないよう担保している。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P4～P5

東北大学大学院通則第5条の3、5条の4

平成30年度法科大学院学生便覧P50

東北大学法科大学院履修案内 【8 修業年限及び在学年限】参照

○別添資料G

2019年度法科大学院パンフレット

2 特長及び課題等

1. 特長

まず、法律基本科目及び実務基礎科目のうち必修科目においては、1クラスあたりの学生数を基準3－1－2の求めるものよりも少ない人数として設定し、少人数教育を徹底している点を挙げることができる。そして、全ての科目について実際の1クラスあたりの履修登録人数は40名を下回っており、少人数教育が徹底されていることを確認できる。

また、各授業科目の性質及び設定された到達目標の内容に応じ、担当教員が独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹として必要な種々の能力の育成が図られている点、学生が事前事後の学習を効果的に行うための施設面での整備（自習室、図書室、インターネット環境）がなされている点、充実したオフィス・アワー制度により日常的な学修支援を行なわれている点も特長として指摘できる。法学未修者に対して、1年次基本科目の学習を円滑に行うための学修支援科目を提供し、勉強方法を修了生オフィス・アワーで補完している点も特筆すべきである。

さらに、法令遵守及び守秘義務に関わる問題について、東北大学法科大学院履修内規第8条に明文の規定を設け、かつ、学生全員から、これに関する誓約書を徴しており、さらに、エクスターンシップの履修者については、別途誓約書を提出させるとともに、事前指導等において法令遵守及び守秘義務につき十分な注意を喚起するなど、当該問題に関する紛争が発生しないよう万全の体制を整えている。

2. 課題等

まず、少人数教育のより一層の充実化が挙げられる。上記のように本法科大学院では、少人数教育を徹底しているが、こうした学生数の利点を最大限活かして密度の高い教育を行えるよう、より学生の意欲を喚起し、教育方法の改善を図る必要がある。

次に、若干ではあるが、時間割上の授業科目の重複により、学生が自己の希望する科目を履修できない場合が生じている点を挙げることができる。事前の調整を通じて、可能な限り学生の希望に応えていく必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- （２）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- （４）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （５）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （６）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- （７）期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（１）本法科大学院では、基準2-1-2にしたがって、各授業科目において、到達目標を設定し、その内容は、基準3-2-1（２）に沿って各授業科目のシラバスの中で「達成度」として学生に示している。この「達成度」は、学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また、将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、設定されたものである。【解釈指針4-1-1-1】そして、以下にみる各授業科目の成績評価は、この各授業科目の達成度を指標の1つとして行われることとされている。

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

成績評価において学生の能力及び資質を正確に反映するため、「成績は、定期試験（筆記試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（小テストや課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）により、総合的に評価」すること、そして、筆記試験については、「事案分析解決能力」、「基礎的・専門的法知識の確実な理解」、「体系的な法的思考能力」、「法的な議論を説得的に表現する能力」、「創造的・批判的思考能力」等を総合的に評価することとしている。平常点の評価も、設定された達成度に照らし、筆記試験における考慮要素に準じて合理的な根拠に基づいて行うものとしている。【解釈指針4-1-1-7】また、客観的かつ厳正な成績評価を担保するため、成績の基準（ランク分け）及び各基準（ランク）の人数比の目安を設定し（表4-1-

1－（1）参照）、各授業科目における成績評価の考慮要素をあらかじめ明確にしている。

表4－1－1－（1）

○成績の基準

平成30年度学生便覧P48-49

東北大学法科大学院履修案内【6 成績】（抜粋）

素点	基準	人数比の目安
90点以上	きわめて優秀	若干名
80点以上90点未満	優秀	20%を上限とする
70点以上80点未満	良好	40%を標準とする（±20%）
65点以上70点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする（±20%）
60点以上65点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60点未満	最低限の水準に達していない	

さらに、達成度にも照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価を行うため、以下のような評価の指針も定めている。定期試験を行う科目については、定期試験に対する評価が最終成績の50%以上を占めること、教員の印象によって評価を行うべき平常点の評価は、合理的な根拠に基づいて行うものであること、授業への出席状況を評価に勘案する場合は、出席自体を加点事由とはせず、また、欠席を理由とする減点は平常点から行い、かつ最終成績の10%を超えないことという指針である。

表4－1－1－（2）

○成績評価に関する申合せ（抜粋）

（2）定期試験を行う科目において、定期試験に対する評価の割合は、最終成績の50%以上を占めるものとする。ただし、授業科目の性質に照らし、特に必要のある場合には、定期試験に対する評価と客観的基準によって評価を行うべき対象（小テスト、課題レポート等）による平常点の評価を併せた評価の割合をもって、この基準を充たすことで足りるものとする。

教員の印象によって評価を行うべき平常点の評価は、合理的な根拠に基づいて行うものとする。

授業への出席状況を評価に勘案する場合は、出席自体を加点事由とはしないものとする。欠席を理由とする減点は、平常点から行い、最終成績の10%を超えないものとする。

3 評価の実施

（1）成績評価は、100点を満点とした点数（整数）により行う。

（2）60点以上を合格とする。

（3）各点数の人数比は、以下の目安による。

90点以上は、若干名とする。

80点以上90点未満は、20%を上限とする。

70点以上80点未満は、40%を標準とする（20%を限度に増減することができる）。

65点以上70点未満及び60点以上65点未満は、40%を標準とする（20%を限度に増減することができる）。

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等に照らして、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない。

（出典：成績評価に関する申し合わせ）

表4-1-1-（3）

○東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申合せ（抜粋）

第2条 規程第8条に規定する成績の評価は以下に定める方針による。

90点以上 きわめて優秀

80点以上90点未満 優秀

70点以上80点未満 良好

65点以上70点未満 能力や知識が一応の水準に達している

60点以上65点未満 最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する

60点未満 最低限の水準に達していない

（出典：東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申合せ）

（2）（1）に述べたような各授業科目における成績評価の際の一般的な考慮要素、表4-1-1-（1）に挙げた成績の基準（ランク分け）及び各基準(ランク)の人数比の目安については、学生便覧に明記し、年度当初の総合履修指導においても学生に周知している。なお、授業科目の性質・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない旨も周知している。

設定された「達成度」を指標の1つとすることも含めた成績評価の方法及び各評価要素の最終成績に占める割合については、授業科目毎にシラバスの「成績評価の方法」に記載され、学生に対して周知されている。そして、事後にこれを変更する場合には、教務委員会委員長に連絡するとともに、TKC教育研究システム上に掲示して予め学生に周知し、学生に対して不利益を生じさせないようにしている。また、定期試験問題の配点割合についても明示するよう、教務委員会から各教員に周知している。【解釈指針4-1-1-2（1）】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバス

○別添資料B

平成30年度学生便覧 P48～P49

東北大学法科大学院履修案内 【6 成績】参照

○別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引き P16～P17

（４）評価方法等の周知 参照

表４－１－１－（１）に挙げたように、６０点未満は絶対評価であるが、定期試験を行う科目については定期試験に対する評価を最終成績の５０％以上を占めるようにすること、教員の印象によって評価を行うべき平常点の評価を合理的な根拠に基づいて行うようにすること、６０点は最低限の水準であることを教員間で確認することにより、評価の尺度を共通化させている。そして、上記尺度の設定に関する認識を、上記申し合わせや教員のための手引きの説明により、教員間で共有している。【解釈指針４－１－１－２（２）】

（３）成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置としては、まず、成績評価にあたって、担当教員に対して、上記のような成績評価の方法及び基準を確認する文書を教務委員会から手交するとともに、成績評価の基準に定める割合を大きく超えて成績評価に偏りが見られる科目や、平常点の付与が適切でないと見られる科目があるかどうかを教務委員会においてチェックし、該当科目がある場合には、担当教員に対して成績評価の見直しを促している。また、定期試験終了後に、答案のコピーを学生に返却し、授業担当教員が、学生に対して定期試験の解説・講評を行うこととしている。そして、筆記試験の採点時の匿名性を確保するため、第１年次・第２年次の必修科目である「第１年次基本科目」「第２年次基本科目」及び「基幹科目」については、採点者に答案を交付する時点で、学籍番号・氏名欄を見せないようにする措置（いわゆるマスキング）を施している。さらに、授業担当教員は、採点終了後、専門職大学院係に、成績報告書とともに、出題の趣旨、学生の到達すべき水準、及び採点に際して重視した事項（加点及び減点の事由とした事項）を記載した書面（採点のポイント）を提出することとなっている。

自己の成績評価について説明を希望する学生に対しては、オフィス・アワー制度を利用した個別講評を実施している。さらに、再度の試験（再試験）が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、当該成績評価について不服がある場合には、成績評価不服申立てを行うことができ、これとは別に、担当教員に成績評価について説明を求めることもできる。

「第１年次基本科目」「第２年次基本科目」及び「基幹科目」の不合格者（成績の単位加重平均値が６５点未満である者を含む）からの申し出がある場合には、当該年度内に個別講評だけでなく、学習上の指導も行うことになっている。【解釈指針４－１－１－３（１）】

○別添資料３－３

東北大学法科大学院教員のための手引き P 21～P 22（抜粋）

８．全体講評・解説の実施、採点前答案コピー返却の実施

・・・・・・・・

・筆記試験の採点前答案コピーは、学生に返却するものとする（追試験、再試験についてはこの限りでない）。

表４－１－１－（４）

○事務担当者の引継内容

（１）答案の準備、採点依頼

① 採点は、原則答案の写しに行っていただく。

そのため、試験終了後は、まずは答案を学籍番号順に並べた上で、両面コピー（濃さを1段階上げる。）を取っておく（マスキングをするものを除く。）。

進級に関わる科目（「第1年次基本科目」「第2年次基本科目」「基幹科目」）は②・③のとおりマスキングし、それ以外はマスキングは不要。

- ② 進級にかかわる「第1年次基本科目」，「第2年次基本科目」及び「基幹科目」の試験答案は，公平性を担保するため，マスキングを施して採点することとなっている。マスキングは，（A）氏名の部分を紙で覆って隠す方法，（B）ナンバリングを施してコピー機で氏名の部分を削除する方法，の2通りある。どちらの方法でマスキングを行うかは担当教員によって異なるので，前年度の答案を参考に，試験問題受領時に確認しておくとうい。

（A）紙で覆う：答案をコピーし，学籍番号・氏名を厚紙等で覆う（ホチキス留め）

→教員へ送付→採点済み答案返送→電子ファイルに成績を入力し，教員へ返送

（B）ナンバリング：答案にナンバリング→学籍番号・氏名を隠してコピー（5階教材調整室のコピー機に設定済み）→答案写しと成績入力表を送付

（出典：法学部・法学研究科専門職大学院係業務マニュアル—授業・試験・成績編—）

○別添資料3－3

東北大学法科大学院教員のための手引き P21～P22（抜粋）

8. 全体講評・解説の実施、採点前答案コピー返却の実施

① 司法試験の試験科目については，原則として，講評会の形式で行う（ただし，兼任教員が担当する科目及び応用基幹科目についてはこの限りでない。）。実施にあたっては，受講者数等を考慮し，オフィス・アワー等を活用することを妨げない。

② その他の科目については，レジュメの配付，TKCへの掲示等の方法によることを妨げない。

表4－1－1－（5）

○TKC教育研究支援システム（定期試験の個別講評案内の例1）

東北大学法科大学院		専門職大学院助教室
TOP MENU	学生からの質問	編集
参照	全体のお知らせ	ロー・ライブラリー
ログアウト	HELP	
お知らせの登録・修正・お知らせ		
閲覧状況詳細		
●選択したお知らせの詳細内容です。 ●削除する場合には、「削除」ボタンをクリックしてください。		
科目名		
掲載日	2017/05/17	
掲載者	専門職大学院助教室	
件名	「応用憲法」の配布資料について(定期試験の講評) 重要 品	
内容	「応用憲法」受講者 各位 「応用憲法」定期試験の講評で使用する資料を配布ボックスに用意いたしました。 各自1束ずつお持ちください。 助教室	
変更 削除		
お知らせ一覧へ		

（出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト）

表 4－1－1－（6）

○TKC教育研究支援システム（定期試験の個別講評案内の例2）

東北大学法科大学院

専門職大学院助教室

TOP MENU

学生からの質問

編集

参照

全体のお知らせ

ロー・ライブラリー

ログアウト

HELP

お知らせの登録・修正 > お知らせ

【お知らせ一覧へ】

閲覧状況詳細

●選択したお知らせの詳細内容です。
●削除する場合には、「削除」ボタンをクリックしてください。

科目名	
掲載日	2015/03/23
掲載者	専門職大学院助教室
件名	【民法】講評会レジュメの配布について 重要
内容	中原次郎先生の民法講評会出席の皆様 中原先生の民法1、実務民法法(民法)、司法試験論文式試験問題可法系科目の講評会の資料は、2014年度においてあります。 各自、関係のある資料を取って行ってください。 よろしくお願いたします。 助教室

変更

削除

お知らせ一覧へ

（出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト）

○別添資料7－4

教員オフィス・アワー制度について

○別添資料4－1

第1年次基本科目・第2年次基本科目・基幹科目の授業科目を不合格となった学生諸君へ

（出典：TKC教育研究支援システムウェブサイトにて掲載）

表4-1-1-(7)

○「成績評価不服申立て制度」について

東北大学法科大学院	
法学 次郎	
TOP MENU	授業の詳細
科目の参照	全体のお知らせ
ロー・ライブラリー	ログアウト
HELP	
お知らせ	
【お知らせ一覧へ】	
●選択したお知らせの詳細内容です。	
掲載日	2017/12/22
掲載者	専門職大学院係
件名	「成績評価不服申立て制度」について 重要
内容	平成29年12月22日 「成績評価不服申立て制度」について 教務委員会 【I】 法科大学院における、授業科目の成績評価に不服のある学生に対する「成績評価不服申立て制度」について、学生の皆さんにその概要を通知します。 まず、「成績評価不服申立て」を行うことができる要件は、当該授業科目が再度の試験を行わなかったこと、かつ、当該学生の成績評価が「不合格(D)」であったことです。 成績評価不服申立て制度の概要は以下のとおりです。 1. 再度の試験を行わなかった授業科目に対して「不合格」の評価を受けた学生は、与えられた成績評価について不服のある場合、専門職大学院係を通じて、別に定める期限までに、所定の書面により、教務委員会委員長に対して、申立てを行うことができます。 2. 不服申立てがあった場合、申立てごとに、指名された成績評価審査委員2名が、当該成績評価について審査を行います。 3. 成績評価審査委員が当該成績評価について「合格」を与えるべきであるとの結論に達しないときは、その旨を教務委員会委員長に報告します。 4. 成績評価審査委員が当該成績評価について「合格」を与えるべきであるとの結論に達したときは、教務委員会が、担当教員による成績評価と成績評価審査委員による審査結果を踏まえて、当該科目についての成績評価を確定します。 5. 教務委員会委員長は、不服申立てを行った学生に対して、その審査結果を通知します。 なお、具体的な日程については以下のとおりです。L1・L2生とL3生についての不服申立て期限が異なりますので、ご注意ください。 平成29年度授業科目についての「成績評価不服申立て」について 平成30年 2月21日(水) L3生に対する成績発表 2月23日(金) L3生についての不服申立て期限(16時45分まで) 3月2日(金) 法科大学院運営委員会 2月28日(水) L1生及びL2生に対する成績発表 3月2日(金) L1生及びL2生についての不服申立て期限(16時45分まで) 3月16日(金) 法科大学院運営委員会 【II】 なお、「成績評価不服申立て制度」とは別途に、再度の試験を行わなかった授業科目について「不合格(D)」評価を受けた学生は、その成績評価についての担当教員による説明を請求することができます(「成績評価説明請求制度」)。説明を希望する場合には、専門職大学院係を通じて、所定の書面により、教務委員会委員長に対して申し出てください。 以上
お知らせ一覧へ	

(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイトにて掲載)

さらに、各授業科目の成績評価のデータについては、すべての授業科目のデータを記載した資料を法科大学院運営委員会において配布し、関係教員間で情報を共有している。

【解釈指針4-1-1-3(2)】

○別添資料I

平成29(2017)年度授業科目別成績分布データ

(出典：法科大学院運営委員会資料)

(4) 全ての授業担当教員は、採点終了後、専門職大学院係に、成績報告書とともに、出題の趣旨、学生の到達すべき水準、及び採点に際して重視した事項(加点及び減点の事由とした事項)を記載した書面(採点のポイント)を作成し、これを学生に対して公表している。さらに、定期試験(筆記試験の方式によるもの)については、答案のコピーを返却し、採点後又は成績評価後に担当教員による講評を行うことにより、当該試験における成

績評価（採点）の基準を具体的に説明している。また、各授業科目別の成績分布等のデータについては、履修者が少数のため個人が特定される科目を除き、TKC教育研究支援システム上に掲示し、学生に周知している。【解釈指針4-1-1-4】

表4-1-1-（8）

○TKC教育研究支援システム（成績分布の公表の例1）

東北大学法科大学院
法学 次郎

TOP MENU 授業の詳細 科目の参照 全体のお知らせ ロー・ライブラリー ログアウト HELP

▶ お知らせ 【お知らせ一覧へ】

●選択したお知らせの詳細内容です。 印刷

掲載日	2017/11/16
掲載者	専門職大学院係
件名	平成29(2017)年度前期授業科目別成績分布について 重要
内容	各位 このことについて、別添のとおりお知らせします。 平成29年11月16日 専門職大学院係
添付ファイル	添付ファイル: 平成29(2017)年度前期授業科目別成績分布[pdfファイル]

[お知らせ一覧へ](#)

（出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト）

（5）本法科大学院では、多くの授業科目において、筆記試験の方式による定期試験が実施されている。筆記試験の実施にあたっては、定期試験監督要領を策定し、その公正かつ適正な実施の確保に努めている（表4-1-1-（10）参照）。また、容易に得点可能な試験内容とならないよう、筆記試験において資料等を持込可とする科目やレポート試験を行う科目については、その理由を事前に提出することとし、教務委員会においてその必要性についてチェックを行っている。

表4-1-1-(10)

○定期試験監督要領

- 1 監督者は、試験開始15分前に事務室から問題紙、答案用紙、座席表等を受領すること。
- 2 監督者は、問題紙等の受領時、当該試験科目の問題紙及び資料の枚数又はページ数等を事務室の担当者に確認しておくこと。
- 3 監督者は、裏面のとおりに発言すること。
- 4 学籍番号、氏名等の必要事項の答案用紙への記入は、試験開始後に行わせること。
- 5 試験開始後30分を経過するまで、及び試験終了前10分間は、試験室からの退室を認めないこと。

遅刻者は試験開始後30分以内ならば受験を認めること。

- 6 答案用紙を追加配付した場合は、当該学生が「学籍番号」または「氏名」のいずれかを記載し始めたことを確認してから、その場を離れること。
 - 7 試験中は、監督者の許可なくして、試験室外に出さないこと。
 - 8 監督者が当該試験室を離れざるを得ない事由が発生したとき、受験者の健康状態が急変したとき、又はトイレ等に付き添う必要があるとき、監督者は廊下に待機している事務職員へ引き継ぎ、又はトランシーバー等で専門職大学院係に連絡すること。
 - 9 試験時間中における飲食を厳禁すること。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可。）に入った飲料は持ち込んで飲むことは許されるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足下に置き、机の上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意させること。
 - 10 監督中は、常に試験室内を巡回し、不正行為の行われないように注意すること。巡回途中試験開始30分経過後なるべく早期に「学生証」により受験者を確認すること。
 - 11 学生が、貸与六法を破損、汚損しないよう注意すること。特に、学生による書込みに注意すること。なお、試験終了後、貸与六法は所定の位置に返却させること。
 - 12 試験終了後は筆記用具を持たせないこと。また、一切の加筆を認めないこと。
 - 13 不正行為の疑義があると監督者が認めた場合には、証拠物を確保したり、当該受験者に被疑行為につき問い質して確認するなど、直ちに摘発に向けた措置をとること。2名で監督を行っている場合には、直ちにもう1名の監督者に被疑行為の確認を求め、1名で監督を行っている場合には、直ちにトランシーバーでもう1名を呼んで被疑行為の内容を報告し、可能であれば確認を求めること。被疑行為を行った当該受験者には、試験終了まで受験させること。試験終了後、当該受験者を事務室に呼んで不正行為の有無について話を聞き、一連の状況を教務委員会に報告すること。
 - 14 持込みを許可された「書込みなき六法」については、六法への文字の書込みは許されないこと（書込みがあると認めた場合には、六法を貸与すること）。
- 書込みの有無に係る最終的な判断は、担当教員が行うこと。
- 15 試験中に地震が発生した場合、または緊急地震速報が鳴動した場合は、学生の身体の安全を第一に考え、机の下に身を隠す等適切な指示を与えること。その際、中断時刻・再開時刻を確認することとし、地震の規模によっては、試験を中断し、学生を建物の外へ避難させること。

法科大学院

○別添資料4-2

平成29(2017)年度法科大学院開設授業科目成績評価の方法（筆記試験を行わない理由の一例）

（6）再試験については「再度の試験」として、東北大学法科大学院履修に関する申合せにおいて、「再度の試験を実施する科目およびその具体的基準については、授業開講時までに公示する。ただし、第1年次基本科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対し、後期において再度の試験を行うものとする。」と定めている。前者については、特に中間試験を実施する等複数回能力を評価して成績評価を行う科目において、偶々期末定期試験の成績が振るわなかったような場合に、当該学生の能力を適正に判断する確認資料として再試験を行う可能性を確保するものである。事後的に救済を行うこととならないよう、実施科目と実施の有無に係る具体的基準は事前に設定し、シラバスもしくはTKCを通じた掲示により学生に周知している。未修者の前期配当第1年次基本科目に対して実施される再試験については、法学の勉強を始めて半年に満たない未修者が、初めて受ける法学の試験の出題形式に即対応して実力を発揮できるとは限らず、また、後期に向けて伸びしろが見込まれることから、実施されるものである。【解釈指針4-1-1-6】追試験については、東北大学法科大学院規程において、「病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者に対しては、当該試験の開始前までに願い出た場合に限り、追試験を行うことがある。」と定めている。そして、いずれも教員のための手引きで詳細を定めている。なお、学生に対しては、いずれも履修案内等において周知を行っている。再度の試験及び追試験については、教員のための手引きにおいて、厳格な成績評価が確保される方法・水準で実施するものとされ、かつ、本試験を受験した学生との公平を損ねない方法・水準で行われるよう、試験方法、出題事項に関して配慮すべき内容についても定められている。【解釈指針4-1-1-5】【解釈指針4-1-1-6】

○別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引きP34～P36

東北大学法科大学院履修に関する申合せ

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P37、P48

東北大学法科大学院規程第7条の2参照

東北大学法科大学院履修案内 【5 試験】参照

○別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引きP18～P21

【6. 追試験】

【7. 再度の試験（再試験）】

○別添資料D

平成30年度法科大学院シラバスP2～3、19、27、36、44

【5 試験】参照

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本法科大学院では、第1年次及び第2年次の「法律基本科目」「基幹科目」（必修科目）の単位取得を進級の要件としつつ、本法科大学院が目指す「優れた法曹」の養成という観点から、総合的な理解も重視すべきであると考え、平成22年度入学者からは、必修の法律基本科目の成績の単位加重平均値が一定水準以上であることを進級の要件として加重している。

第2年次への進級に際しては、「第1年次基本科目」（28単位）について、また第3年次への進級に際しては「第2年次基本科目」（2単位）及び「基幹科目」（28単位）について、それぞれの単位をすべて修得していることに加え、運営委員会が別に定める基準を満たすことを要求することとしている。すなわち、第2年次への進級に際しては、第1年次基本科目の成績の単位加重平均値が65点以上であること、第3年次への進級に際しては、第2年次基本科目及び基幹科目の成績の単位加重平均値が65点以上であることという基準を定めている。この基準は、本法科大学院修了生の在学時の成績と新司法試験（当時）の可否との間の相関性に関する分析等を踏まえ決定したものであり、GPA制度と同様の機能を有するものである。【解釈指針4-1-2-2】

また、本法科大学院においては、同一年次の在学年限を2年とし、在学年限を経てなお各年次に必要な単位数を修得できない者を除籍するものと定め、厳しい進級制を採用、維持しているといえる。

これらの制度については、学生便覧において記載するとともに、年度当初の総合履修指導の際にも説明を行い、学生に対して周知を図っている。【解釈指針4-1-2-1】

○別添資料4-3

東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申合せ

（出典：H22.2.17法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P38～P39

東北大学法科大学院規程 第13条、第14条参照

平成30年度法科大学院学生便覧P41～P42

東北大学法科大学院履修内規 第3条、第5条参照

平成30年度法科大学院学生便覧P49～P50

東北大学法科大学院履修案内【7 進級及び再履修】

平成30年度法科大学院学生便覧P4、P11

東北大学大学院通則第5条の3第3項、第27条二号参照

平成30年度法科大学院学生便覧P50

東北大学法科大学院履修案内【8 修業年限及び在学年限】

○別添資料3-10

平成30年度総合履修指導配付資料【L1生】 P14～P15

【第2年次への進級及び再履修について】、【第3年次への進級及び再履修について】

平成30年度総合履修指導配付資料【L2生】 P20～P21

【第3年次への進級及び再履修について】

原級留置となった学生は、前年度に履修した「第1年次基本科目」「第2年次基本科目」又は「基幹科目」のうち、成績が65点未満であった授業科目をすべて再履修しなければならない。また、成績評価が65点以上であった授業科目についても、再履修することができるが、この場合は前年度の同科目の成績は無効となる。そして、原級留置となった年度の進級のための単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。【解釈指針4-1-2-1】
【解釈指針4-1-2-2】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P41～P42

東北大学法科大学院履修内規 第3条～第6条参照

平成30年度法科大学院学生便覧P49～P50

東北大学法科大学院履修案内【7 進級及び再履修】参照

平成29年度において原級留置となった者は、第1年次生が9人、第2年次生が15人であった（このうち、単位加重平均値が65点未満であるために原級留置となった者は、第1年次生は0人、第2年次生は0人である）。また、本法科大学院では、前述の通り、同一年次の在学年限は2年と定められているが、平成29年度においては、同一年次で2度目の原級留置となった者は、第1年次生が4人、第2年次生が5人であり、これらの学生は、除籍予定であったが、第1年次生が4人、第2年次生が5人退学したため、実際に除籍となったのは第1年次生の0人、第2年次生0人であった。【解釈指針4-1-2-1】
【解釈指針4-1-2-2】

表4-1-2-(1)

○進級状況、修了・学位取得状況

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数
H28	L1	14	3	7(0)
	L2	33	16	10(0)
	L3	30	26	3
H29	L1	18	9	9(0)
	L2	40	25	15(0)
	L3	19	19	0

※括弧書きは、成績の単位加重平均値が65点未満であった者で、内数
(出典：事務資料)

○別添資料4－4

平成29年度進級認定資料

(出典：法科大学院運営委員会配付資料)

○別添資料4－5

平成29年度修了認定資料

(出典：法科大学院運営委員会配付資料)

なお、原級留置となった学生に対しては、65点未満の科目については再履修を義務づけ、65点以上の科目については、運用上、再履修を強く勧めているが、実際に前年度に65点以上の成績評価を得た科目について再履修した学生は、平成29年度は1人(3科目)、平成30年度は0人である。

○別添資料3－10

平成30年度総合履修指導配付資料【L1生】 P14～P15

【第2年次への進級及び再履修について】、【第3年次への進級及び再履修について】

平成30年度総合履修指導配付資料【L2生】 P20～P21

【第3年次への進級及び再履修について】

(出典：平成29年4月3日総合履修指導配布資料)

表4－1－2－(2)

年度	年次	原級留置者数 退学・除籍した者を除く	65点以上の科目 第1年次または基幹科目)を 再履修した学生数 括弧内は再履修した科目数)
平成28年度	L1	2	0
	L2	6	0
平成29年度	L1	7	1(3)
	L2	10	0
平成30年度	L1	4	0
	L2	8	0

(出典：事務資料)

なお、本法科大学院においては進級制を採用しているため、【解釈指針4－1－2－3】には該当しない。

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

（3）法律基本科目以外の科目の単位を、31単位以上修得していること（なお、（2）において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

（基準4－2－1に係る状況）

（1）本法科大学院における修了の認定には、標準修業年限である3年以上在学すること、かつ、96単位以上を修得することが必要である。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第16条参照

本法科大学院は、東北大学法科大学院規程第3条第1項及び第2項において、本法科大学院に入学する前に、東北大学大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位について、本法科大学院において修得したものとみなすことができるとし、修得したものとみなすことができる単位数の上限を30単位と定めているが、本法科大学院の特徴である段階的教育課程や、基準4－1－2に述べた厳格な進級制度を採用していることに照らし、上記の既修得単位の認定の上限を10単位とし、かつ、展開・先端科目に属する科目に限定することを申し合わせている（東北大学法科大学院履修に関する申し合わせ4.（3））。さらに、上記の既修得単位の認定は、法学既修者については認めていない（東北大学法科大学院規程第13条第4項）。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P36、P39

東北大学法科大学院規程 第3条、第13条4項

表4－2－1－（1）

○入学前の既修得単位認定

4. その他

（3）入学前の既修得単位認定

①法科大学院規程第3条2項にかかわらず、当分の間、規程第3条による既修得単位として認定できる単位数は10単位までとする。

②既修得単位として認定できる科目は法科大学院履修内規による展開・先端科目に属する科目のみとする。

（出典：東北大学法科大学院履修に関する申合せ）

ただし、法学既修者については、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者として、法科大学院の1年次に在学し、第1年次基本科目の授業科目28単位を本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとしている。それ以外に既修得単位の認定を行うことはできない（東北大学法科大学院規程第13条第3項・第4項）。【解釈指針4-2-1-1】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第13条第3項、第4項参照

(2) 基準4-2-1(2)における科目群についての修了要件単位数は、公法系科目12単位（憲法4単位、行政法2単位、基幹憲法2単位、基幹行政法4単位）、民事系科目32単位（民法Ⅰ4単位、民法Ⅱ4単位、民法Ⅲ2単位、民法Ⅳ2単位、基幹民法6単位、商法4単位、基幹商法4単位、民事訴訟法2単位、基幹民事訴訟法4単位）、刑事系科目14単位（刑法4単位、刑事訴訟法2単位、基幹刑法4単位、基幹刑事訴訟法4単位）、法律実務基礎科目14単位以上（法曹倫理2単位、民事要件事実基礎2単位、民事・行政裁判演習3単位、刑事裁判演習3単位、及びエクスターンシップ等4科目から2科目4単位以上）、基礎法学・隣接科目4単位以上（基礎法・隣接科目である実務法理学Ⅰ等から4単位以上）、展開・先端科目16単位以上（展開・先端科目である環境法Ⅰ等から16単位以上）を含む96単位以上である。

なお、法学既修者については、基準4-2-1(2)アからウに定める授業科目のうち、第1年次基本科目（憲法、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）28単位を修得したものとみなされる。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39、P43、P44

東北大学法科大学院規程 第16条参照

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

東北大学法科大学院規程 第13条3項参照

(3) 本法科大学院における法律基本科目以外の科目群に関する修了要件単位数は、法律実務基礎科目14単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目16単位以上とされており、計34単位以上の修得が要求されている。これは、修了要件単位数96単位の3分の1以上に当たる。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第16条参照

本法科大学院では、修了判定においてGPA制度は利用していないが、基準4-1-2について記載したのと同様に、到達目標の達成度を評価する同等の指標によって修了判定を行なっている。【解釈指針4-2-1-2】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P38～P39

東北大学法科大学院規程 第13条、第14条、第16条参照

平成30年度法科大学院学生便覧P41～P42

東北大学法科大学院履修内規 第3条、第5条参照

なお、本法科大学院においては、実務経験等を評価して展開・先端科目の単位数に参入する制度は導入していない。【解釈指針4－2－1－3】 【解釈指針4－2－1－4】
【解釈指針4－2－1－5】

基準4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2－1－5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4－2－2に係る状況)

本法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、96単位である。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第13条第3項、第16条参照

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院においては、必要とされる法学の基礎的な学識を有する者を認定するために、法学未修者（3年間ででの修了を希望する者）とは別に法学既修者（法学の基礎的な学識を有する者として、2年間ででの修了を希望する者）向けの入試制度を設けて志願者を募り、法学専門科目筆記試験（民事法（民法・商法・民事訴訟法）・公法（憲法）・刑事法（刑法・刑事訴訟法））を実施して、入学者選抜の多様性を確保するとともに、公平で開放的な入学者選抜を実施している。

法学専門科目筆記試験では、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法のすべてについて、論文試験による出題がなされ、法学の基本的な学識の有無とともに、論述能力をも十分に評価し得る方法が採用されている。

なお、後述のように、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目（「第1年次基本科目」）を一括して免除する方法で行われているため、法学専門科目筆記試験においては、上記6科目のうち2科目以上の得点が一定の水準に達しない場合には、総合点にかかわらず不合格とすることし、法学既修者として要求される学力の確保を適切に図っている。【解釈指針4-3-1-2】

法学専門科目筆記試験の配点割合は、民法100点、商法60点、民事訴訟法60点、憲法100点、刑法100点、刑事訴訟法60点の総計480点を900点に換算することとしている（平成28年度入試までは、民法100点、商法60点、民事訴訟法60点、憲法100点、行政法60点、刑法100点、刑事訴訟法60点の総点540点を900点に換算していたが、平成29年度入試から現行の配点に改めた）。【解釈指針4-3-1-1】

○別添資料F

平成31（2019）年度東北大学法科大学院学生募集要項

○別添資料4-6

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入学試験（第2次選考）法学専門科目筆記試験問題（一般選抜前期・一般選抜後期）

○別添資料E

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項（P4）

*法学専門試験については、民法（100点）、商法（60点）、民事訴訟法（60点）、憲法（100点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（60点）の総点480点を900点に換算します。

本法科大学院において、法学既修者として認定した者に履修免除が認められる法律基本科目は、第1年次基本科目（必修科目）に属する授業科目（憲法・民法Ⅰ～Ⅳ・商法・民

事訴訟法・刑法・刑事訴訟法)であり、これらの授業科目に該当するすべての科目につき、法学既修者の入学者選抜において法学専門科目筆記試験が実施されている。【解釈指針4-3-1-3】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第13条第3項参照

○別添資料F

平成31(2019)年度東北大学法科大学院学生募集要項

○別添資料4-6

平成30(2018)年度東北大学法科大学院入学試験(第2次選考)

法学専門科目筆記試験問題(一般選抜前期・一般選抜後期)

また、法学既修者としての認定は、法学未修者第1年次に配当される必修の法律基本科目(「第1年次基本科目」)のすべての単位(28単位)を一括して免除する方法で行われている。【解釈指針4-3-1-4(1)】飛び入学制度を活用した法学既修者認定についても、法学未修者第1年次に配当される必修の法律基本科目(「第1年次基本科目」)のすべてについて法律科目試験を実施し、そのすべての単位(28単位)を一括して免除する方法で行われている。【解釈指針4-3-1-4(2)ア】以上のように、法学既修者であることを理由とする履修免除は、必修の法律基本科目に限って行われている。【解釈指針4-3-1-4(3)】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第13条第3項参照

法学既修者認定のための法学専門科目筆記試験は、その出題範囲や試験の目的・形式を、本法科大学院の学生募集要項及びウェブサイトにより受験者に明示した上で実施し、試験実施後には、出題内容とその趣旨について、ウェブサイトにより公表している。出題及び採点において、東北大学法学部出身者の受験者との間の公平を保つため、出題に関しては、東北大学法学部出身者が有利とならないよう、その定期試験における出題内容を確認した上で作題するなど、特段の措置を講じており、採点に関しては、志願者を特定する情報が分からないように試験答案のコピーをとり、そのコピーを採点者に交付している。【解釈指針4-3-1-5】

○別添資料F

平成31(2019)年度東北大学法科大学院学生募集要項(別紙)参照

○別添資料4-7

2018年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨について
(一般選抜前期・後期)

(出典:東北大学法科大学院ウェブサイト)

○別添資料6-3

平成30(2018)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針P6参照

(出典:法科大学院運営委員会配付資料)

本法科大学院では、法学既修者の入学者選抜において、本法科大学院以外の機関が実施

する法律科目試験の結果を考慮しておらず、既修者認定の判断は、もっぱら本法科大学院が行う法学既修者入学者選抜における法律科目試験によって行っている。【解釈指針4－3－1－6】

本法科大学院において、法学既修者として認定された者について認められる在学期間の短縮は1年である。修得したとみなされる単位数は、第1年次の必修科目である「第1年次基本科目」の28単位に限定されており、両者の関係は適切であるといえる。【解釈指針4－3－1－7】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第13条第3項参照

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 公正かつ厳正な成績評価の制度的担保

本法科大学院においては、到達目標の達成度に照らして公正かつ厳正な成績評価が担保される仕組みが構築されている。すなわち、本法科大学院は、厳格な定期試験監督実施要領に従って定期試験を厳正に実施し、採点基準については、その明確化及び統一化を図り、基準にしたがって評価が行われたかどうかを教務委員会がチェックする体制が整えられている。そして、必修の「法律基本科目」における定期試験については、答案のマスキングを徹底し、さらに、定期試験終了後は講評などについてきめ細かな対応をした。加えて再度の試験が行われなかった授業科目については、不合格者に対する成績評価不服申立制度を設けることで、担当教員の成績評価に裁量権の逸脱・濫用があったか否かについて、教務委員会による審査を行うことを可能にしている。また、再試験については、対象となる科目及びその基準について事前に学生に周知するよう改善を行い、その実施についても定期試験と同様の厳格さを担保するべく組織的な対応を行っている。

(2) 厳格な進級制度の採用

同一年次の在学年限を2年とし、かつ、進級要件に一定の単位加重平均値を上回ることとを要求することにより、GPA制度と同等の厳格な進級制度が採用されている。

(3) 的確な法学既修者認定

法学既修者の認定においては、修得したものとみなされる科目のすべてについて、法律科目論文試験を実施し、法学の基礎的知識に加え、法的な文書作成能力を適切に評価している点も特長として挙げられる。

2. 課題等

課題としては、小テストや中間試験等の積極的な活用など授業を通じた学生の能力の伸びを多角的に評価できるような成績評価の方法を、教員相互で問題意識を共有しつつ、開発していく必要性が挙げられる。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院運営委員会の下にFD委員会を設け、同委員会を中心として、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織的かつ継続的に実施している。【解釈指針5-1-1-4】

○別添資料5-1

2017年度法科大学院各種委員会等構成・分担

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

第1に、FD委員会は、教育の内容及び方法の改善を図るために、法科大学院の授業担当教員を対象とした「FD懇談会」を実施している。

平成29年度はFD懇談会を2回開催した。9月の第1回目は、第一年次教育の現状と課題について理解の共有と意見の交換を図った。前年度の第一年次生の成績が振るわなかったことから、平成29年度の前期には、同年度の第一年次生（原級留置者を含む）を対象に、参加は任意だが強く推奨する形での、課外の学習支援を試行した。これは、FD委員会による調整の下、本法科大学院の修了生である弁護士で、かつ、本法科大学院でオフィス・アワーを行っている先生方（以下、「修了生弁護士」という。）の協力を得て、第一年次の「刑法」と「法律基礎演習」の授業と連動する形で、授業の予習・復習の仕方や法律的文章の書き方などを、3つのグループに分けた上で、4月から7月にかけて4回の会合で修了生弁護士が指導するものだった。第1回FD懇談会では、この経験を共有した上で、今後の第一年次教育の課題について意見交換を行った。

3月の第2回目は、平成29年度の授業（定期試験の結果を含む）を回顧し、また8月・11月・2月の3度にわたった平成30年度入学試験の採点実感を踏まえた上で、各学年別の現状の把握と今後の教育課題について意見交換を行った。さらに、平成29年度司法試験成績と在学時の成績とを一覧にしたデータを閲覧し、この点に関する意見交換も行った。

FD懇談会はこのように、教員相互における情報提供と意見交換を通じて、本法科大学院の全体としての教育状況の現状と課題の把握を図るとともに、各教員が自己の教育を反省するための機会となっている。また、実務家教員にとっては、教育上の知見を補完する機会となっている。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

○別添資料5－2

2017年8月21日付メール（標題「9月15日（金）FD懇談会のご案内」）

2018年2月22日付メール（標題「3月2日（金）FD懇談会のご案内」）

○別添資料5－3

第1回FD懇談会資料

表5－1－1－（1）

○法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

第1回FD懇談会の開催について

2. その他

佐々木FD委員会委員長から、本日12時からFD懇談会を実施し、13名の教員の参加があったとの報告があり参加いただいた先生方に対し謝辞があった。

（出典：H29.9.15法科大学院運営委員会議事録）

第2回FD懇談会の開催について

5. その他

2）佐々木FD委員会委員長から、本日FD懇談会を開催し、12名の参加があったことが報告され、謝辞があった。

（出典：H30.3.2法科大学院運営委員会議事録）

第2に、FD委員会は、学生向けの進路講演会と相乗りする形で、「FD教員セミナー」を開催している。平成29年度は、6月に、矢崎総業株式会社法務室の方々に、「民間企業における国内・国際法務」という演題でご講演をいただいた。これは、学生向けには、法曹三者に限らない多様な進路選択へと視野を広げることを狙いとするが、教員向けには、企業が法科大学院教育についてどのような点を積極的に評価しており、また何を期待するかを理解することを通じて、自己の教育課題を反省するための機会となっている。また、研究者教員にとっては、実務上の知見を補完する機会となっている。【解釈指針5－1－1－1】【解釈指針5－1－1－2】【解釈指針5－1－1－3】

○別添資料5－4

2017年5月17日付メール（標題「FD教員セミナーのお知らせ（6月8日（木）6時限）」）

表5－1－1－（2）

○法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

FD教員セミナーの開催について

3. その他

2) その他

佐々木FD委員会委員長から、修了生の職域拡大に対する学びの場としてFD教員セミナーを設定しているが、今年度は6月8日（木）に開催する矢崎総業株式会社による連続講演会（進路講演会）をFD教員セミナーとして設定したとの説明があり、出席するよう依頼があった。

(出典：H29.5.17法科大学院運営委員会議事録)

第3に、FD委員会は、各教員が自己の教育の内容及び方法について検討する機会を得ることができるようにするため、毎学期、すべての授業科目について学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果は専門職大学院係で集計した後、個々の教員に返却するとともに、全体の集計結果を年2回、法科大学院運営委員会で報告し、TKC教育研究支援システムを通じて教員・事務職員・学生に公表している。また、アンケート結果について、個々の教員がどのように授業内容の改善等に活用しようとしているかを明らかにするため、学生の授業評価アンケートに対する各教員の所見を専門職大学院係に備え付け、希望する教員及び学生がこれを閲覧することができることとしている。【解釈指針5-1-1-1】

○別添資料5-5

東北大学法科大学院学生による授業評価アンケート（フォーマット）

表5-1-1-（3）

○法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

2017年度授業評価アンケート集計結果について

4. 平成29（2017）年度授業評価アンケート集計結果について

院長から、標記について資料により報告があった。

（出典：H30.4.18法科大学院運営委員会議事録）

○別添資料5-6

平成29（2017）年度授業評価アンケート集計結果

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料5-7

授業評価アンケートに対する所見（2017年度前期分）（抜粋）

授業評価アンケートに対する所見（2017年度後期分）（抜粋）

表5-1-1-(4)

OTKC教育研究支援システム(授業評価アンケートの結果及び「所見」の公表について

(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト)

東北大学法科大学院

Page 1 of 1

東北大学法科大学院

法学 次郎

TOP MENU 授業の詳細 科目の参照 全体のお知らせ ロー・ライブラリー ログアウト HELP

お知らせ

●選択したお知らせの詳細内容です。

掲載日 2017/11/21

掲載者 専門職大学院係

件名 授業評価アンケートの集計結果および所見の閲覧について **重要**

法科大学院生の皆さんへ

内容 平成29年度前期科目の授業評価アンケートの集計結果および各担当教員の所見をまとめ、専門職大学院係の窓口で閲覧に供しています。閲覧を希望する人は、専門職大学院係の窓口へ申し出てください。集計結果は、各教員において今後の授業の改善のために活用させていただきます。学生の皆さんには引き続き授業評価アンケートへのご協力をお願いいたします。

東北大学法科大学院FD委員会委員長
佐々木 弘通

お知らせ一覧へ

https://slawlibrary.jp/LS/Student/student03_1.aspx?Mode=1

2018/05/15

第4に、FD委員会は、各教員が自己の教育の内容及び方法の改善を図るための参考とできるように、授業期間中を通じて、事前に申し出た上で他の教員の授業を自由に参観できる、教員授業参観制度を設けている。授業参観は、授業参観をした教員については、アンケートに回答することを通じて、自己の教育内容及び教育方法について見直すことができるというメリットが、授業参観の対象となった教員については、提出されたアンケート結果をもとに、自己の教育の内容及び方法の改善を図ることができるようになるというメリットがある。また、授業参観制度は、教育経験が豊富とはいえない実務家教員にとっては、教育研修の機会となるというメリットがある。

ただ、この教員授業参観制度は、近年、かならずしも積極的に活用されているとはいえない。平成26・27年度は参観が1件もなく、平成28年度は3件あったが、平成29年度は1件にとどまった。改めてこの制度に活力を与えることが課題となっている。【解釈指針5-1-1-1】

○別添資料5-8

法科大学院FD・教員授業参観制度実施要領

(出典：教員の手引き資料17)

○別添資料5－9

教員授業参観アンケート回収分

なお、研究者教員に実務上の知見を補完する機会を得させるため、法科大学院協会が主催している教員研修に対し、平成26年度には民事系教員1名（今津綾子准教授）、平成27年度には民事系教員1名（坂田宏教授）及び刑事系教員1名（遠藤聡太准教授（当時））を派遣した。【解釈指針5－1－1－3－（1）】

○別添資料5－10

旅行計画書・報告書

（出典：事務資料）

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院では、FD委員会を中心として、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。具体的には、第1に、「FD懇談会」を実施し、教員相互における情報提供と意見交換を通じて、本法科大学院の全体としての教育状況の現状と課題の把握を図るとともに、各教員が自己の教育を反省するための機会としている。また実務家教員は、これを教育上の知見を補完する機会としている。第2に、「FD教員セミナー」を開催し、外部講師の講演を伺うことで、修了生の職域拡大という観点から各教員が自己の教育を反省するための機会としている。また研究者教員は、これを実務上の知見を補完する機会ともしている。第3に、全ての授業について学生アンケートを行い、その集計結果を公表するとともに、アンケート内容等に対する授業担当教員の所見を用意している。第4に、教員授業参観制度を設けている。

2. 課題等

「FD懇談会」を通じて、毎年度の全体としての教育課題が教員間で共有され、それとの関係で各教員が自己の教育課題を反省している。そうした全体的および個別的な教育課題の遂行のために、FD委員会を中心としたどのような組織的な取り組みがさらに必要かを、常に検討しなければならない。各論的には、教員授業参観制度をもっと積極的に活用することが課題である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院では、入学者選抜における公平性、開放性及び多様性を確保することを前提に、「優れた法曹」を養成するという教育の理念及び目標（基準1-1-1参照）に照らして、それにふさわしい者を受け入れる趣旨で、アドミッション・ポリシーを設定し、学生募集要項の冒頭に明記している。

その内容は、以下のとおりである。

「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる」。

なお、社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）においては、社会人としての経験又は法学以外の優れた知見を備えた者のうち、上記のような資質等を有する者を、学部3年次生特別選抜（既修）においては、優れた成績を収めた学部3年次生のうち、上記のような資質等を有する者を学生として受け入れることとしている。

学生募集要項は、本法科大学院のウェブサイトにもPDFの形で公表し、その内容を広く周知している。

○別添資料E

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項P1

また、上記アドミッション・ポリシーは、「東北大学法科大学院パンフレット」にも掲載している。

○別添資料G

2019年度東北大学法科大学院パンフレットP2

入試説明会等では、学生募集要項や本法科大学院パンフレットを配布し、これに基づき入学志願者に対して、アドミッション・ポリシー及び必要な情報を直接周知、説明している。

表6-1-1-1 (1)

○平成29（2017）年度 東北大学法科大学院説明会及び入試説明会実施状況一覧

	実施会場	日程	参加者数
入試説明会	東北大学川内キャンパス	H29.4.24	45名
法科大学院説明会	新潟大学	H29.5.9	12名
	福島大学	H29.5.11	7名
	東北学院大学	H29.5.18	10名
	岩手大学	H29.5.19	3名
	山形大学	H29.5.24	9名
ロースクール 進学合同説明会 (資料参加)	辰巳法律研究所東京本校	H29.6.24	-
	辰巳法律研究所大阪本校	H29.7.8	-
	辰巳法律研究所名古屋本校	H29.7.8	-
	辰巳法律研究所福岡本校	H29.7.14	-

なお、平成29年度及び平成30年度入学者選抜においては、追加募集も実施したが、追加募集の学生募集要項においても、上記のアドミッション・ポリシーを明記している。

○別添資料6-1

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項（追加募集）P1

基準6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

本法科大学院では、法科大学院運営委員会が、入学者受入に係る業務の最終責任を負う体制をとっている。同委員会の下に、入試の制度及び運営の全般的な検討・実施を職掌とする入試委員会を設けている。

○別添資料6-2

2018年度法科大学院各種委員会等構成・分担

（出典：H30.3.16法科大学院運営委員会配布資料）

入試委員会は、毎年度、学生募集要項及び入試実施内部方針の原案を作成し、本法科大学院運営委員会が、それらを審議し、入学者受入に係る重要事項を最終的に決定することとなっている。

○別添資料6-3

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針

（出典：H29.4.19法科大学院運営委員会配布資料）

当該年度の入試の実施に関しては、入試実施班を設け、その下に、第1次選考のために書類審査班を、第2次選考のために小論文試験班、既修者試験班、特別選抜班、電算班を設置している。そして、書類審査班は書類審査に、小論文試験班と既修者試験班は小論文及び法学専門科目の筆記試験の問題作成及び採点に、特別選抜班は、社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）の面接問題の作成及び面接の実施に、電算班は第1次及び第2次選考の得点データの調製に、それぞれ当たっている。

合格者の決定に関しては、まず、法科大学院運営委員会において合格者判定会議の委員を決定し、第1次選考の合格者については、合格者判定会議において決定し、法科大学院運営委員会において承認を得ることとしており、また、第2次選考の合格者（最終合格者）については、合格者判定会議において原案を作成し、法科大学院運営委員会において審議のうえ、決定している。なお、平成29年度及び30年度に実施した追加募集の選考においては、第1次選考は実施せず、最終合格者について、合格者判定会議において原案を作成し、法科大学院運営委員会において審議、決定した。

表6-1-2-（1）

○法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

審議事項

1. 平成30（2018）年度東北大学法科大学院入学試験合格者判定会議の構成について

院長から、標記について資料により説明があり、これを承認。

（出典：H29.6.21法科大学院運営委員会議事録）

表6-1-2-（2）

○平成30（2018）年度法科大学院入学試験 合格者判定会議開催日時

・一般選抜（前期）、社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）

第1次選考	平成29年8月2日（水）※メール審議
第2次選考	平成29年9月7日（木）13時00分から
・一般選抜（後期）、学部3年次生特別選抜（既修）	
第1次選考	平成29年10月16日（月）※メール審議
第2次選考	平成29年11月30日（木）9時30分から
・追加募集	
第2次選考	平成30年2月20日（火）10時30分から

○別添資料6-1

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項（追加募集）

表6-1-2-（3）

○法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

【一般選抜（前期）、社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）】

審議事項

1. 平成30（2018）年度法科大学院入学試験（一般選抜（前期））合格者の決定について
合格者20名を決定。また、奨学金給付対象候補者20名を決定。
2. 平成30（2018）年度法科大学院入学試験（社会人・他学部卒業者特別選抜（未修））合格者の決定について
合格者3名を決定。また、奨学金給付対象候補者1名を決定。
（出典：H29.9.15法科大学院運営委員会議事録）

【一般選抜（後期）、学部3年次生特別選抜（既修）】

審議事項

1. 平成30（2018）年度法科大学院入学試験（一般選抜（後期）、学部3年次生特別選抜（既修））合格者の決定について
合格者23名（既修者8名、未修者12名、特別選抜3名）を決定。
また、奨学金給付対象候補者13名（既修者8名、未修者2名、特別選抜3名）を決定。
（出典：H29.12.6法科大学院臨時運営委員会議事録）

【追加募集】

審議事項

1. 平成30（2018）年度法科大学院入学試験（追加募集）合格者の決定について
合格者8名（既修者5名、未修者3名）を決定。
（出典：H30.2.21法科大学院臨時運営委員会議事録）

以上から、本法科大学院では、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制が整備されているといえる。

基準6-1-3

各法科大学院の入学受入方針に照らして、入学受入における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準6-1-3に係る状況）

本法科大学院では、入学受入として、①一般選抜（前期）、②社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）、③一般選抜（後期）、④学部3年次生特別選抜（既修）の4つの選抜を実施している。

本法科大学院は、公平性を確保する見地から、上記すべての選抜において、東北大学法学部出身者について優先枠を設ける等の優遇措置は講じていない。また、既修者試験班が法学専門科目筆記試験問題を作成するに際しては、東北大学法学部における当該専門科目の過去の定期試験問題を確認し、類似の出題を避ける等の配慮を行っている。同様の措置は、平成29年度及び30年度入試において実施した追加募集においても講じている。

入学受入に占める東北大学法学部出身者の割合は、平成28年度入試では25%（32人中8人）、平成29年度入試では52%（44人中23人）、平成30（2018）年度入試では48%（29人中14人）と推移しており、その割合が著しく高いとはいえない。

また、本法科大学院では、入学受入における開放性を確保するために、第2次選考の試験会場を仙台のみならず、東京にも設けている。その結果、第2次選考受験者に占める東京会場受験者の割合は、平成28年度入試では45%（78人中35人）、平成29年度入試では41%（95人中39人）、平成30年度入試では48%（108人中52人）と推移しており、総受験者数の4割以上となっている。【解釈指針6-1-3-1（1）】

○別添資料E

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項

○別添資料6-1

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項（追加募集）

○別添資料6-3

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針P6、10

○別添資料6-4

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針（追加募集）P4

○別添資料6-5

平成28（2016）年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成29（2017）年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

○様式2-1

学生数の状況

本法科大学院では、入学受入に対して寄附等の募集を行っていない。また、東北大学として常時募集を行っている東北大学基金の案内については、入学後の4月に実施する入学受入オリエンテーションの際に配布している。【解釈指針6-1-3-1（2）】

○別添資料1-1

平成30年度東北大学法科大学院オリエンテーション資料（式次第及び配付物一覧）

○別添資料6－6

東北大学基金チラシ

○別添資料6－7

国立大学法人東北大学基金管理運営規程

本法科大学院は、身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を図るため、学生募集要項において、該当する受験生に対して事前に専門職大学院係まで相談するよう促している。【解釈指針6－1－3－1（3）】

平成27年度入試においては、該当する受験生がおり、その要望に応じた受験措置を講じた。

○別添資料E

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項P2【3－2】、P7【4－2】、P11【5－2】、P16【6－2】

○別添資料6－8

受験上の特別措置申出書

表6－1－3－（1）

○特別措置申請者への回答（27（2015）年度）

法 専

平成26年 9 月17日

■ ■ ■ ■ 様

東北大学大学院法学研究科長

渡 辺 達 徳

東北大学法科大学院入学試験第2次選考における
受験上の配慮の申請について（回答）

申請のありました法科大学院入学試験受験時における配慮について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、出願の際は本紙の写しを他の出願書類と一緒に送付してください。

記

配慮の内容：

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

以上から、本法科大学院の入学者選抜は、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、公平性及び開放性が確保されているといえる。

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

1. 平成30年度入学者選抜にかかる状況

(以下において言及する解釈指針は、平成29年6月改定前の解釈指針を指す)

本法科大学院では、①一般選抜(前期)(平成29年度入試から実施)、②社会人・他学部卒業生特別選抜(未修)(平成28年度入試から実施。新設時の名称は「特別選抜」。平成30年度入試より現在の名称に変更)、③一般選抜(後期)(一般選抜(前期)の導入に伴い、従来の一般選抜を名称変更)、④学部3年次生特別選抜(既修)(平成30年度入試から実施)の4つの選抜を実施しており、いずれも、第1次選考、第2次選考の2段階による選考を行っている。

(1) 第1次選考

第1次選考では、上記4つの選抜すべてにおいて、法科大学院全国統一適性試験の成績、及び、志願理由書等の書類審査の結果を資料としている。

第1次選考の目的は、受験者が、法曹となる基本的な適性を備えているかを見極める点にあり、志願理由書の記載に著しい不備がある場合や、アドミッション・ポリシーに照らして明らかに適性を有さない志願者は不合格とすることとしており、こうした趣旨は、学生募集要項において明記している。加えて、第1次選考では、第2次選考を適切に実施できる人数まで同選考の受験者数を絞り込むことが予定されるが、本法科大学院では、過去5年間における入試において、この点を理由として志願者を不合格としたことはない。

第1次選考における配点は、法科大学院全国統一適性試験が300点、書類審査が100点の計400点である。

○別添資料E

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項P3～4【3-2(1)(3)】、P7【4-2(1)(3)】、P11【5-2(1)】、P12～13【5-2(3)】、P16【6-2(1)】、P18【6-2(3)】

適性試験については、第4部は評価の対象とせず、多肢択一によるその第1部・第2部・第3部の試験の結果を、同試験の配点である300点満点そのままにおいて採用しており、受験者の能力を客観的に評価している【解釈指針6-1-4-1】

また、当該年度の適性試験の下位15%のラインに最低基準点を設定し、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、第1次選考において不合格としており、その旨、募集要項に明記している。また、各年度の具体的な最低基準点については、毎年7月中旬に本法科大学院ウェブサイトにより周知している【解釈指針6-1-4-2(1)(2)】。

○別添資料E

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項P2【3-1注意事項】、P6【4-1注意事項】、P10【5-1注意事項】、P15【6-1注意事項】

表6-1-4-(1)

○ウェブサイトにおける法科大学院全国統一適性試験の最低基準点の公表文書

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入学者選抜試験第1次選考において要求される全国統一適性試験の最低基準点について

第1次選考において要求される全国統一適性試験の総合得点（最低基準点）は、以下のとおりです。

143点

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

表6-1-4-(2)

○各年度の適性試験の最低基準点一覧

平成30年度入試	143点
平成29年度入試	139点
平成28年度入試	143点
平成27年度入試	151点
平成26年度入試	132点

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイトより抜粋）

書類審査については、その評価方法は公表していない。審査に先立ち、書類審査班を対象とする説明会を入試委員会委員長が開催し、審査にあたる教員間における評価方法の確認・統一を図っている。

表6-1-4-(3)

○入試委員長名での書類審査の依頼文書

法科大学院入学試験
書類審査委員予定者 各位

法科大学院入試委員会委員長
中 林 暁 生

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入学試験・書類審査委員のお願い

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、平成30（2018）年度法科大学院入試における第1次選考の書類審査委員をお引き受けいただきたく、お願いを申し上げます。次第です。

業務の内容は、下記期間中の随意の時間に片平キャンパスにおいて採点していただき、期限までに採点結果をご報告いただくということでございます。（ご担当いただく人数は、出願者数により異なりますが、10～20名程度を予定しております。所要時間は2～3時間程度と思われます。）

なお、下記のとおり、前期及び後期それぞれにおいて書類審査を実施いたしますので、それぞれの期間につき、ご担当の可否についてお知らせ願います。大変恐縮ですが、7月5日（水）までに下表にご記入の上、専門職大学院係又は川内の法学部教務係までご提出くださるようお願いいたします。

また、ご内諾の折には、業務に関する説明会を7月19日（水）12時10分～12時50分に法学研究科棟3階小会議室にて開催いたしますので、ご出席くださるようお願い申し上げます。ご都合がつかない場合には、個別にご説明に伺わせていただきますので、中林 [REDACTED] [REDACTED] までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等がございます場合にも、上記までご一報くださいますようお願いいたします。

記

ご署名

入試区分	書類審査期間	可否
一般選抜（前期）	7月26日（水）～31日（月） （土・日除く）	可・否
一般選抜（後期）	10月4日（水）～10日（火） （土・日・祝日除く）	可・否

書類審査班の教員は、上記説明会で確認された評価方法に従って、志願理由書や各種提出書類（学業成績、活動実績、能力証明資料等）一式を対象に、多様な観点から受験者の適性及び資質を評価し、また、志願理由書の記載に基づき、論理的思考力や文章表現力等の能力を評価している。なお、法学未修者の選考においては、法学の専門的知識の多寡を審査対象としておらず、この点は、募集要項にも明記している【解釈指針 6－1－4－3】。

○別添資料 E

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項P7【4-2】、P10~11【5-2】

(2) 第2次選考

1) 法学未修者

法学未修者の第２次選考は、社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）では、面接試験（配点３００点）を、一般選抜（後期）では、小論文試験（配点２００点）を実施しており、それぞれの成績に、第１次選考の成績（計４００点）を加え、社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）は計７００点、一般選抜（後期）は計６００点の成績に基づき選考を行っている。

○別添資料 E

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項P7～8【4-2】、P11～13【5-2】

社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）における面接試験は、1名の受験者に対して2名の面接委員により、1名あたり約40分間実施している。面接試験では、志願理由書に

関する質疑応答と、具体的な問題に対する理論的・複眼的思考力を試す質疑応答により、アドミッション・ポリシー（基準6－1－1参照）に適した資質の有無を評価し、法学の知識の有無についての質問や評価は行わない。特別選抜班の面接委員に対しては、事前に面接・評価の方法等に関する説明会を実施し、質問内容や評価方法の確認・統一を図っている。

○別添資料6－2

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針P7

表6－1－4－（3）

○面接委員に対する説明会開催通知

法科大学院入学試験

（社会人・他学部卒業者特別選抜（未修））

面接委員 各位

法科大学院入試委員会委員長

中 林 暁 生

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入学試験（社会人・他学部卒業者特別選抜（未修））面接委員等について

去る7月19日開催の法科大学院運営委員会において、別紙のとおり、社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）第2次選考の面接委員の配置が決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、先の日程調整の結果、来る8月10日（木）10時30分から（所要時間30分から1時間程度）、片平キャンパス・エクステンション教育研究棟5階会議室におきまして、面接委員説明会を開催することとなりましたので、ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、仙台会場にて面接委員をご担当いただく先生方につきましては、試験当日の8月20日（日）、試験会場となる片平キャンパス・エクステンション教育研究棟への入構に際して、入構カード（白色のカードキー）が必要となりますので、誠にお手数ではございますが、各自ご持参くださいますようお願いいたします。

また、東京会場にて面接委員をご担当いただく先生方につきましては、試験当日の8月20日（日）は日帰りにてご出張いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

出張関係の書類につきましては、事務的にご用意し、別途ご連絡いたします。

おって、試験当日（8月20日）の各試験会場への集合時間及び場所等につきましては、下記のとおりとなりますので申し添えます。

記

1. 仙台会場

集合時間：12時30分

集合場所：東北大学片平キャンパス・エクステンション教育研究棟5階 会議室

※入構カード（白色のカードキー）をご持参ください。
 ※昼食はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。

2. 東京会場

集合時間：12時30分

集合場所：東京海洋大学越中島キャンパス・海洋工学部1号館1階 114講義室

※昼食はご用意いたしておりませんので、ご了承ください。

※「面接委員説明会資料」につきましては、後日あらためて送付いたします。

一般選抜（後期）における小論文試験問題については、小論文試験班における作題委員1名による出題を、残り2名の作題委員及び入試委員長の計4名による討議を踏まえて確定する体制を採っており、出題・採点に際し、法学の知識の有無について評価するものとならないよう、かつ、受験者の専門や社会人経験による有利・不利が生じないよう留意している。【解釈指針6-1-4-3】

○別添資料6-3

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針P1、5

2) 法学既修者

一般選抜（前期・後期）の法学既修者、学部3年次生特別選抜（既修）の第2次選考においては、法学専門科目筆記試験（民法（100点）、商法（60点）、民事訴訟法（60点）、憲法（100点）、刑法（100点）、刑事訴訟法（60点）計480点）を実施している。なお、平成29年度入試より、法学専門科目筆記試験から行政法を削除したが、それに伴い、平成29年度入学者より、法学未修者コースの第1年次基本科目から行政法を削除しており、法学既修者の入試科目及び出題範囲と、法学未修者コースの第1年次科目及びその範囲とが等しいものとなっている。【解釈指針6-1-4-4】

○別添資料E

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項P3【3-2（2）】、P11【5-2（2）】、P16【6-2（2）】

○別添資料A

平成29年度学生便覧P41～43

○別添資料C

平成29年度法科大学院シラバスP1、7

一般選抜（前期・後期）は、法学専門科目筆記試験の計480点を900点に換算し、第1次選考の成績（計400点）を加えた計1300点に基づき選考する。学部3年次生特別選抜（既修）は、法学専門科目筆記試験の計480点を800点に換算し、書類審査（100点）の成績を200点に、法科大学院全国統一適性試験の成績（300点）を200点に換算した計1200点に基づき選考を行う。学部3年次生特別選抜（既修）においては、書類審査の成績の配点をあげることににより、受験者の学部成績などを適切に評価し、入学後の学修に対する適性と能力を的確に判定することを可能としている【解釈指針6-1-4-4】

なお、平成29年度入試までは、法学検定試験委員会の実施する法科大学院既修者試験の成績（憲法・民法・刑法3科目の総合成績）の偏差値平均が65以上の者には30点を、60以上の者には15点を、それぞれ上記成績に加算することとしていたが、法科大学院既修者試験の廃止に伴い、平成30年度入試から上記加点制度を廃止した。

法学専門科目筆記試験の問題作成にあたっては、各科目を専攻する教員2名以上が作題委員とチェック委員を分担し、作題委員による出題をチェック委員がチェックする体制を採っている。その後さらに出題ミス防止のため、入試委員会において全ての試験問題をチェックする体制を採っている。

○別添資料6－9

試験問題等点検報告書・記入例

○別添資料6－10

法科大学院入学試験問題（法学専門科目）確認マニュアル

（3）追加募集の実施

平成29年度及び30年度入試においては、法学未修者および法学既修者を対象とする追加募集を実施した。追加募集において、第1次選考は実施していないが、選考方法として、法科大学院全国統一適性試験の成績、志願理由書等の書類審査の結果、論述試験の成績（法学未修者は小論文試験の成績、法学既修者は法学専門科目筆記試験の成績）を資料としており、その実施方法、選考方法は、前述した一般選抜（後期）と同じであり、入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価している。

○別添資料6－1

平成30（2018）年度東北大学法科大学院学生募集要項（追加募集）

○別添資料6－4

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針（追加募集）

（4）入試実施後の措置

本法科大学院では、全ての選抜の最終合格者発表の後、入学試験の成績を個別の請求に応じて開示する手続を設けている。

○別添資料6－11

平成30（2018）年度東北大学法科大学院入学試験の成績開示について

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

また、第2次選考の試験問題と出題趣旨をウェブサイト上に公開している。

○別添資料4－7

2018年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨について（一般選抜前期・後期）

透明性・公開性に関わる上記措置は、本法科大学院の入学者選抜における評価の適確性・客観性を担保する機能をも有している。

2. 平成31年度入学者選抜にかかる状況

（以下において言及する解釈指針は、平成29年6月改定後の解釈指針を指す）

一般選抜（前期）においては、平成30年度入試まで、法学既修者の選考のみを行っていたが、平成31年度入試より、法学未修者の選考も実施することとし、同選抜において、法学既修者としての選考に出願する者が、第2希望として法学未修者としての選考に出願することを可能とした。一般選抜（前期）における法学未修者の選考方法は、次に述べる適性試験の不実施に伴う変更点を除き、前述1.の一般選抜（後期）の法学未修者の選考方法と同じである。したがって、すべての法学未修者の選考において、書類審査においては、法学の専門的知識の多寡を審査の対象とはしていない。また、一般選抜（前期）の選考対象を法学未修者にも拡大したことに伴い、小論文班を計3名で構成することとしたが、複数の委員の討議により、出題・採点に際し、法学の知識の有無について評価するものと

ならないよう、かつ、受験者の専門や社会人経験による有利・不利が生じないよう留意しつつ、試験問題を確定する体制を維持している。【解釈指針6－1－4－2】

○別添資料F

平成31(2019)年度東北大学法科大学院学生募集要項P2～4【3－2】、P7【4－2】、P11～12【5－2】

○別添資料6－12

平成31(2019)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針P1、5

法科大学院全国統一適性試験の不実施に伴い、本法科大学院は、平成31年度入試より、すべての選抜において、出願資格要件から適性試験の受験を削除するとともに、適性試験の成績を選考資料から削除した。それに伴い、すべての選抜において、第1次選考を書類審査成績(100点)に基づき行うこととし、第2次選考の総得点から、適性試験の配点分(学部3年次生特別選抜(既修)では200点、その他の選抜では300点)を削除した。

なお、法学既修者に対する法学専門科目筆記試験においては、従来から、その合計点又は6科目中2科目以上の得点が一定の水準に達しない場合には、第2次選考の総得点にかかわらず不合格とする措置を講じていたが、法学未修者に対する面接試験(社会人・他学部卒業者特別選抜(未修))及び小論文試験(一般選抜(前期・後期))においても、法学未修者として適性を欠く者が入学することを回避するため、面接試験、小論文試験の得点が一定の基準に達しない場合には、第2次選考の総得点にかかわらず不合格とすることとした。

○別添資料F

平成31(2019)年度東北大学法科大学院学生募集要項P4【3－2(2)[2]】、P7【4－2(2)】、P12【5－2(2)[2]】

一般選抜(前期・後期)における法学未修者の選考方法は、書類審査と小論文試験であり、「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン(以下、ガイドラインとする)」が適切な選抜方法と定める、小論文・筆記試験と書面による審査の組み合わせに該当する。

社会人・他学部卒業者特別選抜(未修)の選考方法は、書類審査と面接試験であり、小論文試験は実施していないが、同選抜は、社会人や他学部出身者のみを対象とするものであり、書類審査では、2000字程度の記述をとまなう志願理由書の評価により受験者の能力審査を行い、さらに、面接試験において、志願理由書に関する質疑応答を行うことにより、当該理由書を本人が作成したことを確認することを可能としている。また、面接試験における具体的な問題に対する理論的・複眼的思考力を試す質疑応答については、1000字程度以上の文章を読ませたうえで質疑応答を行う実施方式を採用することとしており、同選抜方法も、ガイドラインに即した選抜方法に該当する。

一般選抜(前期・後期)、学部3年次生特別選抜(既修)における法学既修者の選抜は、従来通り、法学専門科目筆記試験を記述式問題の形式で実施するものであり、ガイドラインに即した内容となっており、ともに、法科大学院の履修の前提として要求される資質、能力を適切に評価するものといえる(前述1.(2)も参照)。【解釈指針6－1－4－1】

○別添資料F

平成31(2019)年度東北大学法科大学院学生募集要項P2～4【3－2】、P7【4－2】、P11～12【5－2】

○別添資料6－12

平成31（2019）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針P7Ⅳ3.（1）

○別添資料4－7

2018年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨について（一般選抜前期・後期）

なお、前述のとおり（1.（2）2）を参照）、法学既修者の入試科目及び出題範囲と、法学未修者コースの第1年次科目及びその範囲は等しいものとなっている。【解釈指針6－1－4－3】

以上から、本法科大学院の入学者選抜は、入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価しているといえる。

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

本法科大学院では、多様な知識又は経験を有する者の入学を促すため、一般選抜（前期）、社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）、一般選抜（後期）、学部3年次生特別選抜（既修）の4つの選抜を実施しており、本法科大学院入学志願者を対象とした各種説明会（基準6-1-1参照）において、多様な知識又は経験を有する者を求めているというメッセージを発している。また、第2次選考の試験会場を仙台のみならず東京にも設けることで、東北地方以外の地域の出身者が出願しやすくなるように努めている。

○別添資料E

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項

多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、第1次選考の書類審査においては、志願理由書や各種資格証明書等を提出させた上で、それらを所定の評価方法に従って、適切に評価している。まず、志願理由書については、論述の明晰さ・説得性等とともに、多様な実務経験・社会経験・人生経験、課外活動等の実績、公益活動歴等を積極的に評価している。同様に、各種資格証明書等については、社会的に取得困難と考えられている資格の保持や、公的語学試験における優れた成績などを加点事由としている。

また、平成28年度入試からは、社会人・他学部卒業生特別選抜（未修）を新設し、他学部出身者や社会人の入学をさらに促すとともに、第2次選考において面接試験を採用し、受験者の属性に応じて、その能力や資質を適確に評価することを可能とした。また、平成31年度入試からは、一般選抜（前期）においても法学未修者の選考を実施することとし、多様な知識や社会経験等を有する者に対し、さらに多くの受験の機会を付与することとしている。【解釈指針6-1-5-1(1)】【6-1-5-1(2)】

○別添資料E

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項P5、8、13、18

同添付資料の入学願書・志願理由書

○別添資料F

平成31(2019)年度東北大学法科大学院学生募集要項P2～4【3-2】

入学者に占める社会人等の割合は、平成28年度入試では25%（32人中8人）、平成29年度入試では23%（44人中10人。なお、別添6-5では他学部出身でかつ社会経験を有する者をダブルカウントし11人と表記。）、平成30年度では3%（29人中1人）となっている。なお、本法科大学院は、「社会人」を、「入学時点において大学卒業後1年以上の社会経験（ボランティア活動などを含む。）を有する者」、「他学部出身者」を、「法学部（法学部以外の学部が設置する学科・コース等で、『学士(法学)』の学位を取得できるものを含む。）以外の学部を卒業した者（卒業見込み者も含む。）」とそれぞれ定義し、両者を「社会人等」としている。

○別添資料6-5

平成28(2016)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成29(2017)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成30(2018)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

○別添資料E

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項P6【備考1、備考2】

以上から、本法科大学院では、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めているといえる。

6－2 収容定員及び在籍者数等

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをしないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

（基準 6－2－1 に係る状況）

本法科大学院の現在の在籍者数は 75 人（このうち原級留置者 17 人、休学者 3 人）であり、収容定員（入学定員 50 人 $\times$ 3 = 150 人）を上回る状態とはなっていない。【解釈指針 6－2－1－1】

○別紙様式 2－1

学生数の状況

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準6-2-2に係る状況)

本法科大学院は、平成26年度入試から入学定員を80人から50人に変更した。それ以降の入学者数は、平成26年度が43人、平成27年度が35人、平成28年度が32人、平成29年度が44人、平成30年度が29人であり、いずれも入学定員の50%を上回っており、10人以上である。【解釈指針6-2-2-2】 【解釈指針6-2-2-3】。

○別紙様式2-1

学生数の状況

もともと、各年度の入学者数は、入学定員を下回る結果となっており、法科大学院出願者数の全国的に減少傾向も続いていることから、本法科大学院では、入学者数が入学定員を著しく下回ることがないように、入試委員会を中心に、各年度の入試結果等を分析し、受験者数及び入学者数を増加させるため、以下の措置を講じてきた。

○別添資料6-13

平成26～30年度の主要法科大学院入試における出願者数（主要法科大学院）

(出典：H29.11.15法科大学院運営委員会配布資料)

まず、入試制度の見直しを行い、以下の制度改革を行った。

平成25年度入試における入学者数が35人にとどまったことを受けて、平成26年度入試より、入学定員を80人から50人に変更した。あわせて、いわゆる併願制を導入し、法学既修者の選考に出願する者が、第2希望として法学未修者としての選考に出願することを可能とすることにより、志願者に対し、複数の入学の機会を付与することとした。

平成28年度入試においては、出願資格に、いわゆる「飛び入学」資格を設け、優秀な学部3年次生が早期に法科大学院に入学し、より少ない時間的負担で法曹となることを可能としたことに加え、社会人及び他学部卒業者を対象とする「特別選抜」（現在の「社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）」）を新たに設け、受験者の属性に応じた選抜を可能とするとともに、多様な知識や社会経験を有する者を積極的に受け入れることとした。

さらに、平成29年度入試においては、8月に法学既修者を対象とする一般選抜（前期）を新設し、11月に実施されていた一般選抜（一般選抜（後期）と名称変更）とあわせて、法学既修者に対しても受験機会の複数回化を実現するとともに、早期に進路を確定し、入学後の学修の準備に備えたいという受験者のニーズに応えることとした。

平成30年度入試では、新たに「学部3年次生特別選抜（既修）」を導入することにより、優秀な学部3年次生の入学をさらに促すとともに、特別の選抜制度を設けることにより、学部3年次生である受験者の特性に応じた選抜の実施を可能とした。

なお、平成31年度入試においては、一般選抜（前期）の対象を法学既修者だけでなく、法学未修者にも拡大し、法学未修者に対し、受験機会の複数回化を実現した。

さらに、平成29年度入試、平成30年度入試では、各年度の2月に追加募集を実施し、各選抜における入学手続状況に応じて、入学定員に適した入学者の受け入れを可能とした。

○別添資料6-14

入学定員について

(出典：H24.3.6法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6-15

平成26年度入試について

(出典：H24.3.6法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6－16

飛び入学に関する学生募集要項変更案

(出典：2015年度第2回法科大学院入試委員会資料)

○別添資料6－17

平成28(2016)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針(案)

(出典：H27.4.22法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6－18

平成29(2017)年度法科大学院入学者選抜について

(出典：H28.2.17法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6－19

平成30(2018)年度法科大学院入学者選抜について

(出典：H29.3.3法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6－20

2018年度第2回法科大学院入試委員会議事録

○別添資料6－1

平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項(追加募集)

次に、法科大学院進学に伴う経済的負担が、全国的な法科大学院受験者・入学者の減少の一因となっているとの問題意識から、本法科大学院の受験者及び入学者に対する経済的支援を強化した。

まず、新たな入学者選抜の導入によって受験の複数回化を実現したことに伴い、平成29年度入試の追加募集から、同一年度に複数回、本法科大学院に出願を行った者に対し、2回目以降の入学検定料を徴収しないこととした。これにより、法科大学院受験にかかる受験者の経済的負担の軽減を図り、本法科大学院進学への強い意欲を有する学生の受験・入学の促進を図った。

また、本法科大学院では、従来から、第1年次生、第2年次生の成績優秀者に対し、奨学金を給付していたが、平成27年度入試から、入試合格者上位5名程度に対しても奨学金50万円を給付し、優秀な受験者の入学を促すとともに、そうした学生が法科大学院入学直後から勉学に集中できる環境を整えることとした。さらに、平成29年度入試から、経済的支援を一層強化し、入試合格者上位30名程度に対して、入学料相当額と初年度授業料相当額の奨学金(計1,086,000円)を給付することとした(上記の30名程度は、入学試験の合格通知と同時に給付対象者として通知する人数であり、実際に入学して給付を受けた者は、平成29年度入学者が20名、平成30年度入学者が20名である)。これらの経済的支援策については、ウェブサイトに掲載し、受験者に対して広く周知している。

○別添資料6－21

東北大学法科大学院入試験に係る検定料納付の特例制度について

(出典：東北大学法科大学院ウェブサイト)

表6-2-2(1)

○法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

報告事項

5. その他

研究科長から、J R 東日本奨学金について、受験者獲得と優秀な入学者の確保を目指し、従来の在学生に加え入学者にも範囲を拡大することとし、来年度入学から成績優秀な者5名程度に1人あたり50万円の奨学金を授与するとの報告があった。

（出典：H26.7.16法科大学院運営委員会議事録）

○別添資料6-22

『東北大学法科大学院奨学生制度』に関する申し合わせ

（出典：H28.10.12法学研究科運営会議配布資料）

○別添資料6-23

東北大学法学部教育研究基金（J R 東日本寄附金）に関する申し合わせ

（出典：H30.5.9法学研究科運営会議資料）

○別添資料6-24

入学者に対する奨学金給付の拡充について

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

さらに、東北地方の他大学における法曹志望者の増加と本法科大学院の受験・入学の促進を目的として、平成28年度から、法科大学院を有しない近隣大学に積極的に出向き、本法科大学院の説明会を実施し、法科大学院および法曹に関する適切な情報を提供するとともに、本法科大学院の入試制度についての説明を行っている。

表6-2-2-(2)

○近隣大学における説明会実施状況

平成28年度（3箇所、35名）			平成29年度（5箇所、41名）※新規		
実施大学	日程	参加者数	実施大学	日程	参加者数
新潟大学	H28.5.12	20名	新潟大学	H29.5.9	12名
岩手大学	H28.5.13	4名	福島大学 ※	H29.5.11	7名
東北学院大学	H28.5.19	11名	東北学院大学	H29.5.18	10名
			岩手大学	H29.5.19	3名
			山形大学 ※	H29.5.24	9名

こうした入試制度改革、経済支援策の充実、広報活動の強化により、平成27年度入試以降、本法科大学院の受験者数は増加を続けている。

○別紙様式2-1

学生数の状況

以上から、本法科大学院では、入学者の受入において、所定の入学定員と乖離しないよう必要な措置が講じられている。【解釈指針6-2-2-1】

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6-2-3に係る状況）

本法科大学院は、法科大学院認証評価を受けた平成25年からの5年間に、4回にわたって入学者選抜の改善を行っている。なお、本法科大学院においては、十分な数の専任教員を分野的にバランスよく確保しているので、それ以外の観点から入学者選抜の改善を行った。

○別紙様式3

教員一覧、教員分類別内訳

○別紙様式4

科目別専任教員数一覧

過去5年における入学者選抜における競争倍率は、平成26年度入試が1.46倍、平成27年度入試が1.28倍、平成28年度入試が1.21倍、平成29年度入試が1.50倍、平成30年度入試が2.00倍である。

○別紙様式2-1

入学者選抜の状況

上記の「競争倍率」は、合格者数に対する受験者数の割合である。【解釈指針6-2-3-1】

過去5年における競争倍率は、過去4年において2倍を下回っているが、評価実施年度である平成30年度入試においては2倍である。【解釈指針6-2-3-2】

本法科大学院では、上記の競争倍率の状況に鑑み、その適正化のため、司法試験合格率を含む修了者の進路及び活動状況も総合的に考慮しつつ、以下のとおり、継続的に入試制度の改善に取り組んできた。

まず、平成26年度入試においては、それまでの入学定員80人を50人に削減した。これは、少人数教育の徹底によって法律基本科目等の教育のさらなる充実を図ることを目的とし、ひいては、司法試験合格率の向上を目的とするものである。

○別添資料6-14

入学定員について

（出典：H24.3.6法科大学院運営委員会配布資料）

そのほか、平成26年度入試では、いわゆる併願制を導入し、受験者の知識、能力に適したコースでの入学を可能とするための改善を行い、平成29年度入試においては、8月に法学既修者を対象とする一般選抜（前期）を導入し（平成31年度入試より対象を法学未修者にも拡大）、11月に実施されていた一般選抜（一般選抜（後期）と名称変更）とあわせて、受験機会の複数回化を実現した。これは、一般選抜（前期）の合格者が早期に進路を確定し、入学後の学修の準備に備えることを可能にするとともに、受験機会の複数回化が、法曹として活躍することに対する強い意欲や能力を有する学生を選抜することに資すると考えたためである。

○別添資料6-15

平成26年度入試について

(出典：H24.3.6 法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6-18

平成29(2017)年度法科大学院入学者選抜について

(出典：H28.2.17 法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6-20

2018年度第2回法科大学院入試委員会議事録

さらに、平成28年度入試においては、出願資格にいわゆる「飛び入学」資格を設け、優秀な学部3年次生が早期に本法科大学院に入学し、より少ない時間的負担で法曹となることを可能とし、平成30年度入試では、「学部3年次生特別選抜(既修)」を新設することにより、優秀な学部3年次生の入学を一層促すとともに、特別の選抜制度を設けることにより、学部3年次生である受験者の特性に応じた適確な選抜を実施することとした。

○別添資料6-16

飛び入学に関する学生募集要項変更案

(出典：2015年度第2回法科大学院入試委員会資料)

○別添資料6-19

平成30(2018)年度法科大学院入学者選抜について

(出典：H29.3.3 法科大学院運営委員会配布資料)

また、多様な知識、能力を有する法曹の養成を強化するため、平成28年度入試において、社会人及び他学部卒業者を対象とする「特別選抜」(現在の「社会人・他学部卒業者特別選抜(未修)」)を新たに設けた。これは、多様なバックグラウンドを有する受験者の属性に応じて、その知識、能力を適確に判定すること、及び、多様な知識、能力を有する優秀な学生の出願を促すことを目的とするものである。加えて、同選抜を9月(平成29年度入試からは、8月に前倒しした)という早い時期に実施することとし、合格から入学までの期間を有効に活用して入学前指導を実施することにより、合格者が入学後の学修のための十分な準備を行い、かつ、早い段階から司法試験に向けた学修をスタートすることを可能とし、法学未修者の司法試験合格率の向上にも資する制度とした。

なお、その他の選抜においても、各選抜の合格者の属性に適した入学前指導を実施し、法科大学院入学後の学修を円滑にスタートすることを可能とした。また、遠方の合格者であっても入学前指導を十分に活用できるよう、平成29年度入試から、入学前指導の多くの内容を、東北大学インターネットスクール(ISTU)を通じて配信することとし、入学前指導に対する合格者のアクセスの便宜を図った。

○別添資料6-17

平成28(2016)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針(案)

(出典：H27.4.22 法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料6-18

平成29(2017)年度法科大学院入学者選抜について

(出典：H28.2.17 法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料2-4

2017年度合格者に対する入学前指導

平成29年度入試では、法学専門科目筆記試験の科目の見直しを行い、行政法を削除するという変更を行った。法学未修者は、従来、第1年次基本科目(必修)として基7科目を履修することとしていたが、法学未修者の中には、1年間で基本7科目すべての基本的知識や能力の獲得が容易でない者も少なくない。そこで、法学未修者の学修の負担を適正化

するため、第1年次基本科目から行政法を削除し、第1年次において、まずは基本6法に関する基礎的知識と能力を確実に修得させることし、かつ、第2年次基本科目として行政法（2単位）を設け、同法の教育の充実を図ることとした。法学専門科目筆記試験の科目の見直しは、こうした教育改善策と連携して実現されたものである。

○別添資料6－18

平成29（2017）年度法科大学院入学者選抜について

（出典：H28.2.17法科大学院運営委員会配布資料）

以上から、本法科大学院においては、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われているといえる。

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院では、その教育の理念及び目標に即したアドミッション・ポリシーを設定し、責任ある体制の下で、公平性・開放性の確保された入学者選抜を行っている。また、入試制度に関しては、制度及び運用等の点検を絶えず行い、受験者の属性に応じた複数の選抜を設けるなど、その適性及び能力等をより適確かつ客観的に評価するための改善を継続的に行っている。

こうした入試制度の改善は、入学前指導の導入や第1年次・第2年次の教育カリキュラム改変などの教育改善の取組とも連携しており、入学の前後を通じて、入学者に対する教育支援を行うことを可能としている。さらに、入学者に対する奨学金制度の導入及びその拡充など、受験者・入学者に対する手厚い経済的支援をあわせて講じることにより、優秀な学生の入学を促すとともに、入学後の学修に集中できる環境の整備も図っている。

本法科大学院の入試制度の改善は、上記の教育支援、経済支援を含めた多角的視点から検討、実施されており、これらの改善策により、平成27年度以降、出願者数及び受験者数は増加を続けている。

2. 課題等

出願者数及び受験者数のさらなる増加とそれに伴う入学者数の適正化、及び、競争倍率の維持が、本法科大学院の課題であり、教育方法の改善に関する取組等とも連携し、中長期的視野から、入試制度改善のための取組を継続する必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

（基準7-1-1に係る状況）

本法科大学院では、導入教育として、前期入試（8月）合格者、後期入試（11月）合格者、追加募集（2月）合格者のそれぞれに対し、未修者・既修者の別に応じて、以下のような入学前指導を行っている。①法律の勉強の仕方等についての修了生弁護士による講演（ISTU〔東北大学インターネットスクール〕にて配信）、②入学時まで読んでおく文献についての文書送付およびウェブサイトへの掲載、③入門講義Ⅰ（未修対象：憲法、民法、刑法）・入門講義Ⅱ（未修対象：商法、民訴、刑訴）・入門講義Ⅲ（既修対象：行政法）をISTUにて配信、④希望者に対する個別相談の実施（社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）・学部3年次生特別選抜合格者対象）、⑤基本7科目につき、未修・既修それぞれについて、12月～1月の間、授業参観を認める、⑥前年度の定期試験問題と解説をISTUに掲示、⑦入学前オリエンテーションを2月中旬～3月上旬に実施し、ISTUでも配信、⑧第1回の予習課題事前提示。これらにより、入学当初から効果的な学習を始めることができるよう配慮している。【解釈指針7-1-1-1】

○別添資料2-4

2017年度合格者に対する入学前指導

（出典：H29.7.19法科大学院運営委員会配布資料）

そして、毎年4月初旬に、入学者（第1年次生及び第2年次生）を対象に、オリエンテーションを開催している。

その上で、年次ごとに、教員（前年度の教務委員会委員）が、総合履修指導（学年別オリエンテーション）を実施している。その際、本法科大学院の教育課程について概説し、その編成方針に沿って、学生が適切に履修計画を立てることができるよう努めている。学生に配布される総合履修指導メモには、各年次に対応した留意事項が記載されており、繰り返し参照することが可能である。

なお、エクスターンシップの履修については、外部の法律事務所に一定期間赴いて弁護士の仕事を学ぶという科目の性質上、コーディネータの弁護士教員が、総合履修指導において直接又は資料により、科目の内容等について学生全員への説明を行った上、実際に同科目を履修する学生に対しては、研修開始直前に行われる事前指導及び事後指導を行い、特に丁寧なガイダンスを実施している。

さらに、入学オリエンテーション及び総合履修指導を補充するものとして、原則として、その翌日に、希望者を対象に、履修相談の機会を設け、授業科目の選択等、適切な履修が

できるよう、個別に指導している。【解釈指針7-1-1-2】

また、「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」について、各年次に配当されている法律基本科目及び一部の実務基礎科目の授業において、シラバスに記載された達成度や到達目標の意義等とともに説明するとともに、各分野の体系、各科目で取り扱う事項、学習方法等についても指導している。

○別添資料3-10

平成30年度総合履修指導配付資料【L1生】

平成30年度総合履修指導配付資料【L2生】

平成30年度総合履修指導配付資料【L3生】

（出典：総合履修指導配布資料）

○別添資料7-1

平成30年度のエクスターンシップについて

（出典：総合履修指導配布資料）

○別添資料7-2

履修相談受付簿（平成30年度）

（出典：事務資料）

○別添資料2-6

平成29年度授業における「共通的な到達目標」に関する周知状況（憲法）

平成29年度授業における「共通的な到達目標」に関する周知状況（民法Ⅱ）

レジュメ（憲法）

平常授業の開始後は、授業直後の休み時間を利用して、担当教員が学生の質問に個別に対応するほか、オフィス・アワー制度の下、各教員が学生の学習上の相談に応じている。

厳格な成績評価の結果、進級要件を満たさず原級留置となった者には、教員による個別相談の機会を確保し、定期試験の答案等から窺われる理解の誤りや不十分な点を指摘し、次年度における学習の進め方について丁寧に指導している。【解釈指針7-1-1-1】

表7-1-1-（1）

○個別講評の実施

・L1科目及び基幹科目の不合格者（成績の単位加重平均値が65点未満である者を含む）に対して、担当教員は、本人の申出により、当該年度内に個別講評の機会を設け、学習上の指導を行うものとする。

（出典：東北大学法科大学院教員のための手引き）

なお、「学生」に対する学習支援ではないが、「法務学修生」の制度を設け、本法科大学院修了生に、自習室（個室）をはじめとする施設利用を認めることとして、良質な学習環境を提供するとともに、オフィス・アワーの利用を可能とすることにより、学習支援を行っている。

○別添資料7-3

平成30（2018）年度 東北大学法務学修生受入要項

（出典：H30.2.14法科大学院運営委員会配布資料）

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図り、授業を通じた教育の効果を高めるため、本法科大学院では、助教を含む教員によるオフィス・アワー制度を設けている。

学生が、本制度を有効に活用できるよう、オリエンテーションの際に、オフィス・アワー制度の説明文書を配付し、予約の方法や留意事項について周知している。

そして、授業期間中、各教員のオフィス・アワーの日時を調整した上で、TKC教育研

究支援システムのお知らせ欄に掲示することにより、周知している。【解釈指針7-1-1-3】

○別添資料7-4

教員オフィス・アワー制度について

(出典：総合履修指導配布資料)

○別添資料1-3

オフィス・アワー実績表（平成29年度）

(出典：事務資料)

本法科大学院では、現在、以下のような各種教育補助者による学習支援を実施し、学習支援体制の整備に努めている。

1. 法科大学院の教育補助を主たる職務とする助教（原則として博士号取得者又は取得見込者）を置き、助教によるオフィス・アワーを実施している。
2. 修了生弁護士等（司法修習生および司法試験に合格した大学院博士課程院生を含む）によるオフィス・アワー制度を設け、より学生に近い立場にある先輩として、修了生である弁護士等が、学生の相談に応じ、学習及び進路選択に関する指導を行っている。

【解釈指針7-1-1-4】

○別添資料7-5

修了生オフィス・アワー制度について

(出典：事務資料)

○別添資料7-6

修了生オフィス・アワー制度利用状況（平成29年度）

(出典：事務資料)

上記オフィス・アワーにおける学習支援は、司法試験の問題等を素材としている場合にも、学習方法の指導を目的とするものであり、試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる教育など受験技術優先の指導に偏した教育は実施しておらず、講師に依頼する際もその旨を確認している。【解釈指針7-1-1-5】

○別添資料7-7

修了生オフィス・アワー講師の委嘱について

(出典：事務資料)

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 学生の経済的支援に関する支援体制

学生の経済的支援について、本法科大学院では、合格者への合格通知書送付時及び入学手続き完了者への入学関係書類送付時に、専門職大学院係において、入学料・授業料の減免（一般枠・震災特別枠）及び徴収猶予の制度について周知し、平成29年度においては、延べ22人が授業料免除の認定を受けている。

表7-2-1-(1)

○合格者に対する入学料免除等についての説明文

【入学料の免除・徴収猶予】

(1) 次の各号の一つに該当すると認められる場合は、願い出により選考の上、入学料の全額又は半額の免除が許可される制度があります。

- ① 経済的理由により入学料を納付することが著しく困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合。
- ② 入学前1年以内において、入学を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合。
- ③ 上記②に準ずると認められる理由があり入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合。

上記の外、東日本大震災・熊本地震により学資負担者の死亡・行方不明、又は、学資負担者の居住する家屋が損壊し、入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合には、出願により選考の上、入学料免除が許可される制度を実施することがあります。本制度を実施する場合は、平成30年2月上旬頃までに下記のウェブサイトにより対象者の範囲・出願方法等をお知らせします。

入学料免除希望者は、入学料に代えて「入学料免除・徴収猶予に関する申出書」を提出してください。

なお、入学料免除の出願書類の提出期限は、平成30年3月下旬（詳細な期日は未定）です。ただし、入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。

また、入学料免除申請者は、選考結果が出るまで、入学料の徴収が猶予されます。ただし、選考の結果、半額免除又は不許可となった場合は、平成30年9月14日（金）まで入学料納付が猶予されません。

(2) 上記①～③により入学料を納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、出願により選考のうえ、入学料の徴収猶予が許可される制度があります。

4月入学者が徴収猶予許可になった場合は、平成30年9月14日（金）まで入学料納付が猶予されます。

入学料免除・徴収猶予を希望する場合は、平成30年2月以降速やかに教育・学生支援部学生支援課経済支援室（川内北キャンパス）で必要書類等を入手・作成の上、指定された期限までに経済支援室に申請してください。なお、下記のウェブサイトからも様式等がダウンロード（平成30年2月以降）できます。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

入学料免除・徴収猶予、業料免除・徴収猶予・月割分納に関する問い合わせ先
 東北大学教育・学生支援部学生支援課経済支援係（受付時間8:30～17:00）
 電話 022（795）7816
 （出典：東北大学法科大学院入学手続き等について）

表7-2-1-（2）

○入学手続き完了者に対する授業料免除の説明文

1）経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業成績が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、願い出により選考の上、授業料の全額、半額又は3分の1の額の免除が許可される制度があります。

申請は、半期（前期・後期）ごとに行います。願書配付等については、掲示板等でお知らせしますので、掲示を見落とさないよう十分注意してください。

また、経済的理由等により授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業成績が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者は、願い出により授業料の徴収猶予又は月割分納が許可される制度があります。

申請は、半期（前期・後期）ごとに行います。願書配付等については、掲示板等でお知らせしますので、掲示を見落とさないよう十分注意してください。

（2）授業料の免除・徴収猶予・月割分納を希望する場合は、速やかに教育・学生支援部学生支援課経済支援係（川内北キャンパス）で必要書類等を入手・作成の上、4月10日（火）（土・日・祝日を除く）までに学生支援課経済支援係に申請してください。なお下記のWEBサイトからも様式等がダウンロードできます。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

入学者のうち、平成30年3月現在在本学に在学している学生の場合は、3月中旬の在学生用の願書受付期間（2月23日～3月9日）に学生支援課経済支援係及び各キャンパスの臨時受付窓口に提出することができます。各キャンパスの臨時受付窓口については上記WEBサイトをご覧ください。

（3）授業料の免除・徴収猶予・月割分納を出願した場合は、選考の結果が通知されるまで授業料の納付が猶予されます。

（出典：入学関係書類の送付について）

表7-2-1-（3）

○入学料免除制度利用状況

年 度	出願者	全額免除	半額免除	不許可
平成28年度	7	2（0）	0（0）	5（1）
平成29年度	8	2（0）	0（0）	6（0）
平成30年度	7			

※括弧内は、震災特別枠で内数。

（出典：事務資料）

表7-2-1-(4)

○授業料免除制度利用状況

年 度	出願者	全額免除	半額免除	不許可
平成28年度前期	17	5(0)	6(0)	6(1)
平成28年度後期	16	5(0)	7(0)	4(0)
平成29年度前期	19	6(1)	5(0)	8(0)
平成29年度後期	13	6(1)	5(0)	2(0)
平成30年度前期	14			

※括弧内は、震災特別枠で内数。

(出典：事務資料)

本法科大学院独自の奨学金として、J R 東日本からの寄付金の一部を基に、東北大学法科大学院奨学生制度を設け、各年度末の第1年次・第2年次の成績優秀者に対し、奨学金30万円を給付している。また、上記J R 東日本からの寄付金の一部を基に、平成28年度入学者より、入学試験の上位合格者5名程度に50万円を給付する奨学金制度を導入し、さらに、平成29年度入学者より、総長裁量経費による支援を得てこれを拡充し、上位30名程度に108.6万円(入学料および初年度授業料に相当する額)を給付することとした(上記の30名程度は、入学試験の合格通知と同時に給付対象者として通知する人数であり、実際に入学して給付を受けた者は、平成29年度入学者が20名、平成30年度入学者が20名)。

他団体による奨学金については、まず、日本学生支援機構による奨学金への応募の紹介を行い、多くの学生が奨学金制度を利用できるように努めている。同機構による奨学金については、平成29年度においては、本法科大学院在学中の学生計83人のうち、延べ34人が貸与を受けている。

随時募集があるその他の奨学金についても、周知の上応募を呼びかけている。【解釈指針7-2-1-1】

○別添資料6-22

東北大学法科大学院奨学生制度に関する申し合わせ

○別添資料6-23

東北大学法学部教育研究基金(J R 東日本寄附金)に関する申合せ

○別添資料7-8

東北大学法科大学院奨学生の決定について

平成30年度東北大学法科大学院奨学金給付対象者

(出典：事務資料)

表7-2-1-(5)

○日本学生支援機構奨学金等採用状況

平成29(2017)年度

奨学金(日本学生支援機構)

	申請数			新規採用数			奨学生数		
	予約	定期	緊急採用	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
1年次	4	3	0	5	2	1	6	2	1
2年次	7	6	0	9	2	1	14	3	2

3年次	0	1	0	1	0	0	7	2	2
計	1	1	0	15	4	2	27	7	5
	1	0							

※併用は、第一種及び第二種を併用して貸与を受けている者で内数。

奨学金（その他）

- ・東北大学元気・前向き奨学金1名
- ・千賀法曹育英会奨学金 奨学生数1名
- ・あしなが育英会1名

（出典：事務資料）

（2）学生生活に関する支援体制

学生生活に関する支援については、学生の生活・修学上の相談全般に対する窓口として、東北大学川内キャンパスに、学生相談所が設置されている。

○別添資料7-9

学生相談所利用案内

（出典：オリエンテーション配布資料）

さらに、学生は、健康相談の窓口として、川内キャンパスにある、保健管理センター（内科・外科・歯科）を利用することができるほか、予約の上、専門医による健康相談（精神科・歯科）を受けることができる。

○別添資料7-10

東北大学保健管理センター 健康相談と診療

（出典：東北大学保健管理センターホームページ

<http://www.health.ihe.tohoku.ac.jp/>）

また、法学研究科独自の支援制度として、強い精神的負荷がかかっている法科大学院の学生が抱える精神面の不安や悩みに係る問題に対処するため、心理療法士による学生心理相談を月2回行い、心理学的なケアを提供している。さらに、オフィス・アワーにおいても、学修上の疑問に限らず、教員に学生生活一般に関する悩みを相談することもできる。

これらの施設や相談窓口の利用方法については、入学時に行われるオリエンテーションにおいて説明を行っている。

○別添資料7-11

2018年度学生心理相談室について

（出典：オリエンテーション配布資料）

そして、各種ハラスメントについては、全学的なハラスメント防止対策組織が設置され、学内外の相談窓口を利用することができる。法学研究科には、各種委員会の一つとして、ハラスメント防止委員会及びハラスメント部局相談員が設置され、法科大学院には、学生担当の教員のうち、ハラスメントの相談窓口となる者が指名されている。【解釈指針7-2-1-2】

○別添資料7-12

ハラスメントの防止と解決のために

（出典：オリエンテーション配布資料）

○別添資料7-13

法学研究科各種委員会委員名簿（抜粋）

（出典：総合運営調整教授会配布資料）

○別添資料6－2

2018年度法科大学院各種委員会等構成・分担

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実

本法科大学院では、エクステンション教育研究棟内（1階から5階）に、講義室、演習室、ゼミ室、模擬法廷室、学生自習室、法政実務図書室、コモンルーム、情報処理コーナー室、事務室等、学生が日常利用するすべての施設が配置され、各階の移動にはエレベータ（2基のうち1基は車椅子利用者に対応）が利用できるなど、障害のある学生の利用を想定し、その移動にかかる負担の軽減を図っている。

また、上記研究棟は、当初より、バリアフリー化が図られ、例えば、通路等の段差をなくし、車椅子等による移動が容易となるようにし、また、建物1階には、多目的WCを設置している。また、講義室の机・椅子は移動できることから、車椅子利用者用のスペースも容易に確保することができる。

必修科目の行われる講義室には、マイク及びスピーカ並びにプロジェクター及びスクリーンを設置し、聴覚又は視覚に障害のある学生が発言を聞き取り、また文字を読み取りやすくしている。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P104～P105

エクステンション教育研究棟配置図参照

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置

本法科大学院では、修学上の支援を要する学生の修学支援について、座席に関する配慮のほかは一般的な指針は明定していないが、学生からの申し出があれば、特別な配慮を要する学生の情報を教員間で共有した上で、状況に応じて柔軟に対応している。

過去には、病気により視野が狭い学生について、授業時に拡大読書器の近くの席を指定してその使用を認めたり、定期試験において試験時間を延長した上で拡大読書器の使用を認めたりするなどの修学上の支援を行った例がある。

表 7-3-1- (1)

○入学手続き完了者に対する授業時の座席配慮の説明文**10. 授業時の座席配慮について**

本法科大学院の必修科目の授業においては、座席を指定して授業を実施します。そのため、病気等の理由により必修科目授業時の座席に配慮が必要な方は、3月20日（火）までに専門職大学院係に相談してください。期日までに相談がない場合には座席の配慮ができないことがありますのでご注意ください。

（出典：入学関係書類の送付について）

○別添資料7－14

授業時の座席配慮の申請書

授業時の座席配慮について

（出典：教務委員会配布資料）

○別添資料7－15

修学上の配慮を希望する入学予定者との面談について

（出典：教務委員会配布資料）

○別添資料7－16

座席指定図

（出典：事務資料）

○別添資料7－17

平成27（2015）年度前期科目試験時の配慮について

（出典：教務委員会配布資料）

○別添資料7－18

授業時の配慮について（教員への周知メール）

（出典：事務資料）

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本法科大学院では、平成20年度より、法科大学院運営委員会の下に就職及び進路問題を担当する委員会を設け、学生に対する就職支援を行っている。同委員会は、実務家教員4名（裁判官、検察官、弁護士）及び研究者教員2名により構成され、①前期・後期とも、法曹三者のみならず民間企業・地方自治体の法務担当者等を招いて進路に関わる連続講演会（進路講演会）を多数開催し、在学生・修了生に対し、様々な進路の可能性について考える機会を提供しているほか、②随時、企業説明会などを実施し、法律事務所、官公庁、企業などからの求人情報や各種説明会に関する情報を在学生・修了生に提供している。また、③司法試験合格者に対しては、合格発表直後に就職支援説明会を実施し、実務家教員や修了生の先輩法曹から、司法修習に関する説明のほか、司法修習生としての心構えや就職活動（事務所訪問・面接等）についての助言を与えている。④修了生の就職活動体験記を司法試験の合格者に配付するなどして、学生の進路選択に必要な情報の管理・提供や指導・助言にも努めている。さらに、⑤平成23年度より、法学研究科研究大学院博士後期課程に「後継者養成コース」が設置されたところ、同コースへの進学についての情報をウェブサイトや就職支援説明会等において提供しているほか、「リサーチ・ペーパー」等のカリキュラムを通じて、法学研究の素養を身につけるための指導も行っている。

以上に加え、学生に対する支援の一環として、基準7-1で述べたオフィス・アワー制度において、教員等（実務家教員、研究者教員、修了生弁護士）が個別の学生の進路相談に応じ、助言を行うことが可能となっており、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路の選択ができるよう配慮している。学生は、特定の教員に対して、進路相談を内容とするオフィス・アワーの申込みを行うことができ、その窓口である専門職大学院助教から連絡を受けて、教員が応じている。

○別添資料6-2

2018年度法科大学院諸委員会等構成・分担

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料7-19

平成29年度連続講演会の概要

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト、ポスター）

○別添資料7-20

平成29年度司法試験合格者向け就職支援説明会の概要

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

○別添資料7-21

平成29年度就職情報の案内概要

（出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト、東北大学法科大学院ウェブサイト）

○別添資料7－22

東北大学法科大学院修了生就職体験記（2018年3月配布）

○別添資料7－23

平成30年度東北大学大学院法学研究科博士課程後期3年の課程（4月入学）

学生募集要項（後継者養成コース（研究者型）一般選抜）

○別添資料7－24

平成30年度東北大学大学院法学研究科博士課程後期3年の課程（4月入学）

学生募集要項（後継者養成コース（実務家型）一般選抜）

○別添資料7－25

後継者養成コース紹介

（出典：東北大学法学研究科ウェブサイト）

○別添資料1－3

オフィス・アワー実績表（平成29年度）

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 学習支援

法科大学院の授業において、双方向・多方向の方法を徹底しても、個々の学生の抱えている問題に即した指導にはおのずと限界があり、個別的な指導の機会を拡充することは欠かせない。このような考慮に基づき、教員によるオフィス・アワー制度に加え、修了生弁護士等によるオフィス・アワー制度を設け、継続的な学習支援体制の充実を図っている。

なお、「学生」に対する学習支援ではないが、「法務学修生」の制度を設け、本法科大学院修了生に自習室（個室）をはじめとする施設利用を認めることとして、良質な学習環境を提供するとともに、教員・修了生弁護士等によるオフィス・アワーの利用を可能とすることにより、学習支援の範囲を拡大している。

(2) 学生の生活支援

大学及び法科大学院独自の奨学金を有しており、それにより学生の生活基盤の安定を図り、また給付対象を成績優秀者とする奨学金により、学生の学習意欲を喚起している。

法学研究科独自の支援制度として、特に強い精神的負荷がかかっている法科大学院の学生が抱える精神面の不安や悩みに係る問題に対処するため、心理療法士による学生心理相談を月2回行い、心理学的なケアを提供している。

(3) 障害のある学生に対する支援

学生からの個別の配慮の要望に柔軟に対応している。また、法科大学院が入っているエクステンション教育研究棟が新しく、バリアフリー化を始め、障害のある学生の利用を想定した設備が整っている。

(4) 職業支援

法曹等を講師とする連続講演会を定期的を開催することを通じて、法曹等への関心と目的意識を高め、その使命を自覚できる機会を確保している。また、企業や県庁等、様々な職種の進路講演会も多数開催し、職域拡大と多様な進路選択を支援している。

2. 課題等

近年第1年次生の進級率が低下していることは深刻な課題と受け止めており、第1年次の学生全員に対して前期の早い段階で修了生弁護士によるオフィス・アワーを受講するよう強く勧め、授業の予習・復習の方法を身に付けさせる等の対策を執っているが、このような学修支援の取組みを一層強化していくことが今後の課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院の全教員の配置は、別添資料のとおりである。

○別紙様式3

教員一覧 教員分類別内訳参照

基準日現在の教員の分類別内訳は、別紙様式3のとおり、専任教員26人（みなし専任教員2人及び10月1日採用者1人を含む）、兼任教員13人、兼任教員（外部非常勤講師）19人である。

教員の配置を総合してみると、法律基本科目を中心として、当該科目を適切に指導できる専任教員が配置され（基準8-1-2参照）、また、科目群間のバランス、年齢構成、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡のとれたものであり、教育上必要な教員が置かれているといえる（基準8-2-3参照）。また、教員の採用・昇任に際しても、教育上の指導能力を評価している（基準8-1-3参照）。

とりわけ、実務家教員については充実しており、専任教員5人（派遣裁判官1人、派遣検察官1人、みなし専任教員を含む）に加え、兼任教員においても多数の法曹実務経験者を擁している。裁判官経験者の専任教員には元函館地家裁所長を迎え、弁護士である専任教員も実務経験33年以上という豊かな経験を持つ者であるなど、実務家教員の層は厚いといえる（基準8-2-4参照）。

教員の教育・研究上の業績、実務経験等に関しては、「東北大学法学研究科・法学部研究・教育の概要」「東北大学情報データベースシステム 東北大学研究者紹介」及び「法科大学院ホームページ 教員紹介」上において情報が開示されており、これらの情報に鑑みると、本法科大学院では、各専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者が適正に配置されているといえる（基準11-2-1参照）。

なお、専任教員を教育上または研究上補助するために、東北大学大学院法学研究科博士後期課程を修了した者等を助教として採用する等、必要な人員を確保している。

本法科大学院の専任教員には、授業負担に関し、他専攻、他研究科及び学部等の授業負担を含めても、年間30単位を超える者は存在しない（基準8-3-1参照）。

○別紙様式3

教員一覧

以上から、本法科大学院では、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれているといえる。

基準 8-1-2：重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の全教員の配置は、別添資料が示すとおりである。

○別紙様式 3

教員一覧、教員分類別内訳

専任教員について、法科大学院（総合法制専攻）と研究大学院（法政理論研究専攻）の専任教員を兼ねるものはおらず、また、平成 16 年度の設置当初より、法科大学院の専任教員と専門職大学院である公共政策大学院（公共法政策専攻）の専任教員を兼ねている者もない。したがって、【解釈指針 8-1-2-1】には該当しない。

○別添資料 8-1

専攻・講座別現員一覧（平成 30 年 4 月 1 日現在）

法学研究科では、2 年に 1 度、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』と題する自己評価報告書を刊行しており、この中で、全専任教員について、対象期間における専任教員の教育上・研究上の業績や公的活動・社会貢献活動に関する情報が記載・公表されている。

○別添資料 H

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第 13 号 2018 年

また、東北大学では、「東北大学情報データベースシステム」にもとづき、全学の研究内容や研究者情報を広く社会に紹介する「東北大学研究者紹介」というシステムが稼働しており、検索サイトは一般に公開されている。

このシステムでは、研究内容にもとづいて分類したクラスター検索、所属部局にもとづいて分類した所属検索、名前検索、著書等のタイトルで分類した著書論文等検索、任意の語句で絞り込みを行うキーワード検索が可能であり、教員名で名前検索をすれば、当該教員の氏名・所属・職名・学位・研究クラスター・研究キーワード・専門分野・所属学会・主要著書・主要論文・学外活動等が表示される仕組みになっている。また、法科大学院の教員紹介のページから教員名をクリックすれば、上記システムの検索結果が表示されるようにリンクが張られており、各教員の情報が見やすいかたちで一般に公開されている。

表 8-1-2-(1)

○東北大学研究者紹介ウェブサイト（出典：東北大学ウェブサイト）



○表 8-1-2-(2)

○東北大学法科大学院教員紹介

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）



以上のような教員の配置及び教員の研究教育上の業績、実務経験等に関するデータに鑑みると、本法科大学院では、基準 8-1-2 の（1）から（3）号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれているといえる。

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3に係る状況）

本法科大学院における専任教員の採用及び昇任に関しては、運営委員会の議を経て、院長が総合運営調整教授会で発議し、同教授会において選考委員会を設けて選考させることとされている（東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規 14 条、東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規 16 条）。

○別添資料 8－2

東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規

○別添資料 8－3

東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規

教員の選考過程において、選考委員会は、当該教員候補者につき、研究上の能力だけでなく、教育上の指導能力等をも評価することが求められる。「東北大学法科大学院における教員の資格等に関する申合せ」は、第2章において、専任教員の資格を、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者とし、研究者教員は原則として法科大学院において2年以上の教育経験年数を有する者、実務家教員は5年以上の実務経験を有する者と定めている。また、同第3章において、兼任教員については、研究者教員につき大学等における1年以上の教育経験を有する者を有資格者とし、実務家教員については、5年以上の実務経験を有する者を有資格者としている。また、兼任教員については、兼任教員と同一の基準を採っている。

○別添資料 8－4

東北大学法科大学院における教員の資格等に関する申合せ

（出典：H29.9.1 法科大学院運営委員会配布資料）

なお、法科大学院の専任教員候補者の選考は、総合運営調整教授会において選考委員会を設けて選考することとされているが、任期の定めのある専任教員候補者の選考については、法科大学院運営委員会の下に選考委員会を設けて選考することとしており、特に実務家教員の選考について、法科大学院の独立性を強化するとともに、法科大学院教育の趣旨にふさわしい教育能力等を適切に評価する体制が整備されている。

表8-1-3-(1)

**○東北大学大学院法学研究科法科大学院における任期の定めのある専任教員候補者の選考
手続に関する申合せ（平成19年6月20日法科大学院運営委員会承認）**

（目的）

第1条 この申合せは、東北大学大学院法学研究科における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ（平成18年5月17日総合運営調整教授会承認。以下「申合せ」という。）にもとづき法科大学院において選考を行う際の手続の細則その他必要な事項を定めることを目的とする。

（選考手続開始の提案）

第2条 法科大学院長（以下「院長」という。）が申合せ第2条による提案をしようとするときは、法科大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経るものとする。

（選考委員会）

第3条 申合せ第4条第1項により設置される選考委員会は、研究科長、院長及び運営委員会において選挙する教授又は助教授3人以上の選考委員をもって構成する。

2 前項により選挙される選考委員は、運営委員会の構成員である教授又は助教授でなければならない。

3 任期の定めのある専任教員は、その退任にともなう後任者を選考する選考委員になることができない。

4 第1項の選挙は、構成員の3分の2以上が出席した運営委員会において出席者の無記名投票によって行い、次の各号に掲げる者を当選者とする。

一 任期の定めのない者のうち最多数を得た者1名

二 任期の定めのある者のうち最多数を得た者1名

三 一号および二号に掲げる者を除き最多数を得た者1名（一号及び二号に掲げる者がいずれも教授でないときは、一号及び二号に掲げる者を除き最多数を得た教授1名）

四 選挙すべき選考委員の数が3人を超えるときは、一号から三号までに掲げる者を除き最多数を得た者

5 前項各号の当選者を決定する場合において、有効投票の最多数を得た者が選挙すべき選考委員の数を超えるときは、教授と助教授との間においては教授を当選者とし、教授相互又は助教授相互の間においては教授又は助教授の任命の日付の最も先である者、任命の日付が同じ者の間においては年長の者を当選者とする。

6 選考委員会の存続期間は、設置の日から1年とする。

7 選考委員会の存続期間の途中において研究科長の異動があったときは、前研究科長はその存続期間の残任期間に限り選考委員として追加選出されたものとみなす。

8 前項の規定は、選考委員会の存続期間の途中において院長の異動があった場合に準用する。

（報告）

第4条 選考委員会は、選考が終ったときは、その結果を運営委員会に報告しなければならない。

（議決）

第5条 前条の選考の結果の報告があったときは、運営委員会はその可否を議決する。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上が出席した運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意によって成立する。

（出典：平成19年6月20日 法科大学院運営委員会配布資料）

兼任教員の採用については、法学研究科の専任教員の選考として、総合運営調整教授会において、選考委員会を設けて選考させ、選考委員会報告を審議・議決する。

法学研究科に新規に採用されたばかりの教員には、法科大学院の授業を担当させず、学部ないし研究大学院の授業を経験してから兼任教員とすることになっている。法学研究科専任教員が兼任教員として法科大学院の授業を担当する基準については、「東北大学法科大学院における教員の資格等に関する申合せ」第3章に規定として明文化されている。

また、兼任教員（非常勤講師）の委嘱については、毎年度、関連教員からの申請を取りまとめて、教務委員会においてその必要性や妥当性を審議・検討した上で、法科大学院運営委員会で審議事項として承認する扱いとしている。兼任教員の本法科大学院の授業を担当する基準については、「東北大学法科大学院における教員の資格等に関する申し合わせ」第4章に規定として明文化されている。

○別添資料8-4

東北大学法科大学院における教員の資格等に関する申合せ

（出典：H29.9.1 法科大学院運営委員会配布資料）

以上から、本法科大学院では、教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているといえる。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

教員分類別内訳（別紙様式3）が示すとおり、基準日現在の本法科大学院の専任教員数は、26人（みなし専任教員2人及び10月1日採用者1人を含む）である。

本法科大学院における専任教員数は、基準8-2-1に従えば、以下の①及び②で算出される数のうちいずれか大きい方の数を充足しなければならない。

①〔平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数5人×1.5倍の数（小数点以下切り捨て）＝7人〕＋〔同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数5人〕＝12人

②同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員20人に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下切り捨て）＝15人につき1人の専任教員が置かれていること。すなわち、東北大学法科大学院の収容定員は50人であるから、 $(50 \times 3) \div 15 = 10$ 人

①と②で算出される数を比較すると、①の12人の方が大きいため、12人が必置専任教員となるが、本法科大学院の専任教員数は26人であるからこれを充足している。

本法科大学院の専任教員26人のうち、学部、修士課程、博士課程、公共政策大学院その他の専門職学位課程について専任教員として取り扱われている者はいない。したがって、【解釈指針8-2-1-1】には該当しない。また、専任教員26人のうち、教授は20人であり、必置専任教員数12人の半数（6人）以上を教授が占めている。【解釈指針8-2-1-2】

○別紙様式3

教員一覧、教員分類別内訳

○別紙様式4

科目別専任教員数一覧

本法科大学院においては、基準8-2-1において定める必置専任教員数を超えて専任教員を配置し、特に法律基本科目については、多数の科目において複数の専任教員を擁しており、徹底した少人数教育を実施する上で、望ましい教員配置になっている。

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

科目別専任教員数一覧（別紙様式 4）から、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の専任教員数を抜粋してみれば、以下に示すとおりである。

表 8－2－2－（1）

○法律基本科目専任教員数

	憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法
教授	3	1	4*	2	1	2*	1*
准教授	0	0	2	1	0	0	1

*実務家教員（1 名）を含む。

（出典：事務資料）

本法科大学院では、上の表に示すとおり、法律基本科目 7 科目のすべてに専任教員を置いている。これらの専任教員のうち、研究者教員については、法科大学院における 5 年以上の教育経験年数と当該科目に関する十分な研究業績を有する者であり、実務家教員については 13 年以上の豊富な実務経験を有する者であり、当該科目を適切に指導できる専任教員といえる。

本法科大学院の入学定員は 50 人であるため、【解釈指針 8－2－2－1】には該当しない。

○別紙様式 3

教員一覧、教員分類別内訳

○別紙様式 4

科目別専任教員数一覧

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

科目別の専任教員数は、添付資料(科目別専任教員数一覧(別紙様式4))のとおりであるが、法律基本科目を含めた科目群ごとの専任教員数の内訳を示す。

表 8-2-3- (1)

○科目群ごとの専任教員数

	法律基本 科目	法律実務 基礎科目	基礎法・ 隣接科目	展開・ 先端科目	合計
教 授	14	5	3	15	37
准教授	4	0	1	5	10
合 計	18	5	4	20	47

(出典：事務資料)

○別紙様式 3

教員一覧、教員分類別内訳

○別紙様式 4

科目別専任教員数一覧

このように、本法科大学院においては、本自己評価書の冒頭に掲げた法科大学院教育の理念や目的に応じ、基礎法・隣接科目に4人、展開・先端科目に20人の専任教員を配置し、特に第3年次の学生に向けて多様かつ充実した展開・先端科目を開講できるように配慮している。【解釈指針 8-2-3-1】

本法科大学院では、法律基本科目に属する科目について、第1年次に第1年次基本科目9科目(憲法、民法Ⅰ～Ⅳ、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)計28単位、第2年次に第2年次基本科目(行政法)(2単位)及び基幹科目7科目(基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑法、基幹刑事訴訟法)(28単位)の計58単位を必修科目としているが、これらの科目の授業については、第1年次基本科目である民法Ⅳ及び基幹科目である基幹民法を担当する1人の教員を除き、すべて専任教員(研究者教員及び実務家教員)が担当している。

また、実務基礎科目のうち、民事要件事実基礎(2単位・必修科目)については実務家専任教員(みなし専任教員)が担当しているほか、法曹倫理(2単位・必修科目)、民事・行政裁判演習(3単位・必修科目)及び刑事裁判演習(3単位・必修科目)についても、非常勤教員の協力を仰ぎつつ、実務家専任教員が共同担当者として加わり、責任をもって実施する体制を組んでいる。

以上のように、本法科大学院の必修科目については、9割以上の科目が専任教員によっ

て担当されている。

また、法律基本科目に属する応用基幹科目（第3年次配当・各2単位）7科目については、1科目を除き、専任教員が担当している。

基礎法・隣接科目（1科目（1単位）を除き2単位×9科目）については全科目のうち約6割、展開・先端科目のうち司法試験選択科目対応科目（2単位×17科目）については、3割以上が専任教員により担当されている。

兼任教員（法学研究科の他専攻に属する教員）や兼任教員（他大学に属する教員や学外の実務家教員）が担当している科目は、一部の実務基礎科目（エクスターンシップは科目の性質上、学外の弁護士に非常勤講師を委嘱して学生の受入れを依頼しているが成績評価等は専任教員が担当している。）や展開・先端科目（科目の性質上、専任教員だけでは担当しきれない分野・領域の科目が少なくない。）に限られている。

以上から、専任教員の科目別配置等のバランスは適正といえる。

表 8-2-3-(2)

【必修科目担当専任教員数割合】

平成29年度

必修科目クラス数	専任教員担当 クラス数	専任教員担当割合
24	24	100%

平成30年度

必修科目クラス数	専任教員担当 クラス数	専任教員担当割合
24	23	95.8%

（出典：事務資料）

○別紙様式1

開設授業科目一覧

法科大学院で開講されている授業科目について、「優れた法曹」の養成を目指し、研究者教員と実務家教員とがお互いの特性を生かし合いながら、体系的な法理論教育及び法曹実務教育を実施するという本法科大学院の教育目的から、法律基本科目（第1年次導入科目、第1年次基本科目、第2年次基本科目、基幹科目、応用基幹科目）及び実務基礎科目を教育上主要な授業科目として、授業科目数及び専任教員の割合を計算する。

平成29年度・平成30年度における授業科目クラス数及び専任教員担当クラス数の割合は上掲の表8-2-3-(2)及び下掲の表8-2-3-(3)のとおりであり、専任教員担当割合は、必修科目では95%以上、法律基本科目では90%以上、実務基礎科目を含めても85%以上に達している。

表 8-2-3-(3)

平成 29 年度

区分	科目クラス数	専任教員担当クラス数	専任教員割合
第 1 年次導入科目	1	1	100%
第 1 年次基本科目（必修）	9	9	100%
第 2 年次基本科目（必修）	1	1	100%
基幹科目（必修）	7	7	100%
応用基幹科目	7	6	85.7%
実務基礎科目	18	15	83.3%
計	43	39	90.7%

専任教員の割合 90.7%

平成 30 年度

区分	科目クラス数	専任教員担当クラス数	専任教員割合
第 1 年次導入科目	1	1	100%
第 1 年次基本科目（必修）	9	8	88.9%
第 2 年次基本科目（必修）	1	1	100%
基幹科目（必修）	7	7	100%
応用基幹科目	7	6	85.7%
実務基礎科目	18	15	83.3%
計	43	38	88.4%

専任教員の割合 88.4%

(出典：事務資料)

以上から、本法科大学院では、教育上主要と認められる授業科目については、その大半が専任教員によって担当されているといえる。

なお、専任教員 26 人の年齢構成を 30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代に分けて整理してみると、下の表のようになる。専任教員は 40 歳代を中心に、各世代に散らばり、偏りがなく、理想的な構成になっており、専任教員の採用においても、年齢構成に著しい偏りが生じないように努めている。【解釈指針 8-2-3-1】

表 8-2-3-(4)

○専任教員の年齢構成（平成 30 年 5 月 1 日現在）

	30代	40代	50代	60代	合 計
専任教員（研究者）	6	7	5	3	21
専任教員（実務家）	0	3	0	2	5

(出典：事務資料)

基準 8-2-4：重点基準

基準 8-2-1 に定める必置専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

（基準 8-2-4 に係る状況）

（1）実務家教員の実務経験と実務能力

本法科大学院の専任教員のうち 5 人がいわゆる実務家教員であり（みなし専任教員 2 人を含む）、必置専任教員数（12 人）の 2 割以上を占める。これら 5 人の実務経験と経験年数を略記すれば以下のとおりであり（詳細は、実務教員略歴参照）、最も短い者でも 13 年以上の法曹実務または行政実務の経験を有し（5 人のうち 4 人が法曹としての実務経験を有する）、その略歴から明らかなように高度の実務能力を有する者といえる。

教授 信濃孝一 元裁判官（函館地・家裁所長） 実務経験年数 36.0 年

教授 武内弘樹 派遣検察官（仙台高検検事） 実務経験年数 13.6 年

教授 小宮慎司 元特許庁審査官 実務経験年数 22.0 年

教授 本條裕 派遣裁判官（仙台地裁判事）（みなし専任） 実務経験年数 15.7 年

教授 佐藤裕一 弁護士（みなし専任） 実務経験年数 33.1 年

○別添資料 8-5

実務家教員略歴

（出典：事務資料）

（2）実務家教員の担当科目

上記 5 人の実務家教員の担当授業科目を教員一覧（別紙様式 3）から抜粋すれば、以下のとおりである。

教授 信濃孝一（基幹民法、民事・行政裁判演習、民事法発展演習）

教授 武内弘樹（基幹刑法、基幹刑事訴訟法、法曹倫理、刑事裁判演習、模擬裁判、刑事実務基礎演習、刑事実務演習）

教授 小宮慎司（知的財産法Ⅰ、実務知的財産法）

教授 本條裕（法曹倫理、民事要件事実基礎、民事法発展演習）

教授 佐藤裕一（ローヤリング、民事法発展演習）

いずれも、その実務経験に関連の認められる授業科目を担当している。【解釈指針 8-2-4-1】

（3）みなし専任教員の要件の充足

本條裕教授及び佐藤裕一教授は、いわゆるみなし専任教員に該当する。2 人は佐藤教授については年間 6 単位、本條教授については年間約 5.7 単位の授業を担当し、かつ、法科大学院運営委員会（基準 9-1-1 に関する説明参照）の構成員として、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っており、いずれもみなし専任教員の要件を充たしている。【解釈指針 8-2-4-2】

○別紙様式 3

教員一覧

○別添資料 8-6

各種運営委員会出欠一覧

（出典：事務資料）

基準8－2－5

基準8－2－4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準8－2－5に係る状況）

以下に挙げるように、本法科大学院の実務家の専任教員5人のうち法曹としての実務の経験を有する者は4人であることから、基準8－2－4に定める実務家教員についての必置専任教員数（3人）の3分の2を充足している。

教授 信濃孝一 元裁判官（函館地・家裁所長） 実務経験年数36.0年

教授 武内弘樹 派遣検察官（仙台高検検事） 実務経験年数13.6年

教授 小宮慎司 元特許庁審査官 実務経験年数22.0年

教授 本條裕 派遣裁判官（仙台地裁判事）（みなし専任） 実務経験年数15.7年

教授 佐藤裕一 弁護士（みなし専任） 実務経験年数33.1年

○別紙様式3

教員一覧、教員分類別内訳

8－3 教員の教育研究環境

基準 8－3－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－3－1 に係る状況）

専任教員 26 人の年間授業負担（他専攻、他研究科及び学部等の授業負担を含む）を別紙様式 3 の記載に従い単位数によって整理してみると、以下のようになる。

12 単位以下	9 人（みなし専任教員 2 人を含む）（授業負担のない助教を除いて最少 5.7 単位）
12 単位超 16 単位以下	10 人
16 単位超 20 単位以下	2 人
20 単位超 24 単位以下	4 人
24 単位超 30 単位未満	1 人（最多 28 単位）

専任教員のうち 8 割以上の教員の年間授業負担は 20 単位以下であり、適正な範囲に抑えられている。しかし、最多で 28 単位を負担している教員がおり、20 単位を超える教員が 5 人を数えている。このように一部教員の授業負担が重くなっている原因は、1 つの専門分野に 1 人の教員しかおらず、法科大学院・法学部・研究大学院等の関連授業科目の負担がその 1 人に集中する場合があること、授業負担に比べて専任教員の数やや少ない分野があること（特に刑事法系）などによるものであると考えられる。今後、負担が重くなっている教員の負担を軽減するよう工夫したり、専任教員を補充したりすることによって、専任教員の年間授業負担が 20 単位以下となるよう検討を進めている。なお、年間 30 単位を超える授業負担の者はいない。【解釈指針 8－3－1－1】

○別紙様式 3

教員一覧、教員分類別内訳

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

東北大学では、平成18年3月14日付理事(人事担当)裁定により「サバティカル制度を実施するためのガイドライン」が定められ(表 8-3-2-(1) 参照)、各部局において、このガイドラインを基本に、部局の事情に応じた実施細目を定め運用することが可能となった。

表 8-3-2-(1)

○サバティカル制度を実施するためのガイドライン

このガイドラインは、サバティカル制度の実施に関する指針を示すものです。各部局においては、このガイドラインを基本に、部局の事情に応じた実施細目を定め運用してください。

1. サバティカル制度

(1) 定義

サバティカル制度とは、下記に定める資格を有する教員に対し、その職務の一部を一定期間免除し、自らの計画に基づき研究に専念させる制度です。

(2) 目的

サバティカル制度の目的は、①教員の専門分野に関する能力の向上を図ること、②それにより本学の研究・教育の推進に資することです。

(3) 資格

サバティカル制度を利用することができる者は、本学の教員として、原則6年間継続して勤務した者として。

なお、2回目以降については、直前のサバティカル期間終了の日の翌日から勤務期間を起算することになります。

(4) 期間等

サバティカル期間は、原則として6月以上1年以内の引き続く期間とします。また、サバティカル期間の始期は、原則として4月又は10月とします。

2. 利用の手続き

教員は、サバティカル制度を利用しようとする場合には、部局長に申請し、その承認を得なければなりません。

なお、この申請、審査及び承認の手続きについては、部局において定めることとなります。

3. 就業上の手続き

サバティカル制度を利用する教員は、サバティカル期間中の研究に従事する態様に応じて、出張、研修、休職、兼業その他必要な就業上の手続きをとることとなります。なお、通常どおり大学に出勤して研究に専念する場合があります。

4. 研究成果等の報告

サバティカル制度を利用した教員は、サバティカル期間終了後、その研究内容及び研究成果に関し、部局長に報告しなければなりません。

5. 運用等

サバティカル制度の実施に関しその他必要な事項については、このガイドラインを基本に、部局が定めることとなります。例えば、下記のこと等が考えられます。

①申請募集の時期・方法

②申請書様式

③研究計画の適正審査の手続き

④承認基準(件数制限、当該専攻等の推薦・承諾)の有無等

⑤報告の時期・方法

⑥報告書等の様式

6. その他

このガイドラインは平成18年4月1日から実施します。

なお、運用の状況等により、必要が生じた場合にはその都度適切な見直し、改訂を行なうものとします。

(出典：人事担当理事裁定文書)

上記ガイドラインに基づき、法学研究科においてもサバティカル制度の導入について検討を進めた結果、平成20年11月19日の法学研究科総合運営調整教授会において、サ

バティカル制度の導入が決定された。これにより、法科大学院の専任教員においても、本研究科における6年以上の継続勤務等を要件として、サバティカル制度の利用が可能となった。候補者の決定については、法学研究科総合運営調整教授会において審議されることとなっており、研究上及び管理運営上の業績が考慮されている。

表 8-3-2-(2)

○法学研究科サバティカル制度に関する内規

平成 20 年 11 月 19 日 総合運営調整教授会)

(目的等)

1. 教員の専門分野に関する能力の向上を図り、もって本研究科の研究・教育の推進に資するため、次項に定める資格を有する教員について、その職務の一部を一定期間免除し、自らの計画に基づいて研究に専念させる制度（以下、「サバティカル制度」という。）を設け、本内規に従って運用するものとする。

(資 格)

2. サバティカル制度を利用することができる者は、本研究科教授又は准教授として6年以上継続して勤務した者とする。ただし、本研究科教員としてサバティカル制度によることなく6月以上の職務免除を経験した者、又は、既にサバティカル制度を利用した者については、当該職務免除期間又はサバティカル制度利用期間の終了後、6年以上経過していることを要するものとする。

(欠格事由)

3. 前項の規定にかかわらず、利用期間内において、研究科長、副研究科長、教育研究評議員、法科大学院長又は公共政策大学院長の任に当たることとなる者は、サバティカル制度を利用することができない。

(期 間)

4. サバティカル制度による職務免除期間は、原則として6月以上1年以内の連続した期間とする。

(始 期)

5. サバティカル制度利用の始期は、原則として、4月1日又は10月1日とする。

(免除されない職務)

6. サバティカル制度の利用期間中においても、次の職務は免除されないものとする。

①研究大学院生の指導教員としての職務

②教員選考委員会委員としての職務

③学位論文審査委員としての職務

④その他研究科長が継続して従事する必要があると認めた委員としての職務

(就業上の手続)

7. サバティカル制度の利用期間中であっても、出張、研修、兼業、その他の就業上必要な手続は、これをとらなければならない。

(人 数)

8. サバティカル制度の利用は、各年度ごとに2名をもって限度とする。

(申 請)

9. サバティカル制度の利用を希望する者は、研究科長が公示する募集期間内に、「法学研究科サバティカル制度利用申請書」(別紙様式)に必要事項を記入して、法学研究科長に申請するものとする。

(選 考)

10. 前項の申請があったときは、法学研究科長は、法学研究科運営会議に諮って候補者を決定し、法学研究科総合運営調整教授会の承認を得るものとする。

(研究成果報告書の提出)

11. サバティカル制度を利用した者は、当該利用期間の終了後1月以内に、その研究内容及び研究成果について、研究科長に報告しなければならない。

(補 則)

12. 外部資金の補助を得て行う長期在外研修など従前慣行上認められるものとされていた6月以上に及ぶ職務免除については、この内規によるサバティカル制度には該当しないものとして、従前の慣行に従って取り扱うものとする。ただし、先にサバティカル制度を利用した後6年経過するまでの間に外部資金の補助を得て長期在外研修を行う場合には、長期在外研修期間は、当該サバティカル制度の利用期間と合算して2年を超えることはできない。

(附 則)

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(出典：総合運営調整教授会資料 平成20年11月19日)

サバティカル制度の利用状況は以下のとおりである。

表8-3-2-(3)

○サバティカル制度の利用状況

平成22年10月～平成23年9月	辻村みよ子教授 平成25年4月他大学転出)
平成23年4月～平成24年3月	戸澤英典教授 公共法政策専攻)
平成24年4月～平成25年3月	芹澤英明教授 取得時総合法制専攻、現在兼担教員)
平成25年4月～平成26年3月	稲葉馨教授 兼担教員・平成30年3月退職)
平成27年4月～平成28年3月	水野紀子教授 総合法制専攻)
平成29年4月～平成30年3月	渡辺達徳教授 総合法制専攻)

出典：事務資料)

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

本法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、本法科大学院が置かれている片平地区には、法政実務図書室に限定正職員 1 名と事務補佐員 1 人、専門職大学院助教室に助教 3 人がそれぞれ配置されている。

法政実務図書室の限定正職員と事務補佐員には、主として教育上の職務を補助するため、図書館司書の資格と豊かな経験を有する者及び大学図書業務に精通した者が配置されている。専門職大学院助教室の助教は、教材・資料の作成や授業準備など教育上及び研究上の職務を補助しているが、高度専門的な職務をも果たせるよう、助教には東北大学大学院法学研究科博士後期課程を修了した者が配置されている。

このように、本法科大学院では、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に配置されている。

○別添資料 8－7

平成 30 年度法科大学院教育補助者一覧

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院の教員組織については、各個別教員の教育・研究能力の高さ、必修科目等に配置された専任教員の数、専任の実務家教員の実務家としての実務及び教育能力・経験の豊かさなど、他の法科大学院と比べても、充実しているものといえる。

また、法律基本科目ばかりでなく、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目についても、高度の教育・研究能力を有する専任教員を多数配置している。本法科大学院が目的としている、「優れた法曹」の養成のためには、法律基本科目に関する知識はもとより、隣接科目や先端科目に関する豊かな素養を身につけさせることが必要不可欠であると考えられるからである。

さらに、年齢構成については、40歳代を中心とするバランスのとれた教員配置となっており、また、研究者教員と経験豊かな実務家教員とが適切に組み合わせられた組織となっている。

加えて、平成21年度からサバティカル制度を導入し、教員の業績に応じて研究専念期間を取得することができる点としている点も特徴として挙げられる。

2. 課題等

授業の負担については、科目及び教員により若干の偏りが見られるので、授業負担に比べて専任教員が少ない分野については専任教員の補充を行うなどして、これを平準化するよう努める必要がある。また、展開・先端科目全体では専任教員の配置は多いと言えるものの、司法試験の選択科目に限ってみると、専任教員の担当割合が近年減少傾向にあるため、司法試験の選択科目についての専任教員の充実にも努める必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院は、研究大学院（法政理論研究専攻）、公共政策大学院（公共法政策専攻）とともに、東北大学大学院法学研究科の専攻の一つ（総合法制専攻）として位置付けられているが（東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程5条）、以下のとおり、法科大学院における教育活動等を適切に実施するのにふさわしい独自の運営の仕組みを有しており、その詳細は、東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規（以下、「運営委員会内規」という）によって定められている。

まず、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法科大学院運営委員会が置かれており（上記規程9条1項）、毎月（原則として第3水曜日に）開催されている。

運営委員会は、法科大学院の専任の教授、准教授及び法学研究科長をもって構成され（運営委員会内規2条1項）、このほか、運営委員会の決議により、法科大学院において開設される授業科目を担当しまたは担当することが予定されている法学研究科の他専攻の専任の教授または准教授を構成員に加えている（同内規2条2項）。また、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者（いわゆるみなし専任教員）についても、法科大学院の専任の教員として運営委員会の構成員とされており、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担っている。【解釈指針9-1-1-2】

本法科大学院では、法科大学院に関する事項で次に掲げるものは、運営委員会の審議に付さなければならないこととされている（運営委員会内規3条）。①教員の人事に関する事項、②教育研究上の組織に関する事項、③授業に関する事項、④試験に関する事項、⑤教育課程に関する事項、⑥学生の定員に関する事項、⑦学生の身分に関する事項、⑧学生の懲戒に関する事項、⑨授業料の減免に関する事項、⑩学生の厚生補導に関する重要事項、⑪学位に関する事項、⑫規程等の制定改廃に関する事項、⑬予算に関する重要事項、⑭その他総合法制専攻に関する重要事項。このように、本法科大学院の運営に関する重要事項については、運営委員会において審議されている。【解釈指針9-1-1-1】

法学研究科では、法学研究科全体に共通する事項に関する調整・審議は、総合運営調整教授会によって行うこととされており、研究科に関する一定の事項は、同教授会の審議に付さなければならないが、法科大学院（総合法制専攻）を含む各専攻の重要事項については、当該専攻の運営委員会において決定し、またはあらかじめ審議するものとされており（東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規3条）、法科大学院運営委員会における審議は、総合運営調整教授会において尊重されている。また、法科大学院長が法學研

究科運営会議（組織運営検討委員会）の構成員となっており、法科大学院の意見が法学研究科全体の運営に反映される仕組みとなっている。【解釈指針9－1－1－3】

また、本法科大学院では、法科大学院の業務を掌理する院長（専攻長）が置かれている（同規程2条・6条1項）。院長（専攻長）は、法科大学院の専任の教授又は准教授の中から、法科大学院運営委員会の選挙によって選出することとなっている（運営委員会内規9条1項）。なお、法科大学院の研究・教育の推進と円滑な運営のため、院長の職務を補佐する者として、副院長2人を置いている（同内規11条）。

○別添資料9－1

東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程

○別添資料8－2

東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規

○別添資料9－2

法学研究科各種委員会名簿（抜粋）

（出典：総合運営調整教授会配布資料）

基準9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

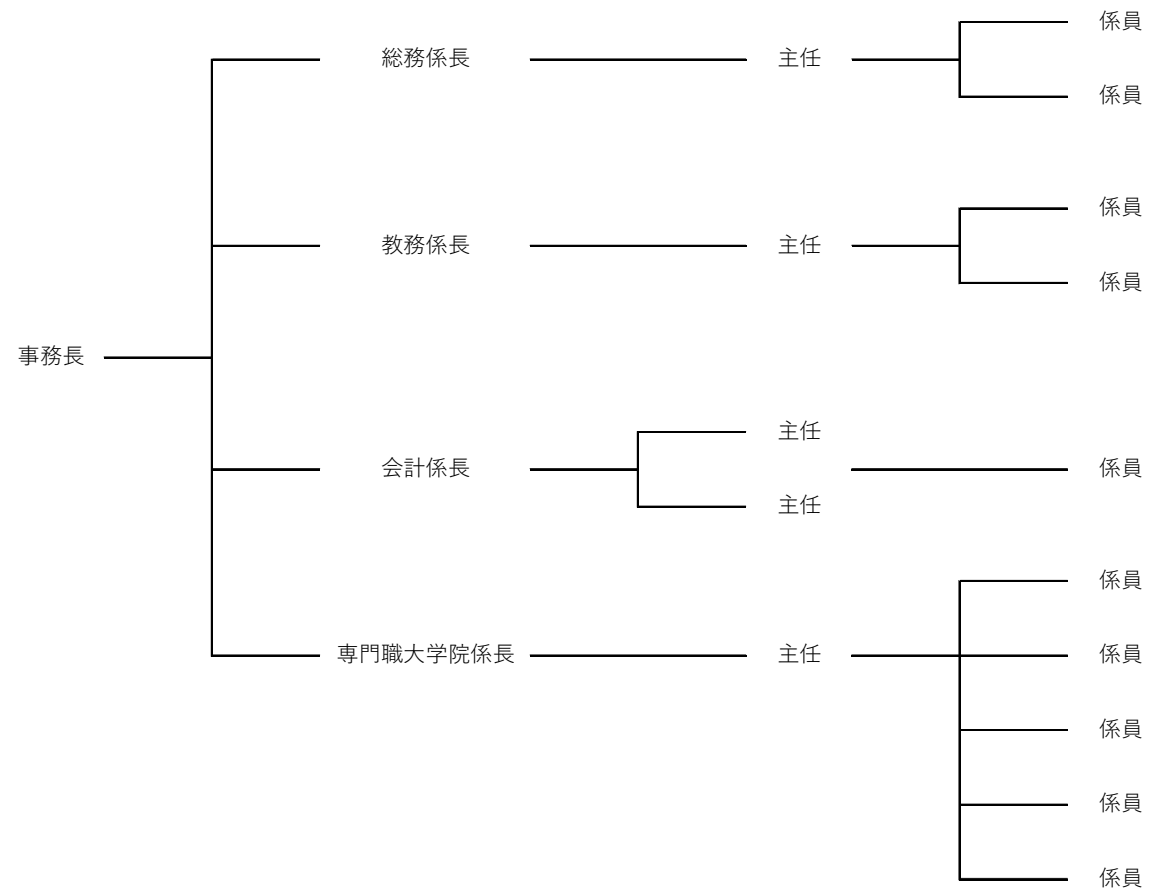
（基準9-1-2に係る状況）

本法科大学院は、法学研究科の中の専攻（総合法制専攻）として位置付けられている。法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院と公共政策大学院は片平地区に置かれている。また、法科大学院の専任教員の多くは、川内地区に研究室を有している。

このような事情に対応しながら法科大学院の管理運営を適確に遂行するために、片平地区に専門職大学院係を置いている。なお、法学研究科全体の事務組織は、法学部・法学研究科事務組織図のとおりとなっている。

表9-1-2-(1)

○法学部・法学研究科事務組織図（平成30年5月1日現在）



業務内容	
総務係	○公印の管守、○教授会及び委員会等、○職員の人事・給与、○勤務、○出退勤管理、○共済組合の長期給付、○職員の保健・安全衛生、○職員の出張、○科学研究費補助金、○職員の諸願届及び諸証明、○諸規定の制定及び改廃、○公文書類の収受・発送・浄書及び保存、○評価関係、○学術交流協定、○兼業、○研修、○安全保障輸出管理
教務係	○入学・編入学・退学・休学・除籍及び卒業、○教育課程、○授業及び試験、○学生の学籍及び身上、○学生の厚生及び補導、○学生の奨学育英、○授業料等の免除及び徴収猶予、○学生の諸願届及び諸証明、○教育職員免許法に基づく事務、○研究生及び科目等履修生等、○外国人留学生等、○学生の就職
会計係	○財務（予算）、○不動産等、○物品の管理、○給与及び旅費等の支払、○共済組合（長期給付に関するものを除く。）、○科学研究費補助金の経理、○寄附関係、○構内の警備及び衛生、○火災その他災害の防止
専門職大学院係	【法科大学院及び公共政策大学院に関する次の事務】○入学・退学・休学・除籍及び修了等、○教育課程、○授業及び試験、○学生の学籍及び身上、○学生の厚生及び補導、○学生の奨学育英、○授業料等の免除及び徴収猶予、○学生の諸願届及び諸証明、○職員の勤務に関する事、○公文書類の収受・発送・浄書及び保存、○物品の管理、○火災その他災害の防止

（出典：事務資料）

専門職大学院係は、法科大学院及び公共政策大学院の教務事務及び片平地区の庁舎管理事務を中心に、法科大学院の管理運営事務を統括している。同係には、平成18年度以降、常に5人以上の職員が配属され（基準日時点では、係長1人、主任1人、係員5人、計7人が配属されている）、法科大学院の管理運営に必要な体制が整えられている。専門職大学院係の所管事務には公共政策大学院関係の事務も含まれるが、公共政策大学院の定員が30人であるのに対して法科大学院の定員は50人であり、法科大学院の管理運営に重点が置かれることになる。

このほか、総務係は、各種書類の作成や資料の準備、法科大学院運営委員会の開催案内の発出や議事録の作成、教職員の任用・処遇等を通じて、会計係は、財務関係事項の処理を中心に、法科大学院の管理運営事務に関与している。

研修については、法科大学院独自で行っているものとして、5章で記述したFD懇談会がある。

また、大学全体としては、主に「平成29年度東北大学研修予定一覧」に記載してある研修のほか、教員については、一例をあげれば東北大学高度教養教育・学生支援機構が企画する各種プログラム（新任教員プログラム等）に参加することが可能となっており、これらの研修を通じ、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運用を図るために教職員に必要な知識及び技能を修得させる機会を設けている。なお、主な研修の参加人数は、表9-1-2-(2)のとおりである。【解釈指針9-1-2-1】

○東北大学高度教養教育・学生支援機構ウェブページ

<http://www.ihe.tohoku.ac.jp/>

○別添資料9-3

平成29年度東北大学研修予定一覧（本部事務機構主催）

（出典：事務資料）

表9-1-2-(2)

【平成29年度法科大学院関係者が参加した研修毎の参加人数】

研修名	参加人数
東北大学主任研修	事務1名
東北大学新任教員研修	専任教員2名、兼任教員3名
ハラスメント相談担当者研修	専任教員1名
第3回学生生活支援審議会FD (留学生支援の現状と課題)	専任教員1名
事務情報化講習会 (情報リテラシーコース)	事務1名
財務決算勉強会	事務1名

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

既に触れたように、本法科大学院は、法学研究科の中の専攻（総合法制専攻）として位置付けられ、また、法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院（と公共政策大学院）は、裁判所や検察庁に近い片平地区に置かれている。

法科大学院の開設時は、片平地区の既存の建物を改修し、教室・自習室・図書室等の必要な施設を整備することとしたが、大学本部からは、開設の前年度である平成15年度以降、毎年、総長裁量経費等を受け、施設整備及び施設の拡張に関する予算の配慮を得てきた。

その後、平成19年11月に、東北大学片平キャンパスマスタープランの下、専門職大学院を含む片平エクステンション教育研究棟の新設が理事・副学長会議において承認された。平成22年6月末に片平エクステンション教育研究棟が完成したことにより、本法科大学院のすべての設備が一つの建物に集約され、設備の整備・充実が図られ、高度で専門的な知識、能力を備えた法曹を養成するためのより充実した環境が実現されている。

また、平成29年度以降、入学者のうち入試成績上位者に対する入学料および初年度授業料相当額の奨学金給付につき、総長裁量経費による支援を受けている。

○別添資料9-4

学内財源を活用した新たな整備手法による建物整備計画

(出典：平成19年12月18日開催部局長連絡会議配付資料)

○別添資料9-5

施設計画：新規施設計画（短期）

(出典：平成19年11月29日開催片平キャンパス整備委員会配付資料)

○別添資料9-6

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第9号2010年 8-9頁参照

○別添資料H

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第13号2018年 8-9頁参照

○別添資料9-7

平成28年度総長裁量経費（第二回）の採択について（通知）

平成29年度総長裁量経費（第二回）の採択について（通知）

(出典：事務資料)

本法科大学院では、上述の総長裁量経費の配分の他に、以下のように、本法科大学院の教育活動等の適切な実施のための予算配分がなされている。

まず、部局ごとの教育研究基盤経費については、現在、法科大学院学生1人あたり162,500円の経費が配分されている。

さらに、実務家教員等に対する手当として、平成25年度には約1,814万円、平成26年度には約867万円、平成27年度には約784万円、平成28年度には約806万円、平成29年度には約760万円の経費の支援を受けている。

なお、平成26年度以降、エクスターンシップ担当の弁護士との契約を個人から事務所

単位に見直しを行ったことで、経費の圧縮が実現し、それに伴い支援額も圧縮されている。

また、TKC教育研究支援システム、LICによるLLI統合型法律情報システムの利用に係る経費については、共通経費から支援を受けている。

このように、法学研究科からの働きかけを受けて、本法科大学院の設置者である国立大学法人東北大学では、本法科大学院がその趣旨・目的に沿った教育活動を展開できるよう、その開設前から現在まで法科大学院の運営に必要な予算措置を講じてきたといえる。

また、東北大学では、予算要求や総長裁量経費の配分にあたっては、総長ヒアリングなど部局ごとの聴聞の機会が設けられており、それを通じて、法学研究科の一専攻である本法科大学院も意見を述べる機会が与えられている。【解釈指針9-1-3-1】

○別添資料9-6

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第9号2010年 8-9頁参照

○別添資料H

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第13号2018年 8-9頁参照

○別添資料9-8

平成30年度総長裁量経費及び平成31年度概算要求に関する総長ヒアリングの実施について

以上のように、本法科大学院は、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的な基礎を有しているといえる。

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 専門職大学院系の設置

法科大学院の管理運営を適切に遂行するための事務体制として、法科大学院の管理運営に重点をおく専門職大学院係を設けている。法学部及び研究大学院に関する諸事務を取り扱う部門と法科大学院（及び公共政策大学院）の諸事務を取り扱う部門とを別個に設けることにより、事務の効率化が図られることは当然であるが、学生にとっても、学生生活上において生じる様々な手続き的な問題について、適時に相談することができるようになっている。

(2) 主として専門職大学院が使用するエクステンション教育研究棟の設置

主として専門職大学院が使用するエクステンション教育研究棟が設置されており、本法科大学院のすべての設備が一つの建物に集約され、設備の整備・充実が図られ、高度で専門的な知識、能力を備えた法曹を養成するための充実した環境が実現されている。

2. 課題等

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は150人であるが、本法科大学院においては、講義室5室（収容人員156人程度1室、収容人員72人程度3室、収容定員48人程度1室）、模擬法廷室1室、演習室3室（収容人員24人程度）、ゼミ室6室（収容人員12人程度）、相談室2室を備えており、法科大学院において提供されるすべての授業を、支障なく効果的に実施できるだけの規模、質を持った教室及び演習室が確保されているといえる。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P104～P105

エクステンション教育研究棟平面図参照

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P87～P91

エクステンション棟研究教育等内の施設等の利用について

本法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の活動を効果的に行うため、講義室にプロジェクター、BD/DVD再生機器及びワイヤレスマイクが設置されているほか、エクステンション教育研究棟内では、無線LANを利用することができる。また、法政実務図書室にパソコン4台、プリンタ2台及びコピー機3台（内1台は私費コピー用）、教材調整室に教員用コピー機2台、教材コーナーに学生用コピー機3台（内1台は私費コピー用）、情報処理コーナー室にパソコン19台、プリンタ4台及びコピー機1台をそれぞれ設置している。【解釈指針10-1-1-1】

表10-1-1-1 (1)

○エクステンション教育研究棟機材配置状況一覧（出典：事務資料）

階	教室等	配置機材等
1階	法政実務図書室	コピー機(3)、パソコン(4)、プリンタ(2)
2階	201A講義室	拡声設備、BD/DVD再生機、プロジェクター
	201B講義室	拡声設備、プロジェクター
	206演習室	プロジェクター
	模擬法廷室	拡声設備、BD/DVD再生機、書画カメラ、ディスプレイ(大1、小6)
	教材コーナー	コピー機(3)
3階	301講義室	拡声設備、プロジェクター
	302講義室	拡声設備、プロジェクター
	303講義室	拡声設備、プロジェクター
	308演習室	プロジェクター
	情報処理コーナー室	パソコン(19)、プリンタ(4)、コピー機(1)
	コモンルーム	
	自習室	
4階	ゼミ室(6)	
	416演習室	プロジェクター
	自習室	
5階	教材調整室	コピー機(2)
	相談室(2)	

他に拡声装置(2)、VHS/DVD再生機(1)、講義用PC(3)

エクステンション教育研究棟内は、無線LAN設備利用可能

また、TKCによる教育研究支援システム及びLICによるLLI統合型法律情報システムを導入し、教員・学生がともに大学内外から各種法律データベースにアクセスすることができるようにするとともに、授業や教務事務関係の連絡事項を入力・確認できるようにしている。

本法科大学院では、自習室2室に198人分の座席を確保し、学生全員に固定席を提供し、各人に貸与されたカードキーによる入室管理により、24時間の利用を可能としており、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間を確保している。なお、自習室の周囲にロッカーを設置し、学生が必要な図書等を収納できるよう配慮している。

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P104～P105

エクステンション教育研究棟平面図参照

○別添資料10-1

自習室の割り振りについて

(出典：総合履修指導配付資料)

○別添資料7-3

平成30(2018)年度 東北大学法務学修生受入要項

図書館（法政実務図書室）に備えられた図書資料を有効に活用して学習することが可能となるように、図書室と同じエクステンション教育研究棟内に自習室が設けられており、

図書室との有機的連携が確保されているといえる。【解釈指針10-1-1-2】

法政実務図書室は、東北大学名誉教授、仙台地方裁判所元所長、仙台弁護士会元会長の蔵書の寄贈を得て、時代・法分野の両面で多様性に富んだ図書・資料を所蔵しているほか、各科目の担当教員の選定に基づき、各種法分野における最新の教科書等を収容定員に照らし十分な数配架し、教員らによる教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料を適切に備えている。

表10-1-1-1-(2)

○法政実務図書室蔵書数等

図書 26,683冊（製本雑誌含む）【内、外国書1,643冊】、学術雑誌137種
【外国雑誌23種】、視聴覚資料 0点、データベース 174種、座席数 51席
（出典：事務資料 平成30年3月31日現在）

図書室の利用に際しては、学生証を提出させて、入退室の管理を行うとともに、所蔵する図書及び資料の貸借について規則を定めて、その適切な管理及び維持を実現している。具体的には、図書については翌日午後1時まで、雑誌は当日のみ貸出を行うこととして貸出期間を限定することにより、学生が随時利用することが恒常的に妨げられることのないような体制を整備している。また、自習席（35席）、閲覧席（16席）、コピー機（3台）、パソコン（4台）及びプリンタ（2台）が設置されており、必要な設備及び機器が整備されているといえる。【解釈指針10-1-1-3】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P92～P94

法政実務図書室（片平）利用案内

○エクステンション教育研究棟機材配置状況一覧

基準10-1-1 表10-1-1-1（1）参照

本法科大学院の図書館には、2人の職員（うち1人は図書館司書の資格を有する）が配置されている。平日の午後5時から7時まで、土・日の午後1時から5時までの開室時間は、研究大学院生等を事務補佐員として採用の上配置し、学生の図書室利用の便宜を図っている。また、教員及び学生は、法情報調査に関する専門的能力を有する講師の援助を得ることができる。【解釈指針10-1-1-4】

○別添資料8-7

平成30年度法科大学院教育補助者一覧

法政実務図書室関係職員一覧参照

本法科大学院では、常勤専任教員（22人。授業担当のない助教を除く。）すべてに個室が与えられている。研究者教員のほとんどは、東北大学川内キャンパスに研究室を有するが、法科大学院のある片平キャンパスに教員控室2室が設けられており、授業の準備等を行うことができるよう配慮されている。非常勤教員については、非常勤講師控室1室（座席数5）を設け、授業等の準備を十分かつ適切に行うためのスペースを確保している。また、各教員控室及び非常勤講師控室には、机・椅子、六法類、パソコン及びプリンタが設置され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が設置されている。【解釈指針10-1-1-5】

○別添資料10-2

川内キャンパス教員室配置図

片平キャンパス教員室配置図

(出典：事務資料)

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P104～P105

エクステンション教育研究棟平面図参照

○エクステンション教育研究棟機材配置状況一覧

基準10-1-1 表10-1-1-(1) 参照

本法科大学院では、教員が学生と面談できる独立したスペースを確保するため、相談室2室（収容人員各6名程度）を設けている。また、学生との面談には、面談の目的や人数等の必要に応じて、多様な収容人員を持つゼミ室等を使用することもできる。【解釈指針10-1-1-6】

学生の自習室や模擬法廷室は、法科大学院の専用である。その他の各施設（法政実務図書室、講義室、演習室等）は、法科大学院及び公共法政策大学院が共同して管理しており、法科大学院の教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる。【解釈指針10-1-1-7】

本法科大学院が設置されているエクステンション教育研究棟の入り口は、平日の午前8時から午後7時以外の時間帯（土日・祝日の終日及び平日の午後7時から翌日午前8時までの時間帯）は施錠され、カードキーを所持する教職員・学生以外は入ることができない。また、本法科大学院の自習室は、平日の昼間も含めて常に施錠され、カードキーによって入室することとされている。また、エクステンション教育研究棟内部には、防犯カメラが複数設置されている。このように、本法科大学院では、不審者の侵入や事件を防止するための対策が採られており、学生、教職員、その他の利用者の平穏な施設利用ができるようセキュリティ対策が徹底されている。また、エクステンション教育研究棟は吹き抜けを中央に配した見通しの良い構造となっており、建物内部は段差の少ないバリアフリー構造となっていることから、事故のリスクが低い施設となっている。さらに、建物内部の廊下等は広く、万が一の災害の際にも十分な避難経路を確保することができる。本法科大学院では災害時の避難誘導マニュアルを作成し、入学時オリエンテーションの際に学生に周知するとともに、試験実施中の避難誘導マニュアルも作成し試験監督にあたる教員に周知徹底を図っている。このように、本法科大学院では、通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。【解釈指針10-1-1-8】

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P87～P91

エクステンション教育研究棟内の施設等の利用について

○別添資料B

平成30年度法科大学院学生便覧P104～P105

エクステンション教育研究棟平面図参照

○別添資料10-3

防災マニュアル

(出典：オリエンテーション時配布資料)

○別添資料1-1

平成30（2018）年度法科大学院新入生オリエンテーション資料（式次第及び配布物一覧）

○別添資料10-4

定期試験実施時の地震等の対応について

(出典：東北大学法科大学院教員のための手引き)

○別添資料10-5

エクステンション教育研究棟内の防犯カメラについて

(出典：オリエンテーション時配布資料)

2 特長及び課題等

1. 特長

特長として、まず、平成22年6月に完成したエクステンション教育研究棟内に、本法科大学院の教育のために必要十分な専用の講義室、模擬法廷室、演習室、自習室等がすべて集約されている点が挙げられる。本法科大学院のある片平キャンパスは、仙台高裁・地裁、仙台高検・地検、仙台弁護士会に近い位置にあり、裁判傍聴や施設訪問等の実施に伴う学生への負担は小さいため、法律実務へのアクセスの容易さという点でも望ましい環境にある。

また、学生全員に対して固定席を提供しており、加えて、平成25年度からは法務学修生制度を導入して、修了生に対しても自習室における固定席の利用を可能とし、司法試験受験までの良好で安定した学習環境を提供している。なお、エクステンション教育研究棟内では、無線LANの利用が可能であり、自習室座席や法政実務図書室等において、TKCの提供するデータベースにアクセスし、資料を検索することもできる。さらに、自習室は24時間利用可能であり、個々の学生のペースに応じて、学習を進めることのできる環境が整備されている。

また、法政実務図書室をエクステンション教育研究棟1階に配置し、自習室との有機的連携を図っているほか、法政実務図書室内でも、個人のノートパソコンの利用を認めるなど、学習の便宜を図っている（なお、学生は、法政実務図書室以外に東北大学附属図書館、東北大学法学部図書室を利用することもできる）。また、法政実務図書室では、東北大学の全ての図書の配送サービスを受けることができる。これにより、在学学生は、川内キャンパスにある大学附属図書館本館に所蔵された図書を、インターネットを通じて申し込んだ翌日には、法政実務図書室窓口で借りることができる。

さらに、本法科大学院では、建物や自習室等の施設を徹底し、また災害時の避難マニュアルを作成・周知すること等により、教職員や学生の安全に配慮した環境整備を行っている。

2. 課題等

教員控え室に備え付けられているパソコンやプリンタ等の備品の一部がやや古くなっていることから、教員の教育に支障が生じないよう適宜刷新する必要がある。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

（1）自己点検及び評価の実施体制

本法科大学院では、法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、下記のとおり、法科大学院運営委員会の下に各種の委員会を設置し、各種事項について、継続的に点検し、把握した問題について対処している。したがって、【解釈指針11-1-1-1】には該当しない。

○別添資料6-1

2018年度法科大学院各種委員会等構成・分担

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

教務委員会は、教育課程の編成、成績評価、学生の在籍、教員の指導能力及び配置に関する事項のほか、教育の実施にまつわる種々の事項について継続的に把握し、対処している。

FD委員会は、全ての授業科目について学生による授業評価アンケート実施するほか、教員相互の授業参観を実施するなどして、教育活動の質の把握及び向上に尽力している。

入試委員会は、優れた資質を有する入学者を公正に選抜するための入学試験のあり方について継続的な検討を行い、かつ入学試験の実施に関して責任を負っている。

進路委員会は、東北大学法科大学院同窓会と連携し、修了者の進路及び活動状況の継続的な把握、就職支援としての進路関連講演会の開催等に努めている。

カリキュラム等検討委員会は、本法科大学院の教育の理念・目的の実現に向けて、カリキュラムの見直しなど、中長期的視点からの法科大学院教育のあり方を検討している。

また、上記の個別の事項を担当する委員会とは別に、法科大学院長、副院長、及び各種委員会の前年度委員長より構成される評価対応委員会が、教育活動等の状況を把握するために必要な各種データの収集・蓄積及びその分析を行っている。

いずれの委員会も、その活動内容を法科大学院運営委員会に対して随時報告するほか、重要な事項については、法科大学院運営委員会の審議に付すこととされている。

本法科大学院は、毎年度、自己評価報告書を作成しており、後述の外部評価（第三者評価）及び東北大学内における部局別評価に活用している。そこでは、上記法科大学院にお

ける各種委員会での分析・検討結果を踏まえつつ、教育理念を含む教育の目的、修了者の進路等に照らした教育目的の達成状況、教育課程の編成、教育内容・方法、成績評価の状況、進級及び修了の認定の状況、入学者選抜の状況、収容定員及び学生の在籍状況、学生への学習支援・キャリア支援、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、修了者の進路及び活動状況を含む評価項目について、点検及び評価を行っている。【解釈指針11-1-1-2】

○別添資料11-1

「法科大学院（綜合法制専攻）自己評価報告書」平成29年度版

（出典：H30.4.18法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料11-2

「東北大学法科大学院における自己点検評価書の作成及び公表に関する申合せ」

（出典：H20.5.21法科大学院運営委員会配布資料）

（2）自己点検及び評価結果の教育活動等の改善への活用

本法科大学院における各種委員会がその活動を通じて把握した事項は、法科大学院運営委員会に随時報告され、教員間で情報が共有されているほか、重要な事項については、法科大学院運営委員会の審議に付すこととされている。

FD委員会によって実施された授業評価アンケートは、すべての科目をまとめて集計したものについては運営委員会で報告され教員に周知されるとともに、個々の科目の集計結果は担当教員に配付される。また、各授業科目の担当教員は、授業評価アンケートの集計結果に対する所見を作成しなければならないこととなっている。この所見は、授業評価アンケートの集計結果とともに、専門職大学院係に備え付けられ、学生及び教員の閲覧に供せられる。

○別添資料5-6

平成29（2017）年度授業評価アンケート集計結果

○別添資料5-7

授業評価アンケートに対する所見（2017年度前期分）（抜粋）

授業評価アンケートに対する所見（2017年度後期分）（抜粋）

本法科大学院の自己評価報告書及び外部評価（第三者評価）の結果は、法科大学院運営委員会において報告され、教員に周知されている。

上記の自己点検及び評価の結果を受け、本法科大学院では、上記（1）に挙げた各種委員会の連携協力の下に、第3年次生についての履修可能科目数の拡大、修了生オフィス・アワーの充実（第1年次生向けの学修支援の実施等）、未修者教育の充実（「法学の基礎」「法律基礎演習」の新設等）、入学前指導の充実などを行い、教育活動の改善を図ってきた。【解釈指針11-1-1-3】

○別添資料11-3

東北大学法科大学院履修案内（平成26年度入学者用）

（出典：H26.2.19法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料5-3

第1回FD懇談会資料

○別添資料11-4

東北大学法科大学院履修内規新旧対照表（案）

（出典：H26.2.19法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料11-5

入学前指導について

（出典：H27.7.15法科大学院運営委員会配布資料）

○別添資料2-4

2017年度合格者に対する入学前指導

○別添資料2-5

特別選抜合格者への入学前指導

（3）自己点検・評価についての第三者による検証

本法科大学院では、法科大学院教育に関し広く高い見識を持つ外部の有識者に委員を委嘱して「外部評価委員会」を組織し、法科大学院の教育活動について客観的評価を受けることにより、問題点・改善点の把握に努めている。同委員会による外部評価は、平成19年度以降、ほぼ毎年実施され、前述の自己評価報告書を資料として外部の評価委員に提供した上で、各委員による評価が行われている。

平成29年度は、法科大学院について、内田正之氏（弁護士・元仙台弁護士会会長）、交告尚史氏（法政大学教授）、酒井久雄氏（株式会社有斐閣元顧問）を評価委員として実施され、結果は「東北大学大学院法学研究科外部評価委員会（法科大学院）〔平成29（2017）年度〕評価結果」としてまとめられている。同評価は、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、委員会による意見交換等を経てまとめられたものであり、教育活動に関わる8つの評価項目に関し、各委員から概ね「大変良い」あるいは「良い」との評価を受けるとともに、今後の課題についての指摘を受けた。【解釈指針11-1-1-4】

○別添資料11-6

東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規

（出典：H29.2.15総合運営調整教授会配布資料）

○別添資料11-7

東北大学大学院法学研究科外部評価委員会（法科大学院）〔平成29（2017）年度〕評価結果

（出典：H30.4.18法科大学院運営委員会配布資料）

このほか、弁護士等の実務家に、みなし専任教員あるいは兼任教員（非常勤講師）として授業科目を担当することを依頼する際に、当該実務家に対し、本法科大学院における教育活動等の状況について直接説明するとともに、授業科目のあり方等について、教育課程全体を見据えた提言を得るよう努めている。

11-2 情報の公表

基準11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

（基準11-2-1に係る状況）

本法科大学院では、教育活動等に関する重要事項を記載した文書として、「東北大学法科大学院年次報告書」を毎年度作成し、ウェブサイトに掲載して外部に向けて公表している。この報告書は、①設置者、②教育の理念及び目標（年次報告書上は「教育の理念・目的、養成する法曹像」）、③教育上の基本組織、④教員組織、⑤入学者選抜、⑥標準修業年限、⑦法科大学院の課程修了認定に関する方針、教育課程及び教育方法、⑧成績評価、進級及び課程の修了（年次報告書上は「成績評価及び課程の修了」）、⑨学費及び奨学金等の学生支援制度、⑩修了者の進路及び活動状況についての情報が記載されている。なお、収容定員及び在籍者数については、毎年次の自己評価報告書で公表している。【解釈指針11-2-1-1】

〇別添資料11-8

東北大学法科大学院年次報告平成29年度（平成29年6月）

（出典：大学評価・学位授与機構提出資料）

本法科大学院では、毎年度、広報用にパンフレットを作成しており、毎年、内容を見直してきた。パンフレットには、教育上の理念及び目標（2019年版パンフレット2頁）、教員一覧（同3～4頁）、入学定員・入学者選抜概要（同25～26頁）、教育のプロセス（教育課程及び教育方法等。同5～6頁）、学修支援（入学前指導、学生心理相談室、長期履修制度など）、学費及び奨学金等の学生支援制度（同11～12頁）、学修環境（同13頁）、多様な進路選択及び修了者の進路等（同21～24頁）が詳細に記述されている。

〇別添資料G

2019年度東北大学法科大学院パンフレット

本法科大学院に関する重要事項を広く外部に周知するため、本法科大学院では、ウェブサイトを活用している。ウェブサイトからは、既述の年次報告書、自己評価報告書、外部評価（第三者評価）委員会評価結果、及びパンフレットをダウンロードすることができるほか、シラバス、学生募集要項、過去の入学試験問題、修了者向けの就職に関する情報、講演会・研究会に関する情報等を入手できる。また、ウェブサイト上の教員紹介の頁からは、教員の経歴、これまでの教育上・研究上の業績に関する情報等を入手でき、後述の東北大学のウェブサイト上にある東北大学研究者紹介にもリンクが張られている。【解釈指針11-2-1-2】

東北大学大学院法学研究科は、隔年で『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』という冊子を発行している。法科大学院との関連では、開講科目と担当教員に関する情報、在学者数に関する情報、法政実務図書室等の施設に関する情報等に加えて、法学研究科に所属する法科大学院の教員一人一人につき、研究・教育活動及び社会貢献活動に関する情報が掲載されている。【解釈指針11-2-1-3】

○別添資料H

東北大学大学院法学研究科・法学部『研究・教育の概要』第13号（2018年）

東北大学に所属する教員の教育・研究活動及びその専門の知識・経験を生かした公的活動・社会貢献活動については、上記の『教育・研究の概要』で公表しているほか、東北大学のウェブサイト上にある「東北大学研究者紹介」でも公表されている。【解釈指針11-2-1-3】

このほか、本法科大学院では、毎年度、オープンキャンパスを実施して、本法科大学院に関する情報提供を行っている。また電子メールによるメール・マガジンの送付も行っている。

仙台で開催されるオープンキャンパスでは、本法科大学院のカリキュラムや入学試験について説明するほか、法学未修者対象・法学既修者対象の模擬講義が実施され、教員・在学生・修了生に対して個別に質問できる機会も設けられている。また、法政実務図書室、自習室、模擬法廷室を始めとした本法科大学院の施設を見学することができる。

メール・マガジンは、登録した者に対して、本法科大学院に関する最新情報を電子メールで送信するサービスである。これにより本法科大学院に関する様々な情報を適時に受け取ることができる。

表11-2-1（1）

法科大学院メール・マガジン購読申し込み画面

東北大学 法科大学院
TOHOKU UNIVERSITY Law School

法学部 | 研究大学院 | 法科大学院 | 公共政策大学院 | 法政実務教育研究センター

概要 | 入試情報 | 教育活動 | 研究会・講演会 | 就職情報

メールマガジン TOP > メールマガジン

バックナンバー | エッセイ目次

メールマガジン購読の申込み

東北大学法科大学院メールマガジンの購読を希望する方は、下のフォーマットからお申し込みください。
なお、電子メールアドレス以外の項目は任意入力です。

住所地:

所属または職業: 例) ○○大学××学部4年

(学校・学部及び学年)

電子メールアドレス:

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

○別添資料11-9

平成29年度法科大学院オープンキャンパスプログラム

（出典：事務資料）

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院認証評価のサイクルが5年であることを考慮し、法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書や、自己点検及び評価に関する文書を含め、必要な資料について、評価実施機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で、5年間保管することとしている。

なお、定期試験答案、レポート、入学試験答案については、原本での保存期間を最低2年とし、それ以降はデジタルファイル化して管理・保管している。【解釈指針 11-2-2-1】 【解釈指針 11-2-2-1】

○別添資料 11-10

東北大学法科大学院における法科大学院認証評価のための資料保存期間に関する申合せ

(出典：H20.5.21 法科大学院運営委員会配布資料)

本法科大学院では、評価の基礎となる情報について、運営委員会の下に置かれた各種委員会及び法科大学院の事務部門を中心に、積極的に調査・収集するとともに、エクステンション教育研究棟の一室を保管用の資料室として、各種資料をファイルして保管している。また、それら資料のうち、時間の経過と共に、保存状態の劣化が懸念されるものについては、適宜、電子データ化して保存することにより、適切な保存状態を維持できるように努めている。

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院の自己点検及び評価に関する特長として、法科大学院内の各種委員会、学内の部局別評価、外部評価など、自己点検・評価の仕組みが重層的に設けられ、改善につながられている点を挙げることができる。また、情報の公表に関する特長として、本法科大学院についての多面的な情報が、各種文書、パンフレット、ウェブサイト、オープンキャンパスといった多様な媒体を通じて、外部に対して発信されている点を挙げることができる。

2. 課題等

自己点検及び評価に関しては、修了生オフィス・アワーを利用した第1年次生向けの学修支援の充実や入学前指導の充実等、必要な施策が一通り実施され、必要な改善に結びついている。情報の公表に関しては、仙台に所在するという制約を踏まえ、遠隔地の入学希望者等に対しても十分な情報が提供できるよう、ウェブサイトの充実など、情報発信に留意すべきである。

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
自己評価書別添資料一覧

資料番号	資料名
別紙様式1	開設授業科目一覧
別紙様式2-1	学生数の状況
別紙様式2-2	司法試験の合格状況
別紙様式3	教員一覧、教員分類別内訳
別紙様式4	科目別専任教員数一覧
別添資料A	平成29年度法科大学院学生便覧
別添資料B	平成30年度法科大学院学生便覧
別添資料C	平成29年度法科大学院シラバス
別添資料D	平成30年度法科大学院シラバス
別添資料E	平成30年度法科大学院学生募集要項
別添資料F	平成31年度法科大学院学生募集要項
別添資料G	2019年度東北大学法科大学院パンフレット
別添資料H	研究・教育の概要第13号(2015.4～2017.3)
別添資料I	平成29(2017)年度授業科目別成績分布データ
別添資料J	平成25年度国際人権・刑事法シラバス
別添資料1-1	平成30年度東北大学法科大学院オリエンテーション資料(式次第及び配付物一覧)
別添資料1-2	平成29年度連続講演会等の概要
別添資料1-3	オフィス・アワー実績表(平成29年度)
別添資料1-4	標準修業年限修了率
別添資料1-5	法科大学院修了者就職先(年度別・職種)
別添資料2-1	修了生弁護士オフィス・アワー体験受講についてのご案内
別添資料2-2	東北大学法科大学院規程新旧対照表
別添資料2-3	長期履修制度について
別添資料2-4	2017年度合格者に対する入学前指導
別添資料2-5	特別選抜合格者への入学前指導
別添資料2-6	平成29年度授業における「共通的な到達目標」周知状況(憲法) 平成29年度授業における「共通的な到達目標」周知状況(民法Ⅱ) レジュメ(憲法)
別添資料2-7	佐藤裕一教授作成の「ローヤリング教材」
別添資料2-8	官澤里美教授作成の「エクスターン事前指導教材」
別添資料2-9	平成30年度入学者受付名簿
別添資料2-10	法情報調査説明会の開催について 平成30年度法情報調査説明会レジュメ 平成30年度法科大学院学生証交付名簿(法情報調査説明会の出欠記録を兼ねるもの)
別添資料2-11	伊東講師作成の民事・行政裁判演習レジュメ
別添資料2-12	平成29年度休講・補講状況一覧
別添資料2-13	平成30年度夏季集中講義時間割
別添資料3-1	平成30年度公共政策大学院授業科目一覧
別添資料3-2	平成30(2018)年度研究大学院開設授業科目
別添資料3-3	東北大学法科大学院教員のための手引き
別添資料3-4	配付レジュメの例 成瀬教授「基幹刑法レジュメ」
別添資料3-5	エクスターンシップ受入先、実施状況一覧
別添資料3-6	エクスターンシップ事前指導講義レジュメ
別添資料3-7	平成29年度集中講義日程・時間割 平成30年度集中講義日程・時間割
別添資料3-8	平成29年度法科大学院集中講義試験日程

資料番号	資料名
別添資料3-9	授業における「共通的な到達目標」の周知状況について
別添資料3-10	平成30年度総合履修指導配付資料【L1生】、【L2生】、【L3生】
別添資料4-1	第1年次基本科目・第2年次基本科目・基幹科目の授業科目を不合格となった学生諸君へ
別添資料4-2	平成29(2017)年度法科大学院開設授業科目成績評価の方法(筆記試験を行わない理由の一例)
別添資料4-3	東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申合せ
別添資料4-4	平成29年度進級認定資料
別添資料4-5	平成29年度修了認定資料
別添資料4-6	平成30(2018)年度東北大学法科大学院入学試験(第2次選考)法学専門科目筆記試験問題(一般選抜前期・一般選抜後期)
別添資料4-7	2018年度 東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨について(一般選抜前期・後期)
別添資料5-1	2017年度法科大学院各種委員会等構成・分担
別添資料5-2	2017年8月21日付メール(標題「9月15日(金)FD懇談会のご案内」) 2018年2月22日付メール(標題「3月2日(金)FD懇談会のご案内」)
別添資料5-3	第1回FD懇談会資料
別添資料5-4	2017年5月17日付メール(標題「FD教員セミナーのお知らせ(6月8日(木)6時限)」)
別添資料5-5	東北大学法科大学院学生による授業評価アンケート(フォーマット)
別添資料5-6	平成29(2017)年度授業評価アンケート集計結果
別添資料5-7	授業評価アンケートに対する所見(2017年度前期分)(抜粋) 授業評価アンケートに対する所見(2017年度後期分)(抜粋)
別添資料5-8	法科大学院FD・教員授業参観制度実施要領
別添資料5-9	教員授業参観アンケート回収分
別添資料5-10	旅行計画書・報告書
別添資料6-1	平成30(2018)年度東北大学法科大学院学生募集要項(追加募集)
別添資料6-2	2018年度法科大学院各種委員会等構成・分担
別添資料6-3	平成30(2018)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針
別添資料6-4	平成30(2018)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針(追加募集)
別添資料6-5	平成28(2016)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について 平成29(2017)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について 平成30(2018)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について
別添資料6-6	東北大学基金チラシ
別添資料6-7	国立大学法人東北大学基金管理運営規程
別添資料6-8	受験上の特別措置申出書
別添資料6-9	試験問題等点検報告書・記入例
別添資料6-10	法科大学院入学試験問題(法学専門科目)確認マニュアル
別添資料6-11	平成30(2018)年度 東北大学法科大学院入学試験の成績開示について
別添資料6-12	平成31(2019)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針
別添資料6-13	平成26～30年度の主要法科大学院入試における出願者数(主要法科大学院)
別添資料6-14	入学定員について
別添資料6-15	平成26年度入試について
別添資料6-16	飛び入学に関する学生募集要項変更案
別添資料6-17	平成28(2016)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針(案)
別添資料6-18	平成29(2017)年度法科大学院入学者選抜について
別添資料6-19	平成30(2018)年度法科大学院入学者選抜について
別添資料6-20	2018年度第2回法科大学院入試委員会議事録
別添資料6-21	東北大学法科大学院入学試験に係る検定料納付の特例制度について
別添資料6-22	東北大学法科大学院奨学生制度に関する申し合わせ

資料番号	資料名
別添資料6-23	東北大学法学部教育研究基金(JR東日本寄附金)に関する申し合わせ
別添資料6-24	入学者に対する奨学金給付の拡充について
別添資料7-1	平成30年度のエクスターンシップについて
別添資料7-2	履修相談受付簿(平成30年度)
別添資料7-3	平成30(2018)年度東北大学法務学修生受入要項
別添資料7-4	教員オフィス・アワー制度について
別添資料7-5	修了生オフィス・アワー制度について
別添資料7-6	修了生オフィス・アワー制度利用状況(平成29年度)
別添資料7-7	修了生オフィスアワー講師の委嘱について
別添資料7-8	東北大学法科大学院奨学生の決定について 平成30年度東北大学法科大学院奨学金給付対象者
別添資料7-9	学生相談所利用案内
別添資料7-10	東北大学保健管理センター健康相談と診療
別添資料7-11	2018年度学生心理相談室について
別添資料7-12	ハラスメントの防止と解決のために
別添資料7-13	法学研究科各種委員会委員名簿(抜粋)
別添資料7-14	授業時の座席配慮の申請書、授業時の座席配慮について
別添資料7-15	修学上の配慮を希望する入学予定者との面談について
別添資料7-16	座席指定図
別添資料7-17	平成27(2015)年度前期科目試験時の配慮について
別添資料7-18	授業時の配慮について(教員への周知メール)
別添資料7-19	平成29年度連続講演会の概要
別添資料7-20	平成29年度司法試験合格者向け就職支援説明会の概要
別添資料7-21	平成29年度就職情報の案内概要
別添資料7-22	東北大学法科大学院修了生就職体験記(2018年3月配布)
別添資料7-23	平成30年度東北大学大学院法学研究科博士後期3年の課程(4月入学) 学生募集要項(後継者養成コース(研究者型)一般選抜)
別添資料7-24	平成30年度東北大学大学院法学研究科博士後期3年の課程(4月入学) 学生募集要項(後継者養成コース(実務家型)一般選抜)
別添資料7-25	後継者養成コース紹介
別添資料8-1	専攻・講座別現員一覧(平成30年4月1日現在)
別添資料8-2	東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規
別添資料8-3	東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規
別添資料8-4	東北大学法科大学院における教員の資格等に関する申合せ
別添資料8-5	実務家教員略歴
別添資料8-6	各種運営委員会出欠一覧
別添資料8-7	平成30年度法科大学院教育補助者一覧
別添資料9-1	東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程
別添資料9-2	法学研究科各種委員会名簿(抜粋)
別添資料9-3	平成29年度東北大学研修予定一覧(本部事務機構主催)
別添資料9-4	学内財源を活用した新たな整備手法による建物整備計画
別添資料9-5	施設計画:新規施設計画(短期)
別添資料9-6	研究・教育の概要第9号(抜粋)
別添資料9-7	平成28年度総長裁量経費(第二回)の採択について(通知) 平成29年度総長裁量経費(第二回)の採択について(通知)
別添資料9-8	平成30年度総長裁量経費及び平成31年度概算要求に関する総長ヒアリングの実施について
別添資料10-1	自習室の割り振りについて
別添資料10-2	川内キャンパス教員室配置図、片平キャンパス教員室配置図
別添資料10-3	防災マニュアル

資料番号	資料名
別添資料10-4	定期試験実施時の地震等の対応について
別添資料10-5	エクステンション教育研究棟内の防犯カメラについて
別添資料11-1	法科大学院(総合法制専攻)自己評価報告書平成29年度版
別添資料11-2	東北大学法科大学院における自己点検評価書の作成及び公表に関する申合せ
別添資料11-3	東北大学法科大学院履修案内(平成26年度入学者用)
別添資料11-4	東北大学法科大学院履修内規新旧対照表(案)
別添資料11-5	入学前指導について
別添資料11-6	東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規
別添資料11-7	東北大学大学院法学研究科外部評価委員会(法科大学院)[平成29(2017)年度] 評価結果
別添資料11-8	東北大学法科大学院年次報告平成29年度(平成29年6月)
別添資料11-9	平成29年度法科大学院オープンキャンパスプログラム
別添資料11-10	東北大学法科大学院における法科大学院認証評価のための資料保存期間に関する 申合せ